2022年度

学 生 便 覧

～履修のてびき～

奈良佐保短期大学

はじめに

『学生便覧』には、皆さんが入学してから卒業するまでの学修を円滑に進められるように、基本となるルールを掲載しています。卒業して学位を取得するためには、どのような授業をどのような順序で受けたら良いのでしょうか？また、介護福祉士、栄養士、保育士、幼稚園・小学校教諭など国が定める資格や、医療秘書士、ピアヘルパーなど就職に役立つ資格はどのような科目を履修すれば取得できるのでしょうか？それを理解するためには、是非この『学生便覧』を活用してください。皆さん一人ひとりが、卒業後の目標＝「なりたい自分」になるために、奈良佐保短期大学でどのような学生生活を送れば良いのか必要な事が全て書かれています。本学の教育理念に掲げられた「自律する人」になるために、『学生便覧』でわからない事を調べる、ルールを確認する習慣を身につけて欲しいと思います。その習慣は、皆さんが社会に出た時に必ず役に立つでしょう。実り豊かな学生生活が送れるかどうかは皆さん自身にかかっています。「事象に自ら関わる人」になってください。そして友人や教職員との様々な関わりを通して「自己と他者を尊重する人」となってくれることを切に願っています。

学長　池内　ますみ

目　　次

奈良佐保短期大学の「建学の精神」及び「教育理念」、「学士課程教育の3つの方針」
奈良佐保短期大学のあゆみ

≪履修のてびき≫
Ⅰ　履　修
　(1) 単位制
　(2) 単位
　(3) 履修登録
　(4) キャップ制（履修上限単位数）
　(5) 単位の修得
　(6) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度
　(7) 卒業の要件
Ⅱ　履修登録
　(1) カリキュラム
　(2) 必修科目と選択科目
　(3) 他学科・他コース履修「課程外選択科目」
　(4) 単位互換制度
　(5) 履修登録の手順
　(6) 履修登録変更期間
Ⅲ　授　業
　(1) 授業の開講形態
　(2) 授業時間
　(3) 休講
　(4) 補講
　(5) 欠席
　(6) 遅刻・早退
　(7) 学生申し立て
Ⅳ　公認欠席
　(1) 忌引
　(2) 学校感染症
Ⅴ　試　験
　(1) 筆記試験の心得
　(2) レポート試験
　(3) 実技試験、課題(作品)提出
　(4) 追試験・再試験
Ⅵ　成績評価
　(1) 単位認定制度
　(2) 成績の発表
Ⅶ　免許・資格
　(1) 免許・資格の種別
　(2) 学科・コースごとに取得する資格
　(3) その他の資格

Ⅷ　学籍

（1）学籍
（2）学籍上の氏名
（3）学籍番号（学生証番号）
（4）学籍異動
（5）修業年限と在学年限

≪履修に関するＱ＆Ａ≫

≪各種資格カリキュラム≫

表１　介護福祉士資格
表２　栄養士免許
表３　フードスペシャリスト資格
表４　小学校教諭二種免許
表５　幼稚園教諭二種免許
表６　保育士資格
表７　社会福祉主事任用資格
表８　ピアヘルパー
表９　介護職員初任者研修
表１０　食の6次産業化プロデューサー【レベル1】
表１１　介護食士3級
表１２　情報処理士
表１３　秘書士
表１４　医事実務士
表１５　医療秘書実務士
表１６　ビジネス実務士
表１７　認定ベビーシッター資格
表１８　准学校心理士資格

≪学科・コース別カリキュラム≫

他大学等との単位互換について
課程外選択科目
生活未来科生活福祉コース
生活未来科食物栄養コース
生活未来科ビジネスキャリアコース
地域こども学科

≪学科・コース別カリキュラム・マップ　カリキュラム・ツリー≫

基礎教養科目
生活未来科生活福祉コース
生活未来科食物栄養コース
生活未来科ビジネスキャリアコース
地域こども学科

≪日本語教育別科≫

日本語教育別科入学者受け入れの方針
日本語教育別科規則
カリキュラム
カリキュラム・マップ　カリキュラム・ツリー

≪学生生活の心得≫

≪学則・規程・会則≫

学則
学位規程
履修規程
履修細則
学外実習に関する内規
既修得単位に関する取扱要領
放送大学の特別聴講学生となるための手続き取扱要領
所属課程以外の専門教育科目履修に関する内規
緊急時における授業等の取扱要領
公認欠席に関する内規
グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規
不正行為等防止に関する内規
長期履修学生規程
転科規程
卒業延期制度規程
科目等履修生規程
再入学に関する規程
復籍に関する規程
外国人留学生規程
派遣交換留学生規程
派遣交流学生規程
交換留学生規程

奈良佐保短期大学の「建学の精神」及び「教育理念」

建学の精神

昭和 6 年、当時の奈良女子高等師範学校の同窓会(佐保会)が佐保女学院を設立するにあたり、「教養識見ある女性を養成し、社会に貢献できる人材を育成すること」を掲げた。昭和 40 年、短期大学の開設にあたっては、「女子専門の学術技芸を教授、研究し、実生活に必要な能力を有する教養識見ある女性を育成すること」を謳った。

教育理念

一　自律する人

二　自己と他者を尊重する人

三　事象に自らかかわる人

1　人に決められ、人に指示されて行動するのではなく、その時々の状況から判断し、自らの意思で行動する事のできる人を育てます。
　自律する人になってほしいと考えています。

2　自分自身の存在を価値あるものとして信頼し、自信を持つことができれば、自己を尊重することができるようになります。そのことは、他者を受け容れ、尊重する事に繋がっていきます。自他の区別ができ、他者の思いや行動を理解しつつ、自ら行動できる人を育てます。
　自己と他者を尊重する人になってほしいと思います。

3　人やもの、出来事や状況など、さまざまな事象に自分から積極的にかかわっていく事のできる、行動力のある人を育てます。
　受身ではなく、自ら事象にかかわることのできる人になってほしいと考えています。

最近改正：令和３年４月１日

奈良佐保短期大学で学ぶ人が本学の定める“学修成果”を獲得できるように、学修成果を踏まえた“学士課程教育の３つの方針”を次のとおり定めます。

学士課程教育の３つの方針

【学位授与の方針】

社会生活に必要な知識と教養を身につけ、社会に貢献できる基礎力と学科の専門的学修成果を保証するため設定した科目の単位を修得した者に、卒業を認定し短期大学士の学位を授与する。

〔生活未来科〕

1. 生活未来科の学修成果を保証するため設定した科目の単位を修得した者に、学位を授与する。
2. コースの学修成果を獲得した者は免許・資格を取得できる。

〔地域こども学科〕

1. 地域こども学科の学修成果を保証するため設定した科目の単位を修得した者に、学位を授与する。
2. コースの学修成果を獲得した者は免許・資格を取得できる。

【教育課程編成・実施の方針】

1. 本学は、学科共通の基礎教養科目と学科ごとの専門教育科目を以て教育課程を編成する。
2. 学修成果の達成に向けて、卒業に必要な科目と免許・資格取得に必要な科目をバランスよく配置する。
3. 成績評価については、各教科で公表した評価基準に従って達成度を厳密に評価し、単位の実質化を図る。
4. 基礎教養科目では、社会生活に必要な力を養うために、情報リテラシーを身につけ、キャリア形成に必要な科目を開講する。また、学位授与の方針に従って、自己理解・相互理解を深め、地域・奈良について学ぶ。
5. 専門教育科目では、学科・コースの特性を活かした科目を開講する。

〔生活未来科〕

生活に関わる福祉・栄養・ビジネスの三分野に共通する幅広い視野を身につける科目群を配置する。

〈生活福祉コース〉

1. 多様な介護ニーズに対応する能力を養うため、実践を重視した科目を編成する。
2. 社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める科目の他に、本学独自にフィールド制を設け、それに即した科目を開講し“質の高い介護福祉士”として必要な最新の知見を取り入れた体系的なカリキュラムを編成する。

〈食物栄養コース〉

3. 地域の健康づくりに貢献する態度を養うため、実践を重視した科目を編成する。
4. 栄養士法施行規則に定める科目の他に、本学独自の科目を開講し、“調理ができる栄養士”として必要な最新の知見を取り入れた体系的なカリキュラムを編成する。

〈ビジネスキャリアコース〉

5. 企業・公共団体で必要とされる仕事の基礎知識とスキルを身につけ、地域に根差したビジネスを学ぶ科目を開講する。
6. 情報を分析し、課題解決に導くための論理的思考力を養うカリキュラムを編成する。

〔地域こども学科〕

1. 資格 ・免許取得を目的とするだけでなく、保育者として豊かな専門性を育むことを目的とし、各自の特技や興味ある分野を伸ばすために「ゼミナール」等学科独自の専門科目を導入する。

2. 「ゼミナール」授業の一環として、地域住民との触れ合いや近隣保育園・幼稚園・こども園・福祉施設等との連携を深めることを目的とした実践活動を企画開催する。
3. 教育職員免許法及び児童福祉法施行規則に定める科目の他に、認定ベビーシッター・ピアヘルパー・准学校心理士等の資格が取得できる科目を開講し、幅広い支援のできる教育者・保育者を育成する体系的なカリキュラムを編成する。また、小学校教員採用試験合格に向けて、学科独自科目を開講し、教員養成を目指す。

〔科目〕

1. カリキュラム・マップに則って、学修成果を設定する。
2. 授業以外に必要な自学自習の内容や方法を明示する。

【入学者受け入れの方針】

〔両学科共通〕

1. 入学後の学修に必要な基礎学力を有している人
2. 本学の教育理念を理解している人
3. 本学の設定した学修成果の獲得に向けて努力する人

〔生活未来科〕

〈生活福祉コース〉

生活福祉コースでは、高齢者や障がい者の生活支援に携わる介護福祉士を養成します。介護福祉士には自分自身の日常生活での自己管理能力を始めとして、チームで仕事をするための社会のルールや人との約束を守るなどの規律性、さまざまな人と協力し合って目的を達成する協調性、さらに周囲の人々や物事との関係性を理解するための状況把握力が求められます。

そこで、生活福祉コースでは次のような人の入学を求めています。

1. 福祉に関心があり、積極的に他者の話を聞いたり調べたりできる力が身についている人
2. 専門知識を学ぶために必要な、読解・表現・論理的思考などの国語力が身についている人
3. 相手の思いが理解でき、自分の考えを自分の言葉で伝える力が身についている人

〈食物栄養コース〉

食物栄養コースでは、栄養士を養成します。栄養士に求められる専門的な知識や技術を身につけるために、入学までに、論理的な文章を書き、栄養指導でも必要になる国語力、栄養価や発注の計算などに必要になる計算力を身につけておくことが必要です。また、からだのしくみや食品の性質について理解を深めるために「生物」や「化学」などの基礎力も求められます。さらに、将来栄養士として働く際には協調性が大切であり、本学の学修においてもグループ活動を多く取り入れています。

そこで、食物栄養コースでは次のような人の入学を求めています。

1. 栄養、調理に関心があり、学ぶ意欲のある人
2. 基礎学力を備え、自分の意見を述べる力が身についている人
3. 協調性をもって、グループ活動に取り組む力が身についている人

〈ビジネスキャリアコース〉

ビジネスキャリアコースでは、ビジネス社会に貢献できる人材を養成します。ビジネス社会では、顧客へのサービス提供やチームによる仕事の推進など、人とのつながりが必要不可欠です。ビジネスの専門知識・技術だけでなく、様々な課題を乗り越える判断力や行動力が求められます。さらに職場では、パソコンを使った情報処理は必須であり、情報処理力も求められます。

そこで、ビジネスキャリアコースでは次のような人の入学を求めています。

1. ビジネスに関心を持ち、自ら考えて主体的に行動する力が身についている人
2. 読む、書く、聞く、話す言語能力及び基礎的な情報処理力が身についている人
3. 相手の思いを理解し、人との関係を築ける人

〔地域こども学科〕
　地域こども学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭など、子どもの保育と福祉、教育に関わる専門職を養成します。それには、子どもと子どもをとりまく状況を把握・分析して問題解決に導く力や他者と協働する力が必要となります。もとより保育や福祉、教育に関する学修のためには、基礎学力に加えて常に学び続ける意欲が必要です。また、子どもの成長に携わるものとして、子どもとその周囲の人々の思いに共感することができる豊かな人間性と教養が求められます。
　そこで、地域こども学科では次のような人の入学を求めています。

1. 子どもと子どもをとりまく状況に関心を持つとともに、学修する基礎学力を備えている人
2. 読む、書く、聞く、話す言語能力が身についている人
3. 目標に向かって継続して学び続ける力を持ち、責任ある行動ができる人

〔選抜方法の趣旨〕
　本学では、全ての入試種別において面接試験を実施し、学生生活において他者と協調しながら専門性を高めるために必要な自律的な行動力を測ります。同時に、質問の意図を汲み取り、自分の考えを適切な言葉で表現できる能力を判断します。また、それぞれの学科やコースで必要とされる汎用的な能力については、基礎学力や表現方法及び論理的な考え方などを筆記試験や作文、事前面談や面接時の口頭試問によって確認します。

　奈良佐保短期大学に入学し２年間の学びを修めると、あなたはどんな人になるのでしょうか。
本学ではそれを、“学修成果”としてまとめました。

学修成果

1. 社会生活に必要な知識と教養を身につけ、社会に貢献できる。
2. 自律の精神に則り自己管理できる。
3. 自己と他者を尊重することができる。
4. 積極的に社会と関わることができる。

〔生活未来科〕

1. 専門の知識と技術を修得し、社会に貢献できる。
2. “質の高い介護福祉士”として、多様な介護ニーズに対応できる。
3. “調理ができる栄養士”として、地域の健康づくりに貢献できる。
4. ビジネスの仕組みを理解し、産業界に貢献できる。
5. 学外実習やインターンシップにおいて、社会人として求められる責任ある態度をとれる。
6. 自ら課題を発見し、その解決に向けて努力できる。

〔地域こども学科〕

1. 専門の知識と技術を修得し、社会に貢献できる。
2. “保育者＋（プラス）”として得意分野を活かした保育士・幼稚園教諭、小学校教諭になる。
3. 学外実習において、社会人として求められる責任ある態度をとれる。
4. 自ら課題を発見し、その解決に向けて努力できる。
5. 修得した知識と教養、コミュニケーション能力を活かして、地域社会と共生できる。

〔科目〕

1. 科目ごとの到達目標を理解する。
2. 各学科で設定した知識や技術を獲得する。

附　則

この方針及び学修成果は、令和３年４月１日から施行する。

＊～＊～＊～＊
～
＊
～
＊

奈良佐保短期大学のあゆみ

昭和 40 年　佐保女学院短期大学家政科開設

昭和 42 年　栄養士養成課程開設

昭和 44 年　佐保女学院短期大学を奈良佐保女学院短期大学と校名変更

昭和 48 年　家政科を家政学科と学科名変更

昭和 48 年　初等教育学科開設

昭和 63 年　家政学科を生活科学科と学科名変更

平成　5 年　生駒佐保幼稚園、河内長野佐保幼稚園および倉敷佐保幼稚園をそれぞれ奈良佐保女学院短期大学附属生駒幼稚園、同附属河内長野幼稚園および同附属倉敷幼稚園とする

平成 11 年　生活科学科に生活福祉専攻開設

平成 13 年　奈良佐保女学院短期大学を奈良佐保短期大学と校名変更、男女共学となる

平成 13 年　初等教育学科を幼児教育科と学科名変更

平成 15 年　専攻科福祉専攻開設

平成 21 年　生活科学科を生活未来科と学科名変更

平成 22 年　幼児教育科を地域こども学科と学科名変更

平成 22 年　日本語教育別科開設

＊
～
＊
～
＊～＊～＊～＊

履修のてびき

《履修のてびき》

Ⅰ　履　修

短期大学の学修は、高等学校までとは異なり、それぞれの学生が自分の目標に向けて学びたいと希望する科目を自主的に選びます。学修目標は自分で定め、卒業に至るまで計画的に履修を進めていきます。

学修は、短期大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われていますので、卒業や免許・資格に必要な科目と単位を修得すれば卒業が認定され、免許や資格を取得することができます。

卒業と免許・資格取得に必要な単位数を別表に示します。免許・資格についてはそれぞれの法令や認定団体によって取得条件が規定されています。本学の開講科目や開講時期は『学科・コース別カリキュラム』に示していますので、時間割表によって各自の履修計画を立てましょう。

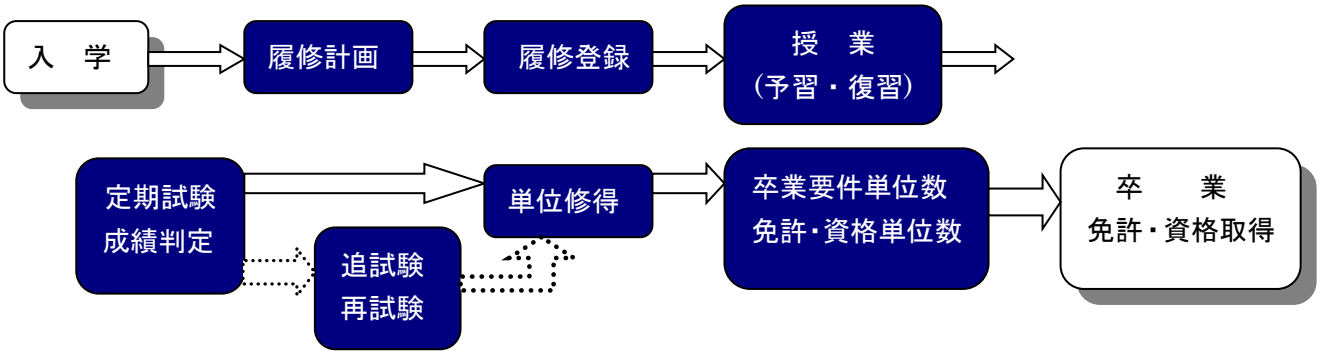

(1)　単位制

単位制とは、科目を登録して履修し、定められた基準を満たしていると評価された場合に単位を得る制度のことです。卒業や免許・資格に必要な科目と単位を修得すれば卒業が認定され、免許や資格を取得することができます。

(2)　単位

「単位」とは、１つの授業科目の学修に必要な時間数を表す基準です。個々の科目は、授業方法や授業時間外に必要な学修（予習・復習・学外実習）の時間数などによって単位数が定められています（「学則第 20 条」参照）。そのために、学修期間が同じ１学期間でも、科目によって認定される単位が１単位のものや２単位のものがあり、授業を受講するだけでなく、予習・復習等授業時間外の自主的な学修が必要とされています。

大学設置基準により、１単位の学修時間が規定されています。

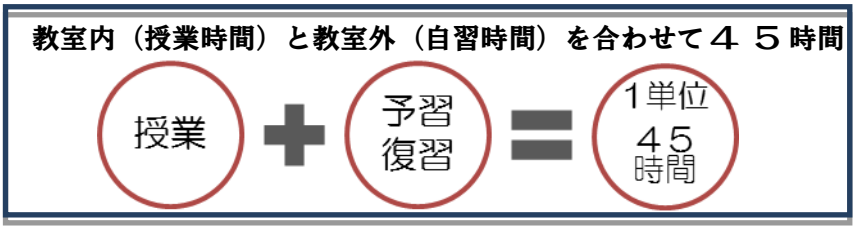

＊大学の授業１コマ(90 分)は、２時間の授業として計算します。
１単位の必要学修時間（原則）

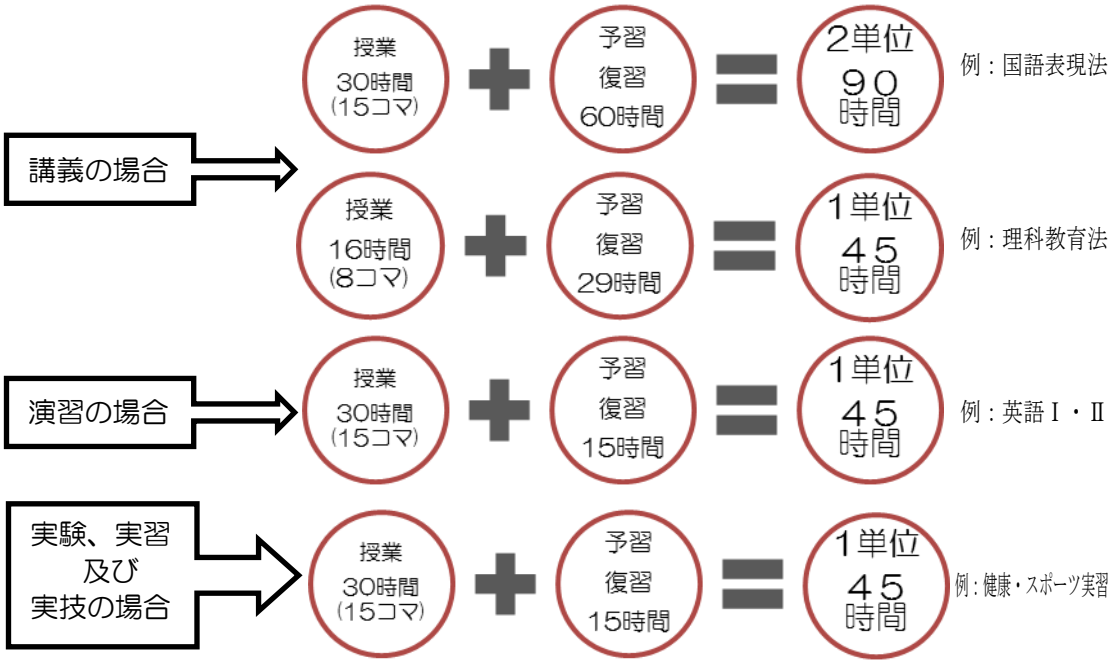

(3)　履修登録

単位を修得するために受講したい（または受講しなければならない）授業科目を登録することです。履修登録を正しく行わないと成績評価の対象となりません。

(4)　キャップ制（履修上限単位数）

授業科目の単位修得に必要となる実質的な学修時間を確保する観点から、学生が１年間あるいは１学期間に履修科目として登録することができる単位の上限を設ける制度です。

本学で１年間に登録できる履修単位の上限は、50 単位を超えないものとしています。ただし、所定の用紙を申請し、受理されるとこの限りではありません。(「グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規」参照)

(5)　単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。

①　各年度に開講される授業科目に対して、履修登録を行うこと ②　登録した授業科目を履修し、予習・復習を含めた学修に対して評価（筆記試験・レポート・平常点等）を受け、合格の評価を得ること

＊各授業科目の評価方法は、saho navi(学生情報システム)または、本学ウェブサイトのシラバスに記載されています。

(6) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度

「GPA」とは、各授業科目の５段階の成績評価に対応して４．０～０．０の評点を付与して算出する本学における成績評定平均値です。学期ごとに確定した成績に基づいて GPA の計算を行い、各種奨学生の選考や学修指導を行う根拠となります。(「グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規」参照)

(7) 卒業の要件

本学を卒業するためには、２年以上在学し、基礎教養科目 12 単位以上を含む合計 62 単位以上（必修科目を含む）を修得しなければなりません。

＊全学共通の基礎教養科目や各学科・コースの専門教育科目は「学科・コース別カリキュラム」に記載されています。

Ⅱ　履修登録

(1) カリキュラム（教育課程）

科目を履修することにより、学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、また学修成果のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したカリキュラム・マップ、並びに学科・コースごとの学修成果の達成に向けて、どのような授業科目が連携し年次配当しているかを示したカリキュラム・ツリーを作成し、本学ウェブサイトに公開しています。

カリキュラムは「基礎教養科目」と「専門教育科目」の２つの科目群で構成されています。履修登録の手順に従い、自分の目標に向け、また関心に応じてカリキュラムから授業科目を選んで時間割を作成します。

【基礎教養科目】

社会人として必要な基礎能力や幅広い教養を身につけるための科目で、本学では「国語表現法」、「人権と差別」、「情報リテラシー」は卒業必修科目です。

【専門教育科目】

専門的な知識・技能を修得するための科目です。

(2) 必修科目と選択科目

①必修科目

卒業や免許・資格取得のためには必ず修得しなければならない科目です。

②選択科目

卒業や免許・資格取得のためには選択して所定の単位数を修得しなければならない科目です。

(3) 他学科・他コース履修「課程外選択科目」

学生の修学の幅を拡げ、より豊かな勉学の機会を提供するため、その学生が所属する学科以外の専門教育科目を履修することを認めています。「課程外選択科目」として設定されている科目を確認してください。課程外選択科目として修得した単位は、30 単位まで卒業に必要な単位とすることができます。(「課程外選択科目」参照)

(4) 単位互換制度

本学と単位互換協定を結んでいる大学等が提供する正規科目を受講することができ、また本学授業科目の履修とみなし単位認定される制度です。(「他大学等との単位互換について」参照)

(5) 履修登録の手順

履修登録は必要な科目を履修し単位を修得するために必要な手続きです。定められた期間中に必ず履修する科目の登録手続きを行ってください。

【履修登録方法】

① 自分が所属する学科・コースの「カリキュラム」表で、めざす資格に必要な科目と関心を持った科目に印をつける。印をつけた科目の単位数を集計し、必要な単位数以上になっていることを確認する。
＊特に２回生では、基礎教養科目、専門教育科目別に修得単位と履修予定単位を集計し、必要単位数を満たしていることを確認する。

② saho navi にログインし、マークした科目を登録する。

③ 全て間違いなく登録できたら、確定ボタンをクリックする。

④ 前期の登録ができたら、後期、集中講義、学外実習も同様に登録する。

⑤ すべて登録できたら、最終確認、見込判定を行い、エラーがないか確認する。

⑥ 履修内容にエラーがないと表示されていれば、提出を押下する。この際、登録したメールアドレスに時間割が送信されるので、確認すること。

⑦ saho navi「学生時間割表」のとおりに受講する。

【履修登録での注意事項】

＊同一時限に２科目を登録することはできません。
＊学期の途中での追加はできません。
＊カリキュラム表「学年指定」欄の『２』は２回生で履修する科目です。
＊選択科目はすべてが受講できるわけではありません。
＊時間割枠外の集中講義や学外実習も漏れがないように登録してください。
＊受講人数が６名以下の場合は開講しないことがあります。

(6) 履修登録変更期間

変更期間内（授業開始後１週目）は履修登録の変更ができます。ただし、授業の出席は履修登録にかかわらず１回目から必要です。

担任教員が登録確認表の変更内容を確認する期間（履修登録学生指導期間）の後、最終履修登録確認を行います。最終確認では、履修登録に間違いがなければ自署します。この時は、追加・変更はできませんが削除のみ可能です。また、各学期の授業開始後７週目の期間に受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができます。その場合 GPA 算出の対象外となります。

Ⅲ　授　業

１年の学期は、前期（春学期）・後期（秋学期）の２学期に分かれ、それぞれの学期で授業時間、試験期間などを設定しています。

(1)　授業の開講形態

通年	1 年間通じて開講する授業
前期授業	前期（4 月～9 月末）に開講する授業
後期授業	後期（9 月末～3 月末）に開講する授業
集中授業	一定期間内に集中して行う授業 ＜夏期集中＞8 月から 9 月開講の授業や学外実習 履修登録は後期に設定しますが、成績の認定は次年度前期に行います ＜春期集中＞2 月から 3 月開講の授業や学外実習 履修登録は後期に設定しますが、成績の認定は次年度前期に行います

(2)　授業時間

１限	9：10～10：40	４限	14：40～16：10
２限	10：50～12：20	５限	16：20～17：50
３限	13：00～14：30	６限	18：00～19：30

（昼休み 12：20～13：00）

(3)　休講

科目担当教員が病気やその他やむを得ない理由により休講する場合があります。その場合、saho navi よりメールで休講のお知らせを配信します。メールアドレスを変更した時は、saho navi 登録のメールアドレス変更作業を各自で行ってください。

(4)　補講

学外実習や休日で欠けた分の授業は、年間計画で５限及び６限に補講計画が設定されています。また、祝日が授業日となっている場合もあります。

この補講計画は、予め日時が決まっているため saho navi によるメール配信はありません。事前に科目担当教員から日程を確認しておいてください。また、saho navi メインエリアの日別や月別、履修授業スケジュールからも確認できます。

科目担当教員の事情により休講した授業も必ず補講が設定されます。saho navi よりメールで補講日時をお知らせします。教室の変更がある場合もありますので注意してください。

(5)　欠席

欠席した場合は、次回に授業内容等を科目担当教員に確認してください。

各授業科目について、授業実施時間数の３分の２以上の出席をしないと「無資格」となり単位が修得できません。saho navi で自身の出欠情報が確認できます。

＊授業によっては出席状況をより厳しく重視することがあります。

＊介護実習は５分の４以上の出席が必要です。

(6) 遅刻・早退

授業開始後 30 分以上経過して入室した場合や授業終了 30 分以上前に退出した場合は、受講しても欠席扱いになります。また、遅刻を３回した場合は欠席１回とカウントします。

(7) 学生申し立て

以下の事項について、学生と担当者の間で解決に到らない場合、学生の申し立てにより解決を図ることができます。ただし、この申し立てによって「欠席」を「出席」として取り扱うことはなく、また受けられなかった授業の補講を補償するものではありません。

＊履修登録において、なんらかのやむを得ない事情により、本人が変更を希望する場合
＊授業の出欠の扱いについて、不服がある場合
＊成績評価の内容について、疑問がある場合
＊オリエンテーションや就職試験等のやむを得ない理由により欠席し、授業内容に関する配慮を申し入れる場合
＊警報発令等で通学が著しく困難な場合に欠席し、授業内容に関する取扱いについて配慮を申し入れる場合

Ⅳ　公認欠席

次の場合は、完治または期間終了後１週間以内に所定の手続きを行うと公認欠席として認定されます。所定の書類を添えて教育支援センターで手続きを行ってください。ただし、追試験及び再試験を公認欠席に該当する事情により欠席した場合は、期間終了後３日以内の願い出が必要です。認定された場合は別途追試験及び再試験を実施します。(「公認欠席に関する内規」参照)

(1) 忌引

忌引日数の取扱いは「公認欠席に関する内規」をご覧ください。
所定の書類：会葬礼状など

(2) 学校感染症

学生が、「公認欠席に関する内規」別表の感染症に罹患し、医師が診断した場合（疑いの場合を含む）は出席停止とします。学校感染症の詳細は「公認欠席に関する内規」をご覧ください。

所定の書類：診断書または学校感染症罹患証明書
＊所定の書類には、病名（疑いの場合を含む）と出席停止期間の記載が必要です。
＊公認欠席は、定められた理由により欠席したことを認めるものです。授業を欠席するという状況には変わりがありませんので、各自において該当科目の授業の内容、課題等を十分に確認し、授業に遅れをとらないよう自らの努力で補うようにすることが必要です。

Ⅴ　試　験

【定期試験】

各学期末の定められた試験期間内の定期試験時間割によって行われます。成績評価は、授業実施時間数の３分の２以上出席した者について行います。このため、出席状況によっては定期試験を受験できないことや、授業によっては出席状況をより厳しく重視することがあります。

・試験は、筆記試験、レポート試験、実技試験、課題(作品)提出などにより行います。
・定期試験時間割やレポート課題等は、試験の２週間前に発表します。試験日時、教室、締め切り日時、提出場所等をよく確認してください。

【平常試験】

授業時間内に行われる試験です。各科目担当教員が授業中に指示する場合と教育支援センターが掲示によって連絡する場合があります。

・試験は、筆記試験、レポート試験、実技試験、課題(作品)提出などにより行います。

・レポート課題の締め切り日時、提出場所等をよく確認してください。

(1) 筆記試験の心得

① 受験

・体調を整えておくこと。

・事前に十分な勉強をし、余裕をもって臨むこと。

・不正行為を疑われるような不審な行動や態度をみせないこと。

・試験場では学生証を提示し、試験監督者の指示に従うこと。

・試験開始 20 分を過ぎると受験できないため定期試験時間割をよく確認すること。

② 欠席（公認欠席を含む)、遅刻、退室

・やむを得ない理由により定期試験を欠席した場合は、追試験を受けることができる。

・遅刻した場合は、監督者に遅刻の理由を告げ、許可を得てから所定の席につくこと。

・公認欠席に該当する事情により追試験及び再試験を欠席した場合は、期間終了後３日以内に願い出、認定されれば別途追試験及び再試験を受けることができる。

③ 不正行為

・不正行為をすると、当該科目は不合格となり、再試験も認められない。

・科目によっては、卒業延期あるいは２年間で免許・資格が取れなくなる場合がある。

④ 不正行為とみなされる行為（「不正行為等防止に関する内規」及び「定期試験等における不正行為に関する申し合わせ」参照）

一　受験者本人に代わって他人が試験を受験した場合

二　言語、動作等によって試験に関する内容をやり取りした場合

三　許可されていない物品を机に置いていた場合

四　筆記用具、持込み許可物品を貸し借りした場合

五　試験内容に関する事項を記したものを所持、又は身体、衣服、机上、筆記用具等に書き込みを行った場合

六　解答用紙を他人に見せ、又は他人の解答用紙を見た場合

七　携帯電話等の送受信機の通信手段を用いた場合、又は電子機器類を使用した場合

八　上記一～七と紛らわしい行為、及びその他試験の公正を欠くと見なされる行為

*四、六の場合、当該行為に関わりのある全員を不正行為を行ったものとする。

(2) レポート試験

① 表紙に、授業科目・授業曜日時限・担当教員名・学科・コースまたはクラス・学籍番号・氏名を明記し、ホッチキス等で綴じて提出する。

② 指定された様式で、指定場所に期限内に提出する。

③ 一度、提出したものは加筆、訂正、返却（一時返却を含む）はできない。

④ レポート等の提出先が教育支援センターの場合

・ 本人が持参し、レポート等受取確認記録に記入する。

・ 取り扱い時間内に提出する。

・ 窓口取り扱い時間は、9：00 から 17：00 までとする。（各科目の提出期限は掲示板で確認し、余裕を持って早めに提出すること）
・ 期限を過ぎた場合は、受け付けない。（試験欠席扱いとなる）

(3) 実技試験、課題（作品）提出

実技試験や課題（作品）提出については、授業の中で説明があります。
欠席した時は、科目担当教員に必ず確認してください。

(4) 追試験・再試験

追試験……病気などやむを得ない理由で定期試験を受けることができなかったとき
再試験……成績評価が「再有」のとき（１回再受験ができる）
＊科目によっては再試験が実施されないことがあります。

① 定められた期間内に追試験願・再試験願の手続きを行う。（用紙は担任から配付される）
② １科目につき 1,000 円の「追再試験料証紙」を貼付して教育支援センターに申し込む。
＊公認欠席の手続きをして認められた場合、受験料は不要であるが手続きは必要です。
③ 試験場では、学生証を提示する。
④ 追試験・再試験を欠席した場合は、再度の追試験・再試験はない。ただし、公認欠席に該当する事情により追試験・再試験を欠席し、期間終了後３日以内に願い出た者については別途追試験・再試験を実施する。
⑤ 試験期間に学外実習が重なる場合は、特別試験を実施する場合がある。

【特別指導】

各学期末の定められた期間に行われます。成績発表後、再試験科目に特別指導があるかどうかを各自で確認し、特別指導がある場合は受講してください。手続きは不要です。

Ⅵ　成績評価

成績評価は、５段階で表わし、Ｃ以上を合格として単位を認定します。（追試験の成績はＡ～Ｄ、再試験の成績はＣまたはＤとなります）

・成績通知書は現在までの単位修得状況を表示しています。表の見方は次のとおりです。
・今期履修科目について、不認定科目も表示しています。（成績証明書・単位修得証明書には掲載されません）
・「Ｄ」「無」「再無」「放棄」は単位が修得できていません。
・卒業に必要な単位数と修得済み単位数を成績通知書に記載しています。免許・資格取得に必要な単位数は、学科・コースのカリキュラム表で確認してください。
・卒業や免許・資格取得に必要な単位が不足している場合は、担任に相談の上、履修計画を見直してください。

評価名称	評価点	合・否	GP 値	備考
Å	100～90 点	合格	4.0	
A	89～80 点	合格	3.0	
B	79～70 点	合格	2.0	
C	69～60 点	合格	1.0	
D	59 点以下	不合格	0.0	
再有	59 点以下		＊再試験を受験できます 再試験に合格すればＣと評価されます	
欠席			＊定期試験を欠席しています 追試験に合格すればＡ～Ｃと評価されます	
再無	59 点以下	不合格	再試験がありません 再度履修登録をしてください	
無	―	不合格	授業実施時間数の３分の２以上の出席をしていないため「無資格」です 成績評価できません	
放棄	―	不合格	追試験・再試験手続きをしていません	
※		―	履修予定科目です 成績評価はしていません	

(1) 単位認定制度

本学入学前に他の短期大学または大学等において履修した授業科目について、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修とみなし認定する場合があります。

(2) 成績の発表

各学期末の成績は、担任を通じて発表します。ホームルームの日時・場所を確認して、確実に受け取ってください。発表後は期間内に追試験・再試験の手続きが必要です。９月と３月には、保証人にも最終成績を saho navi に公開します。また、成績不振者には、学修指導を行う場合があります。

Ⅶ　免許・資格

(1) 免許・資格の種別

国家資格	法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格。定められた単位を修得し、申請することにより取得することができる
民間資格	民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格
公的資格	国家資格と民間資格の中間に位置付けられる資格で、民間団体や公益法人が実施し文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定する資格
任用資格	資格取得したうえで、ある職務に採用されてはじめて資格として活かされるもの

(2) 学科・コースごとに取得する資格

免許・資格を取得するには、所定の学科・コースに２年間在学し、卒業資格を得るとともに、それぞれの法令等に基づいて本学が定める科目及び単位を修得することが必要です。必要な科目

と単位については次の表１～１９に示します。経費や学外実習などの詳細は各学科・コースからお知らせします。

学科	コース	免許・資格	種別	表
生活未来科	生活福祉	介護福祉士	国家	表１
	食物栄養	栄養士	国家	表２
		フードスペシャリスト（受験資格）	民間	表３
地域こども学科		小学校教諭二種免許状	国家	表４
		幼稚園教諭二種免許状	国家	表５
		保育士	国家	表６

(3) その他の資格

対象学科・コース		資格	資格に必要な科目	資格取得のためには受講が望ましい科目	種別
全学科	①	社会福祉主事（任用資格）	表　７		公的
	②	ピアヘルパー	表　８		民間
	③	介護職員初任者研修	表　９		公的
	④	介護食士３級	表１１		民間
	⑤	情報処理士	表１２		民間
		カラーコーディネーター		カラーコーディネート論	民間
生活未来科のみ	⑥	食の６次産業化プロデューサー【レベル１】	表１０		公的
	⑦	秘書士	表１３		民間
	⑧	認定エステティシャン			民間
	⑨	医事実務士	表１４		民間
ﾋﾞｼﾞﾈｽｷｬﾘｱｺｰｽのみ	⑩	ビジネス実務士	表１６		民間
	⑪	医療秘書実務士	表１５		民間
		日商簿記検定		経理実務Ⅰ・Ⅱ	民間
		ジョブパス（ビジネス能力検定）		ビジネス実務概論	民間
地域こども学科のみ	⑫	認定ベビーシッター	表１７	在宅保育論	民間
	⑬	准学校心理士	表１８		民間
日本語教育別科		日本語能力試験		試験対策Ⅰ・Ⅱ	公的

①　社会福祉主事任用資格

表７の科目を修得すれば、この資格を取得できます。

社会福祉法に、「社会福祉主事とは、都道府県、市町村に設置される福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。」とあり、その任用資格の一つとして、「大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を３科目以上修めて卒業した者」と定められています。

② ピアヘルパー

本学（日本教育カウンセラー協会の加盟大学）で、表８の科目のうち、各領域から１科目以上計３科目６単位を修得し、資格試験に合格すれば資格を取得できます。(受験料：8,100 円ﾃｷｽﾄ代含む)

ピアヘルパーとは、「仲間を助ける人」という意味で、対等な立場で日常誰でも出合う問題の相談相手になれる人ということです。「ピアヘルパー」の認定を受ければカウンセリングの基本的な力を身につけた者であることが証明され、福祉・介護・保育・教育分野等でその専門性を発揮できます。また資格取得後、教育・福祉・保育などの分野で実践経験を積めば、さらに上級の教育カウンセラー資格を取得することも可能です。

③ 介護職員初任者研修

時間割外（土曜日・夏季休暇）に開講される講座で、「介護保険法施行令」に基づく科目を修得（表９）し、筆記試験によって評価を受け、修了することができます。(受講料：30,000 円ﾃｷｽﾄ代含む)

日常生活において介護が必要な人の食事や排せつ・入浴の介助や洗濯、精神面でのケアも行って、安心して在宅で生活を送ることができるようにサポートするお仕事です。病院や高齢者施設においても、身体介護が出来ます。

④ 介護食士３級

「介護食演習」を受講し、本学の提携学校（全国調理職業訓練協会若羽調理専門学校）で、表１１の課程を修得すれば資格を取得できます。(受講料: 74,880 円　内訳：講習料 39,000 円、実習材料費 27,000 円、教科書代 8,880 円)

高齢者や障害者などのための食事・調理を学びます。訪問介護・家庭介護・ボランティア活動にも役立つ内容です。

⑤ 情報処理士

本学（全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表１２に示す科目を履修し、必修科目及び選択科目合せて 16 単位以上を修得すれば取得できます。(申請費用：3,300 円)

職業人としての基礎的な実務能力を備えた上で、コンピュータやインターネットの仕組みの説明、実務で活用するソフトウェア操作のスキル、基本的なビジネスデータ処理など、実務に情報処理を活用できる能力を修得します。

⑥ 食の６次産業化プロデューサー【レベル１】

本学（食農共創プロデューサーズの指定した大学）で、表１０の科目を履修すれば資格を取得できます。(評価手数料：学生 5,800 円)

国家認定制度のひとつで、食の６次産業化を担う人材の認定・育成を目的としています。
生産（１次産業)、加工（２次産業)、流通・販売・サービス（３次産業）の一体化や連携により、地域の農林水産物を活用した加工品の開発、消費者への直接販売、レストランの展開など、食分野で新たなビジネスを創出するための職能レベルを認定するキャリア段位制度です。

⑦　**秘書士**

本学（一般財団法人全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表１３に示す科目を履修し、必修科目および選択科目合せて 16 単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：5,500 円）

秘書士は、職業人としての基礎的な実務能力を備えた上で、上司とのペアーワークを中心とした秘書の仕事を理解し、情報業務、対人業務スキルを修得し、オフィスワークを総合的にサポートすることができる能力を身につける資格です。

⑧　**認定エステティシャン**

ミス・パリエステティシャン専門学校で『認定エステティシャン』通信講座を本学学生が受講することができます。（授業料：300,000 円）

自宅学習と春休みまたは夏休みを利用したスクーリングで、フェイシャルケア・ボディケアに必要な技術や、実践で役に立つ接客マナーを学び、認定エステティシャンの資格を取得します。

⑨　**医事実務士**

本学（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会の認定を受けた大学）で、表１４に示す必修科目を履修し、修得すれば取得できます。（申請料：5,000 円）

医事実務士は、医療事務（受付業務、診療費計算、カルテの管理など）の業務を行うために必要なスキル及び知識の修得を認定する資格です。患者と医療従事者との間で、情報の伝達や書類の作成などの実務ができる能力を身につける資格です。

⑩　**ビジネス実務士**

本学（全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表１６に示す科目を履修し、必修科目および選択科目合せて 16 単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：3,300 円）

職業人としての基礎的な実務能力を備え、ビジネスの現場において、ビジネス実務の資源を十分に活かして個人業務を遂行し、関係者との協働業務を通じて、価値を創出することのできる能力を修得します。

⑪　**医療秘書実務士**

本学（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会の認定を受けた大学）で、表１５に示す必修科目を履修し、修得すれば取得できます。（申請料：7,000 円）

医療秘書実務士は、医療機関や福祉施設において「医学の知識をもった秘書」、「接遇の専門家」、「医療事務や種々の情報の管理能力とコミュニケーション能力などを備えた 人間性豊かな職業人」として、介護保険制度導入後も医療や福祉分野に期待される資格です。

⑫　**認定ベビーシッター**

本学（全国保育サービス協会の指定した大学）で、表１７の科目を修得すれば、資格が取得できます。ただし、保育士資格を修得していることが条件です。（認定料：4,200 円）

認定ベビーシッターとは、乳幼児から 12 歳くらいまでの子どもを、保護者からの依頼で自宅に訪問し、保護者の代わりに家庭内で安全に保育を行う訪問保育のスペシャリストです。

⑬　**准学校心理士**

本学（学校心理士認定運営機構の認定を受けた大学）で、表１８の科目を修得すれば資格が取得できます。ただし、教員免許または保育士資格を修得していることが条件です。(認定料：15,300 円)

「学校心理士」とは、学校・園生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する資格です。「准学校心理士」は，学校心理士に準ずる資格で、学校心理士用の研修を受講し，通常より短い実務経験期間で「学校心理士」を受験することができます。

Ⅷ　学籍

(1) 学籍

学籍とは、本学の学生としての身分を有することをいいます。入学によって生じ、卒業・退学・除籍によって消滅します。

(2) 学籍上の氏名

学籍上の氏名は、住民票記載の氏名、外国籍の学生にあっては在留カード、旅券（パスポート）に記載されている氏名または通称名になります。

(3) 学籍番号（学生証番号）

学籍の管理は、学生各自に割り振られた学籍番号によって行っています。この学籍番号は、試験の解答用紙やレポートの提出、その他さまざまな手続きにおいて必要となるものです。必要書類に記入する際には正確に記入してください。学籍番号は 6 桁の数字を使用しています。

学籍番号 6 桁の構成

２１ ５ ０ ０ １

３桁個人別番号

学科・コース　１：生活未来科生活福祉コース
２：　　食物栄養コース
３：　　ビジネスキャリアコース
５：地域こども学科
４・６：科目等履修生
Ｇ：交換留学生
Ｚ：聴講生
Ｘ：日本語教育別科

入学年度：西暦の下 2 桁　　21：2021 年度入学生
22：2022 年度入学生

○学科・コースの表示構成

11	生活未来科	A　生活福祉コース	12	地域こども学科	K　こども保育コース
		B　食物栄養コース			L　こども教育コース
		C　ビジネスキャリアコース	2	日本語教育別科	X
		G　交換留学生	2	聴講生	Z

⑷ 学籍異動

【休学】病気等その他の理由で２ヶ月以上授業に出席できず、学習を続けることが困難な場合は休学を願い出ることができます。手続きは、必ず休学を希望する開始日より前に行い、教授会で承認されることが必要です。まずは担任に相談してください。

【復学】休学期間内でもその理由がなくなった場合は、「復学願」を提出し、教授会の議を経て許可されれば復学することができます。

【退学】病気等やむを得ない理由により退学を希望する場合は、担任と十分相談し、学生と保証人、担任、学科長、学生・キャリア支援センター長同席で面談を行った上で、所定の手続きをしてください。なお、退学となった日から３年以内であれば再入学を志願することができます。

【除籍】次の事項に該当するときは教授会の議を経て除籍とします。

① 在学期間を超えても、なお本学の定める卒業資格を取得できない者

② 学則第 16 条に定める休学期間を超えても、なお修学できない者

③ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（ただし、授業料未納による除籍となった日から３年以内であれば復籍を志願することができます）

④ 無届けで６ヶ月以上欠席した者

⑤ 休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きをとらない者

〈異動の手続き〉

疾病等、休学や退学をしなければならない理由が生じた場合は、担任に相談してください。

また、一般学生（標準修業年限２年）が長期履修学生（３年または４年）に変更する場合、長期履修学生が長期履修期間を変更する場合も、担任に相談してください。

⑸ 修業年限と在学年限

【修業年限】本学を卒業・修了するために在学しなければならない必要な年数のことで、本学は２年です。

【在学年限】学生が本学に在学できる最長在学期間です。その期間は４年で、これを超えて在学することはできません。ただし、留学生が２年の修業年限を越えて在籍できる期間は、原則として１年に限ります。

履修に関する　Ｑ＆Ａ

履修登録について

Ｑ：「必修科目」を履修しないとどうなりますか？

Ａ：卒業ができなくなり、免許・資格が取れなくなります。

Ｑ：「選択必修」とはどういう意味ですか？

Ａ：決められた科目の中から、卒業または免許・資格に必要な科目を選択し、履修する必要があります。

Ｑ：「学科推奨科目」とはどういう意味ですか？

Ａ：「学科推奨科目」は本学の学びのうえで、修得することが望ましいとされている指定科目です。

Ｑ：他の学科・コースの科目を履修できますか？

Ａ：「課程外選択科目」に指定されている科目は履修できますが、人数制限等ありますので、担任に相談してください。
同じ科目名でも他学科の科目を履修することはできません。

Ｑ：自分のクラス以外の時間に受講することはできますか？

Ａ：特別な理由がない限り、クラスで指定された時間に受講してください。

Ｑ：2 回生の時間割にある科目を 1 回生で履修することはできますか？

Ａ：基本的にはできません。特別な事情がある場合は、担任に相談してください。

Ｑ：人数制限で希望通りの時間に受講できないことはありますか？

Ａ：一部の科目で人数調整をしますので、時間または履修登録を変更してもらうことがあります。

Ｑ：saho navi で履修登録がうまくできたか心配です。確認できますか？

Ａ：saho navi「時間割」で確認できます。登録を確定した時に時間割を印刷します。しっかり確認して、間違っていたら訂正してください。また、最初の授業で担当の先生が出席を取って確認しますので、名前を呼ばれなかったら申し出てください。

Ｑ：授業に出てから登録を変更できますか？

Ａ：選択科目は、一旦登録して 1 週目の授業に出てから変更することができます。ただし、1 回目の授業に出なかった科目を追加した場合は、1 回分の欠席になります。

Ｑ：同じ科目を 2 度履修することはできますか？

Ａ：一度単位認定を受けた科目を、再度履修することはできません。

Ｑ：1 回生科目で必要単位を修得できなかった場合、留年になりますか？

Ａ：少数科目であれば、2 回生で再履修できることもあります。未修得単位の数が多い場合は、留年扱いで、1 回生クラスに配属します。履修方法については担任に相談してください。

授業が始まったら

Ｑ：休講や補講は多いですか？どのように通知されますか？

Ａ：実習や行事などの都合で、時間割の変更は常にあります。
saho navi からメール配信します。メールが届かない場合は、再度設定してください。また、saho navi メインエリア「履修授業」スケジュールからも確認できます。

Ｑ：欠席は5回しても良いのですか？

Ａ：15 回すべて出席しなければなりませんが、病気などやむを得ないことがあるので、5 回まで許されるという意味です。授業の 3 分の 2 以上の出席がないと「無資格」になり単位が認定されません。科目によっては 5 回以内でも、無資格または不合格と評価されることがあります。

Ｑ：病気で欠席するとき診断書を提出すれば、5 回の欠席にカウントされませんか？

Ａ：公認欠席となる病気以外は欠席としてカウントされます。

Ｑ：交通機関の遅延で授業を欠席してしまいました。遅延証明を提出すれば、5 回の欠席にカウントされませんか？

Ａ：欠席としてカウントします。原則として、交通機関の遅延による授業の遅刻・欠席は認められません。

Ｑ：やむを得ず欠席したときの授業の課題などは教えてもらえますか？

Ａ：自分で担当の先生を尋ねに行ってください。

Ｑ：授業内容について担当者に次回授業までに質問したいことがあります。どうしたらよいですか？

Ａ：専任教員の科目ならオフィスアワーの時間に研究室へ行けば会えます。非常勤教員の科目なら教育支援センターに申し出てください。

Ｑ：受講している科目の補講が、重なってしまいました。どうしたら良いですか？

Ａ：教育支援センターに相談してください。
やむを得ない場合は、どちらかが欠席扱いになります。

Ｑ：1 回生科目を再履修しています。学外実習中の授業の扱いはどうなりますか？

Ａ：実習中はすべて欠席扱いになります。

Ｑ：履修登録、出席の取り扱い、成績評価などについて相談したいのですがどうしたらよいですか？

Ａ：教育支援センターで受け付けています。担当者と話し合いの場を設けますが、それでも納得・解決しない時は、「学生申し立て願書」を提出してください。第三者による構成員が事実確認のうえ結論を出し報告します。

Ｑ：最終履修登録確認後に、受講を取りやめた科目があります。このままではＧＰＡに算出されますか。

Ａ：算出されます。ただし、各学期の授業開始後７週目の期間に手続きを行えば、GPA 算出の対象外となります。

<u>試験について</u>

Ｑ：試験の成績だけで評価されますか？

Ａ：授業中の参加度や課題提出により評価される授業もあります。saho navi シラバスに評価方法が記載されていますので、確認してください。

Ｑ：試験期間は特別の時間割になりますか？

Ａ：定期試験期間に、特別の時間割が組まれます。通常の開講曜日・時限・教室と異なる場合がありますので、掲示板で各自確認して、間違わないようにしてください。

Ｑ：追試験・再試験期間に学校感染症または忌引のため公認欠席しました。試験はどうなりますか？

Ａ：学校感染症または忌引とも期間終了後 3 日以内に公認欠席願を提出し、認定されれば追試験・再試験を受けることができます。

表1　介護福祉士資格

法定基準			本学基準		
領域	教育内容	時間数	開講科目	時間数	単位数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	人権と差別	30	2
	人間関係とコミュニケーション	60	コミュニケーション演習	30	1
			チームマネジメント	30	2
	社会の理解	60	社会の理解Ⅰ	30	2
			社会の理解Ⅱ	30	2
	人間と社会に関する選択科目	90	情報リテラシー	30	2
			グリーンプランニング	30	2
			社会学	30	2
			こども家庭福祉	30	2
			経営学総論	30	2
			奈良の伝統文化Ⅰ	30	2
			奈良の伝統文化Ⅱ	30	2
	計	240	計	360	23
介護	介護の基本	180	介護の基本Ⅰ	30	2
			介護の基本Ⅱ	30	2
			高齢者に対する支援と介護保険制度	30	2
			生活レクリエーション	30	2
			介護予防	30	2
			防災・災害福祉	30	2
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	2
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	1
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	60	2
			生活支援技術Ⅱ	60	2
			生活支援技術Ⅲ	60	2
			生活経営・管理の技法	15	1
			居住環境整備の技法	30	1
			家事支援の技法Ⅰ:被服	30	1
			家事支援の技法Ⅱ:栄養	15	1
			家事支援の技法Ⅲ:調理	30	1
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	2
			介護過程Ⅱ	30	1
			介護過程Ⅲ	30	1
			介護過程Ⅳ	60	2
	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	1
			介護総合演習Ⅱ	30	1
			介護総合演習Ⅲ	30	1
			介護総合演習Ⅳ	30	1
	介護実習	450	介護実習Ⅰ	120	3
			介護実習Ⅱ	160	4
			介護実習Ⅲ	172	4
	計	1260	計	1262	47
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解Ⅰ	30	2
			発達と老化の理解Ⅱ	30	2
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	30	2
			認知症の理解Ⅱ	30	2
	障害の理解	60	障害の理解Ⅰ	30	2
			障害の理解Ⅱ	30	2
	こころとからだのしくみ	120	心理学	30	2
			解剖生理学	30	2
			生活援助方法論	30	2
			嚥下と口腔衛生	30	2
	計	300	計	300	20
医療的ケア	医療的ケア	50	医療的ケアⅠ	60	3
			医療的ケアⅡ	60	3
	計	50	計	120	6
合計		1850	合計	2042	96

表2　栄養士免許

法定基準	単位数		本学開講科目	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	
			社会福祉概論	2	
人体の構造と機能	8		人体の構造と機能Ⅰ	2	
			人体の構造と機能Ⅱ	2	
			生理学実習		1
			運動生理学	2	
			生化学	2	
			生化学実験		1
食品と衛生	6		食品科学	2	
			食品材料学(加工学を含む)	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実習		1
栄養と健康	8	10	基礎栄養学	2	
			応用栄養学	2	
			応用栄養学実習		1
			臨床栄養学	2	
			食事療法論	2	
			食事療法実習		1
栄養の指導	6		栄養指導論Ⅰ	2	
			栄養指導論Ⅱ	2	
			栄養指導論実習Ⅰ		1
			栄養指導論実習Ⅱ		1
			公衆栄養学	2	
給食の運営	4		給食実務論	2	
			給食計画論	2	
			給食管理実習		2
			学外実習Ⅰ		1
			調理学	2	
			調理実習Ⅰ		1
			調理実習Ⅱ		1
			調理実習Ⅲ		1
合　　計	50		合　　計	52	

表3　フードスペシャリスト資格

区分	規 定 科 目	単位数	本学開講科目	単位数
必修科目	フードスペシャリスト論	講義2単位以上	フードスペシャリスト論	2
	食品の官能評価・鑑別論	演習2単位以上	食品の官能評価・鑑別論	2
			食品学実験	1
	食物学に関する科目	講義4単位以上・実験1単位以上	食品科学	2
			食品材料学（加工学を含む）	2
			食品加工実習	1
	食品の安全性に関する科目	講義2単位以上	食品衛生学	2
	調理学に関する科目	講義2単位以上・実習2単位以上	調理学	2
			調理実習Ⅰ	1
			調理実習Ⅱ	1
	栄養と健康に関する科目	講義2単位以上	基礎栄養学	2
			栄養指導論Ⅰ	2
	食品流通・消費に関する科目	講義又は演習2単位以上	食料経済	2
	フードコーディネート論	講義又は演習2単位以上	フードコーディネート論	2
			調理実習Ⅲ	1
	小 計（A）			25
選択科目	フードスペシャリスト資格に適当とされる科目	自由設定単位	情報処理演習Ⅰ	1
			カラーコーディネート論	2
			食品衛生学実習	1
	小 計（B）			4
合 計（A＋B）				29

表4 小学校教諭二種免許状

	法定基準	単位数	本学基準	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	16	国語基礎	1		
			社会基礎		1	
			算数基礎	1		
			理科基礎		1	
			生活基礎	1		
			音楽Ⅰ	1		
			音楽Ⅱ		1	
			図画工作	1		
			家庭基礎		1	
			体育	1		
			英語基礎	1		
	・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語科教育法	2		
			社会科教育法	1		
			算数科教育法	2		
			理科教育法	1		
			生活科教育法	2		
			音楽科教育法	1		
			図工科教育法	1		
			家庭科教育法	1		
			体育科教育法	1		
			英語科教育法	1		
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		※教育原理に含む
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育・教職入門	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育概論	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	6	道徳教育の理論と方法	1		
	・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	・特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	・教育の方法及び技術		教育方法の理論と実践	1		
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育とICT活用	1		
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導の理論と方法	1		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		保育教育相談支援	1		
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導の理論と方法	1		
教育実践に関する科目	・教育実習	5	教育実習指導	1		
			教育実習	4		
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目		2		9		
	計	37	計	54		
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本の憲法	2		
	体育	2	健康・スポーツ論	1		
			健康・スポーツ実習	1		
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		1	2単位選択必修
			英語Ⅱ		1	
			英会話		1	
			フランス語Ⅰ		1	
			フランス語Ⅱ		1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目　又は情報機器の操作	2	情報リテラシー		2	2単位選択必修
			情報処理演習Ⅰ		1	
			情報処理演習Ⅱ		1	
	計	8	計	8		

※卒業要件を満たしていること

表5 幼稚園教諭二種免許状

	法定基準	単位数	本学基準	単位数 必修	単位数 選択	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	12	こどもと健康 Ⅰ	1		
			こどもと人間関係Ⅰ	1		
			こどもと環境Ⅰ	1		
			こどもと言葉Ⅰ	1		
			こどもと表現Ⅰ	1		
			保育内容総論	2		
			こどもと健康 Ⅱ（指導法）	1		
			こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	1		
			こどもと環境Ⅱ（指導法）	1		
			こどもと言葉Ⅱ（指導法）	1		
			こどもと表現Ⅱ（指導法）	1		
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		※教育原理に含む
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育・教職入門	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・保育概論	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2		
道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育方法の理論と実践	1		
	・幼児理解の理論及び方法		こどもの理解と援助	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		保育教育相談支援	1		
教育実践に関する科目	・教育実習	5	教育実習指導	1		
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ	2		
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目		2		4		
計		31	計	37		
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本の憲法	2		
	体育	2	健康・スポーツ論	1		
			健康・スポーツ実習	1		
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		1	2単位選択必修
			英語Ⅱ		1	
			英会話		1	
			フランス語Ⅰ		1	
			フランス語Ⅱ		1	
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2単位選択必修
			情報処理演習Ⅰ		1	
			情報処理演習Ⅱ		1	
計		8	計	8		

※卒業要件を満たしていること

表6 保育士資格

法定基準			単位数	本学開講科目	単位数	
	系列	教科目				
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	2	
		教育原理	2	教育原理	2	
		子ども家庭福祉	2	こども家庭福祉	2	
		社会福祉	2	社会福祉	2	
		子ども家庭支援論	2	こども家庭支援論	2	
		社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	2	
		保育者論	2	保育・教職入門	2	
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	学習・発達論	2	
		子ども家庭支援の心理学	2	こども家庭支援の心理学	2	
		子どもの理解と援助	1	こどもの理解と援助	2	
		子どもの保健	2	こどもの保健	2	
		子どもの食と栄養	2	こどもの食と栄養	2	
	③保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	カリキュラム論	2	
		保育内容総論	1	保育内容総論	2	
		保育内容演習	5	こどもと健康 Ⅱ(指導法)	1	
				こどもと人間関係Ⅱ(指導法)	1	
				こどもと環境Ⅱ(指導法)	1	
				こどもと言葉Ⅱ(指導法)	1	
				こどもと表現Ⅱ(指導法)	1	
		保育内容の理解と方法	4	こどもと健康 Ⅰ	1	
				こどもと人間関係Ⅰ	1	
				こどもと環境Ⅰ	1	
				こどもと言葉Ⅰ	1	
				こどもと表現Ⅰ	1	
		乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	2	
		乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	1	
		子どもの健康と安全	1	こどもの健康と安全	1	
		障害児保育	2	特別支援教育・保育概論	2	
		社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	1	
		子育て支援	1	保育教育相談支援	1	
	④保育実習	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(保育所)	2	
				保育実習Ⅰ(施設)	2	
		保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ	2	
	⑤総合演習	保育実践演習	2	保育・教職実践演習	2	
	小計		51	小計	54	
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～④の系列に該当する科目)		6以上	音楽Ⅰ	1	16のうち6以上
				音楽Ⅱ	1	
				図画工作	1	
				体育	1	
				器楽演習Ⅰ	1	
				器楽演習Ⅱ	1	
				器楽演習Ⅲ	1	
				器楽演習Ⅳ	1	
				在宅保育論	2	
				ゼミナールⅠ	2	
				ゼミナールⅡ	2	
				総合演習	2	
	保育実習	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	2以上	保育実習Ⅱ	2	2以上
				保育実習Ⅲ	2	
		保育実習指導Ⅱ 又は 保育実習指導Ⅲ	1以上	保育実習指導Ⅱ	1	1以上
				保育実習指導Ⅲ	1	
	小計		9以上	小計	9以上	
	合計		60以上	合計	60以上	
基礎教養科目	外国語		2	英語Ⅰ	1	2以上
				英語Ⅱ	1	
				英会話	1	
				フランス語Ⅰ	1	
				フランス語Ⅱ	1	
	体育(講義)		1	健康・スポーツ論	1	
	体育(実技)		1	健康・スポーツ実習	1	
	合計		4	合計	4	

＊基礎教養科目の卒業要件を満たしている事

表7　社会福祉主事任用資格

下記の科目から3科目以上選択

指定科目名	科　目　名
社会福祉概論	社会福祉概論　　社会福祉
児童福祉論	こども家庭福祉
保育理論	保育原理
老人福祉論	高齢者に対する支援と介護保険制度
心理学	心理学
社会学	社会学
教育学	教育原理
公衆衛生学	公衆衛生学
介護概論	介護の基本Ⅰ　及び　介護の基本Ⅱ　又は　介護総論
栄養学	栄養指導論Ⅰ　及び　栄養指導論Ⅱ　又は　基礎栄養学

表8　ピアヘルパー

下記の3領域から　1科目以上、合計3科目6単位以上

領域	科目名		単位数
第1領域 （カウンセリング概論）	心理学		2
	コミュニケーション技術Ⅰ	＊1	2
	介護の基本Ⅰ	＊1	2
	こどもの理解と援助	＊3	2
第2領域 （カウンセリングスキル）	栄養指導論Ⅰ	＊2	2
	栄養指導論実習Ⅰ及び　Ⅱ	＊2	2
	介護の基本Ⅱ	＊1	2
	コミュニケーション演習		1
	保育教育相談支援		1
第3領域 （青年期の課題と ピアヘルパーの留意点）	キャリアデザイン		2
	学習・発達論	＊3	2
	障害の理解Ⅰ		2
	社会学		2

＊1　生活福祉コースのみ

＊2　食物栄養コースのみ

＊3　地域こども学科のみ

表9　介護職員初任者研修

	研修科目	研修時間数
(1)	職務の理解	6
(2)	介護における尊厳の保持・自立支援	9
(3)	介護の基本	6
(4)	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9
(5)	介護におけるコミュニケーション技術	6
(6)	老化の理解	6
(7)	認知症の理解	6
(8)	障害の理解	3
(9)	こころとからだのしくみと生活支援技術	75
(10)	振り返り	4
(11)	その他・実習	2
	合計	132

表10 食の6次産業化プロデューサー【レベル1】

	本学開講科目
6次産業化論	食農ビジネス
経営及び経営分析の基礎	食農ビジネス
経営及び経営分析の基礎（事例）	食農ビジネス
食品衛生管理（基礎）	食農ビジネス
農産物と水産物	食農ビジネス　食育実践演習
食品加工（基礎）	食農ビジネス　食品加工実習
食品流通	食料経済　食農ビジネス

表11　介護食士3級

教科科目	時間数
オリエンテーション	2
高齢者・障害者の心理	4
高齢者・障害者の医学的基礎知識	4
高齢者の栄養学	6
高齢者の食品学	4
高齢者の食品衛生学	6
「介護食」に関する調理理論と調理実習	46（13回）
合計	72

表12 情報処理士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。（必修科目6単位、選択科目4単位以上　計10単位以上）

領域・資格到達目標の区分		科　目　名	必修選択	授業形態	単位数	備考
領域1	情報社会において情報を適切に扱う知識と技能を身につける。	情報リテラシー	必修	講義	2	
		国語表現法	選択	講義	2	
		心理学	選択	講義	2	
		人権と差別	選択	講義	2	
		プレゼンテーション	選択	演習	1	
領域2	情報科学の知識と技能を理解・修得した上で、それらを実務に適切に活用することができる。	情報処理演習Ⅰ	必修	演習	1	
		情報処理演習Ⅱ	必修	演習	1	
		データサイエンス	選択	講義	2	
		プログラミング	選択	演習	1	
		データ活用	選択	演習	1	
領域3	情報社会において、対象となる課題を発見・分析し、客観的に捉えて解決することができる。	ビジネス実践演習Ⅰ	選択	演習	1	
		ビジネス実践演習Ⅱ	選択	演習	1	
		インターンシップⅠ	選択	演習	1	
		インターンシップⅡ	選択	演習	1	
		ゼミナールⅠ（生活福祉コース）	選択必修	演習	2	いずれか1科目
		ゼミナールⅠ（食物栄養コース）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（ビジネスキャリア）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（音楽表現）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（造形表現）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（保育環境）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（自然と遊び）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（心と発達）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（子育て支援）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（幼児体育）	選択必修	演習	2	
		ゼミナールⅠ（こども教育）	選択必修	演習	2	
合計						10単位以上取得

表13 秘書士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。（必修科目8単位、選択科目8単位以上　計16単位以上）

領域・資格到達目標の区分		科　目　名	必修選択	授業形態	単位数	備考
領域1	幅広い秘書実務に対応できる学びの基礎能力や社会と自分を知る力を備えている。	情報リテラシー	必修	講義	2	
		オフィススタディ	必修	講義	2	
		データサイエンス	選択	講義	2	
		情報処理演習Ⅰ	選択	演習	1	
		情報処理演習Ⅱ	選択	演習	1	
		プログラミング	選択	演習	1	
		オフィス実務演習Ⅰ	選択	演習	1	
		オフィス実務演習Ⅱ	選択	演習	1	
		コミュニケーション演習	選択	演習	1	
		ビジネス文書	選択	講義	2	
領域2	秘書実務全体に必要な対人業務・情報業務・一般常識などに関する知識・スキル・態度、それを活用する実務実践力の基本とその学修力を身につけている。	キャリアデザイン	必修	講義	2	
		国語表現法	選択	講義	2	
		ホスピタリティ論	選択	講義	2	
		心理学	選択	講義	2	
		人権と差別	選択	講義	2	
		社会学	選択	講義	2	
領域3	学びの基礎能力や秘書実務力などを活かして取り組む課題実践学修を通して、多様な職業能力の基盤となる総合的実務実践力（課題発見・解決力）と学びの継続力の重要性を理解している。	インターンシップⅠ	必修	演習	1	
		インターンシップⅡ	必修	演習	1	
		ゼミナールⅠ（ビジネスキャリア）	選択	演習	2	
		ゼミナールⅡ（ビジネスキャリア）	選択	演習	2	
		ゼミナールⅠ（生活福祉）	選択	演習	2	
		ゼミナールⅠ（食物栄養）	選択	演習	2	
合計						16単位以上取得

表14 医事実務士

【必修科目】

規程科目名		授業形態	単位数	科　目　名	単位数
基礎医学関係科目	解剖生理学	講義	1	解剖生理学　又は	2
				人体の構造と機能Ⅰ　及び　人体の構造と機能Ⅱ	4
	医薬と検査	講義	1	医薬と検査	2
	医療の基礎	講義	1	公衆衛生学	2
医療事務実務関係科目	医療事務総論	講義	1	医療事務総論	2
	医療事務演習	演習	1	医療事務演習Ⅰ及び　医療事務演習Ⅱ	2
	情報処理演習	演習	1	情報処理演習Ⅰ　及び　情報処理演習Ⅱ	2
	ホスピタリティ	講義	1	ホスピタリティ論　又は	2
				コミュニケーション演習	1

表15 医療秘書実務士

【必修科目】

規程科目名		授業形態	単位数	科　目　名	単位数
基礎医学関係科目	解剖生理学	講義	2	解剖生理学　又は 人体の構造と機能Ⅰ　及び　人体の構造と機能Ⅱ	2 4
	医薬と検査	講義	2	医薬と検査	2
	医療の基礎	講義	2	公衆衛生学	2
医療秘書・実務関係科目	医療秘書実務	講義	2	医療秘書実務	2
	医療秘書実務実習	実習	1	医療秘書実務実習	1
	医療事務総論	講義	2	医療事務総論	2
	医療事務演習	演習	1	医療事務演習Ⅰ　及び　医療事務演習Ⅱ	2
	情報処理演習	演習	1	情報処理演習Ⅰ　及び　情報処理演習Ⅱ	2
福祉関係科目	福祉論	講義	2	社会福祉概論	2

【選択科目】　　2科目以上、4単位以上修得すること

規程科目名		授業形態	単位数	科　目　名	単位数
選択科目	臨床心理	講義	2	心理学	2
	介護概論	講義	2	介護総論	2
	外国語会話	演習	1	英語Ⅰ	1
		演習	1	英語Ⅱ	1
		演習	1	フランス語Ⅰ	1
		演習	1	フランス語Ⅱ	1
		演習	1	英会話	1

表16 ビジネス実務士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。（必修科目6単位、選択科目4単位以上　計10単位以上）

領域・資格到達目標の区分		科　目　名	必修選択	授業形態	単位数	備考
領域1	幅広いビジネス実務に対応できる学びの基礎能力や社会と自分を知る力を備えている。	キャリアデザイン	必修	講義	2	
		国語表現法	選択	講義	2	
		データサイエンス	選択	講義	2	
		心理学	選択	講義	2	
		人権と差別	選択	講義	2	
		コミュニケーション演習	選択	演習	1	
領域2	ビジネス実務全体に必要な専門的基礎能力（業務マネジメント（PDCA）・デジタル情報活用・チームづくり）の重要性を理解して、ビジネス実務の基礎的知識・スキルを修得し、それを活用する実務実践力の基本とその学修力を身につけている。	ビジネス実務概論	必修	講義	2	
		ビジネス実践演習Ⅰ	選択	演習	1	
		ビジネス実践演習Ⅱ	選択	演習	1	
		ビジネス文書	選択	講義	2	
		マーケティング	選択	講義	2	
		経営学総論	選択	講義	2	
領域3	学びの基礎能力や実務実践力を活かした課題実践の学修活動を通して、多様な職業能力の基盤となる総合的実践力（課題発見・解決力と学びの継続力）の重要性を理解している。	インターンシップⅠ	必修	演習	1	
		インターンシップⅡ	必修	演習	1	
		ゼミナールⅠ（ビジネスキャリア）	選択	演習	2	
		ゼミナールⅡ（ビジネスキャリア）	選択	演習	2	
合計					10単位以上取得	

表17 認定ベビーシッター資格

指　定　科　目	単位	本学開講科目	単位
在宅保育	2	在宅保育論	2

※認定ベビーシッターの資格を取得するためには、上記科目の他に、保育士資格を取得していること

表18 准学校心理士資格

指　定　科　目	単位	本学開講科目	単位
教育心理学	2単位	こどもの理解と援助	2
発達心理学	2単位	学習・発達論	2
教育相談(幼児理解や保育相談支援の関連科目)	2単位	保育教育相談支援	1
特別支援教育(障害児保育等の関連科目)	2単位	特別支援教育・保育概論	2
3科目6単位以上		4科目7単位	

※准学校心理士資格を取得するためには、上記科目の他に、教員免許または保育士資格を取得していること

学科・コース別カリキュラム

他大学等との単位互換について

単位互換制度とは、本学が協定を結んでいる他大学等において、他大学等が提供する正規科目を履修することにより修得した単位を、本学において単位認定する制度です。

≪単位互換協定を結んでいる大学等≫
- ○ 放送大学
- ○ 奈良県立大学
- ○ 種智院大学
- ○ 若羽調理専門学校

≪履修手続≫
1. 教育支援センターに申し出る。
2. 定められた期日までに、科目開設大学等が定める書類を教育支援センターに提出する。

≪履修期間≫
科目開設大学等が指定した期間とする。**（履修できるのは１回生後期と２回生前期）**

≪単位認定試験の実施方法≫
受験上の取り決め及び追試験・再試験については、科目開設大学等の規定に則して行うものとする。

≪成績評価及び単位の授与等≫
科目開設大学等の規定に則して行うものとする。

○　放送大学互換科目履修について

放送大学の入学時期は４月または１０月とし、４月に履修登録をした場合は１０月の入学、１０月に履修登録をした場合は次年度の４月の入学になります。

《学費について》
1. 入学金は免除とする。
2. 授業料は１科目 11,000 円（教材費込）とする。
3. 単位認定試験に合格した場合は、教材費を引いた金額を奈良佐保短期大学が負担することとし、履修生に返還する。不合格や途中放棄の場合は履修生負担とし返還しない。

《入学・出願について》
1. 前期の履修登録の際に、前期及び後期の科目を教育支援センターに申し出る。
（履修登録変更期間に取り消し可能）

2. 授業料を末日までに総務部で納入し、領収書押印後教育支援センターに「特別聴講学生用出願票」及び「放送大学特別聴講学生出願確認票」を提出する。
3. 教材・学生証を教育支援センターで受け取る。

放送大学開設科目

科目ｺｰﾄﾞ	科目名称	授業形態	時間数	単位
8350	ドイツ語Ⅰ（’19）	講義	30	2
8355	韓国語Ⅰ（’20）	講義	30	2
8178	日本文学の名作を読む（’17）	講義	30	2
8380	中国語Ⅰ（’18）	講義	30	2
8381	中国語Ⅱ（’18）	講義	30	2
8382	日本語リテラシー（’21）	講義	30	2

○　奈良県立大学及び種智院大学互換科目履修について

《学費について》

入学金・授業料は免除とする。ただし、演習・実習科目に係る費用は科目開設大学の定める額とし、自己負担とする。

《入学・出願について》

1. 前期の履修登録の際に、前期及び後期の科目を教育支援センターに申し出る。
（履修登録変更期間に取り消し可能）
2. 奈良県立大学は「特別聴講願書」、種智院大学は「科目等履修生願書」を、期日までに教育支援センターに提出する。

○　若羽調理専門学校互換科目履修について

《学費について》

1. 入学金は免除する。
2. 受講料は 74,880 円（講習料・実習教材費・教科書代）とする。

《入学・出願について》

1. 前期の履修登録の際に「介護食演習」の登録を行い、履修する旨を教育支援センターに申し出る。
2. 受講申込書を、期日までに教育支援センターに提出する。

課程外選択科目

学科・コース				科目名	備考	授業形態	単位	備考
生活未来科	生活福祉	1	1105	コミュニケーション演習	○	演習	1	ピアヘルパー②
		2	1106	チームマネジメント	○	講義	2	
		3	1111	社会の理解Ⅰ	○	講義	2	
		4	1112	社会の理解Ⅱ	○	講義	2	
		5	1500	発達と老化の理解Ⅰ	○	講義	2	
		6	1501	発達と老化の理解Ⅱ	○	講義	2	
		7	1515	認知症の理解Ⅰ	○	講義	2	
		8	1520	認知症の理解Ⅱ	○	講義	2	
		9	1525	障害の理解Ⅰ	○	講義	2	ピアヘルパー③
		10	1530	障害の理解Ⅱ	○	講義	2	
		11	1540	解剖生理学	○	講義	2	
		12	1616	グリーンプランニング	○	講義	2	
		13	1630	生活と未来	○	講義 演習 実習	2	
	食物栄養	1	2310	育児学	○	講義	2	
		2	2405	食品微生物学	○	講義	2	
		3	2400	食料経済	○	講義	2	
		4	2410	フードスペシャリスト論	○	講義	2	
		5	2425	食品加工実習	△	実習	1	
		6	2430	カラーコーディネート論	○	講義	2	
		7	8180	介護食演習	○	講義	2	
	ビジネスキャリア	1	3126	日本企業論	△	講義	2	
		2	3133	オフィススタディ	△	講義	2	
		3	3134	ビジネス文書	△	講義	2	
		4	3150	経営学総論	○	講義	2	
		5	3180	マーケティング	○	講義	2	
		6	3191	オフィス実務演習Ⅰ	△	演習	1	
		7	3192	オフィス実務演習Ⅱ	△	演習	1	
		8	3231	データ活用	○	演習	1	データサイエンス履修者のみ
		9	3232	プレゼンテーション	○	演習	1	
		10	3311	ホスピタリティ論	○	講義	2	
地域こども学科		1	61000	社会福祉	△	講義	2	社会福祉主事任用資格
		2	61010	こども家庭支援論	△	講義	2	
		3	61060	社会的養護Ⅰ	△	講義	2	
		4	61090	こども家庭支援の心理学	△	講義	2	
		5	61120	こどもの食と栄養	△	演習	2	
		6	63140	社会的養護Ⅱ	△	演習	1	
		7	63150	保育教育相談支援	△	演習	1	ピアヘルパー②

△: 人数制限等履修制限があります

生活未来科生活福祉コース　カリキュラム（Living and Well-being Course）

分類		科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	介護福祉士	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報処理(注3)	ビジネス(注4)	秘書士(注5)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
各学科コースの基礎科目	言語	8110	国語表現法		講義	30	2	2	2			必修				＊	＊	＊			
		8215	日本語Ⅰ	1	演習	30	1	1													留学生のみ
		8216	日本語Ⅱ	1	演習	30	1		1												留学生のみ
		8217	日本語Ⅲ	2	演習	30	1			1											留学生のみ
		8218	日本語Ⅳ	2	演習	30	1				1										留学生のみ
	憲法	8135	日本の憲法		講義	30	2			2											
	キャリア	8001	基礎ゼミナールⅠ	1	演習	30	1	4													学科推奨科目
		8005	基礎ゼミナールⅡ	1	演習	30	1		4												学科推奨科目
		8190	キャリアデザイン		講義	30	2	1	1						③		必修	必修			学科推奨科目
	データサイエンス	8200	データサイエンス		講義	30	2		1							＊	＊	＊			
		8400	情報リテラシー		講義	30	2	4				必修	◎選択			必修		必修			
		8405	情報処理演習Ⅰ		演習	30	1		4							必修		＊	必修	必修	
		8410	情報処理演習Ⅱ		演習	30	1			2						必修		＊	必修	必修	2022年度開講
		8430	プログラミング		演習	30	1				1					＊		＊			2022年度開講
学位授与の方針に従った教養のための教養科目	語学	8305	英語Ⅰ		演習	30	1	1	1											＊	
		8310	英語Ⅱ		演習	30	1		2											＊	
		8325	英会話		演習	30	1	1												＊	
		8330	フランス語Ⅰ		演習	30	1	1												＊	
		8335	フランス語Ⅱ		演習	30	1		1											＊	
	自己理解・相互理解	8125	心理学		講義	30	2	1					必修	＊	①	＊	＊	＊		＊	介護福祉士必修
		8145	社会学		講義	30	2			1			◎選択	＊	③			＊			
		8105	人権と差別		講義	30	2	1	1			必修	必修			＊	＊	＊			
		8205	日本語・日本事情Ⅰ		演習	30	1	1													留学生のみ
		8210	日本語・日本事情Ⅱ		演習	30	1		1												留学生のみ
	地域・奈良	8113	奈良の伝統文化Ⅰ		講義	30	2	1					◎選択								人数制限有(30人まで)
		8114	奈良の伝統文化Ⅱ		講義	30	2		1				◎選択								
	健康	8250	健康・スポーツ論		講義	15	1			1											
		8255	健康・スポーツ実習		実習	30	1				2										
単位互換科目			単位互換協定を結んでいる放送大学、奈良県立大学、種智院大学が開講する授業科目の指定科目を履修できます。この単位互換科目は本学の履修単位として認められます。																		

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	介護福祉士	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報(注3)	ビジネス(注4)	秘書士(注5)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
専門科目	1105	コミュニケーション演習	1	演習	30	1	1					必修		②		＊	＊	必修		学科推奨科目
	1106	チームマネジメント	2	講義	30	2				1		必修								
	1111	社会の理解Ⅰ	2	講義	30	2			1			必修								
	1112	社会の理解Ⅱ	2	講義	30	2				1		必修								
	1206	介護の基本Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修	＊	①						
	1211	介護の基本Ⅱ	1	講義	30	2		1				必修		②						
	1215	高齢者に対する支援と介護保険制度	1	講義	30	2		1				必修	＊							
	1220	生活レクリエーション	1	講義	30	2		1				必修								
	1225	介護予防	2	講義	30	2			1			必修								
	1240	防災・災害福祉	2	講義	30	2				1		必修								
	1260	コミュニケーション技術Ⅰ	1	講義	30	2		1				必修		①						
	1265	コミュニケーション技術Ⅱ	2	演習	30	1			1			必修								
	1305	生活支援技術Ⅰ	1	演習	60	2	2					必修								
	1310	生活支援技術Ⅱ	1	演習	60	2		2				必修								
	1315	生活支援技術Ⅲ	2	演習	60	2			2			必修								
	1320	生活経営・管理の技法	2	講義	15	1				1		必修								
	1325	居住環境整備の技法	2	演習	30	1				1		必修								
	1330	家事支援の技法Ⅰ・被服	2	演習	30	1				1		必修								
	1335	家事支援の技法Ⅱ・栄養	2	講義	15	1				1		必修								
	1340	家事支援の技法Ⅲ・調理	2	演習	30	1			1			必修								

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	1回生 後	2回生 前	2回生 後	卒業	介護福祉士	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報(注3)	ビジネス(注4)	秘書士(注5)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
専門科目	1405	介護過程Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修								
	1410	介護過程Ⅱ	1	演習	30	1		1				必修								
	1415	介護過程Ⅲ	2	演習	30	1			1			必修								
	1420	介護過程Ⅳ	2	演習	60	2				2		必修								
	1450	介護総合演習Ⅰ	1	演習	30	1	1					必修								
	1456	介護総合演習Ⅱ	1	演習	30	1		1				必修								
	1461	介護総合演習Ⅲ	2	演習	30	1			1			必修								
	1465	介護総合演習Ⅳ	2	演習	30	1				1		必修								
	1472	介護実習Ⅰ	1	実習	120	3	○					必修								
	1478	介護実習Ⅱ	1	実習	160	4		○				必修								
	1481	介護実習Ⅲ	2	実習	172	4			○			必修								
	1500	発達と老化の理解Ⅰ	1	講義	30	2		1				必修								
	1501	発達と老化の理解Ⅱ	2	講義	30	2			1			必修								
	1515	認知症の理解Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修								
	1520	認知症の理解Ⅱ	2	講義	30	2			1			必修								
	1525	障害の理解Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修		③						
	1530	障害の理解Ⅱ	1	講義	30	2		1				必修								
	1540	解剖生理学	1	講義	30	2	1					必修						必修	必修	
	1541	生活援助方法論	1	講義	30	2		1				必修								
	1542	嚥下と口腔衛生	1	講義	30	2		1				必修								
	1571	医療的ケアⅠ	2	講義 演習	60	3			2			必修								
	1581	医療的ケアⅡ	2	講義 演習	60	3				2		必修								
	1616	グリーンプランニング	1	講義	30	2	1					◎選択								
	1630	生活と未来	1	講義 演習 実習	30	2	1													学科推奨科目
	1635	専門ゼミナール(国家試験対策)	2	演習	30	1				1										
	1656	こども家庭福祉	2	講義	30	2			1			◎選択	＊							
	3930	ゼミナールⅠ(生活福祉)	2	演習	60	2			1						必修		＊			
	3150	経営学総論	2	講義	30	2				1		◎選択				＊				
必要単位数 計											62	94	3科目	6	10	10	16	13	21	

介護福祉士　『◎選択』から3科目選択必修
(注1) 社会福祉主事任用資格　『＊』から3科目選択
(注2) ピアヘルパー　『①, ②, ③』各領域から1科目選択　計6単位以上
(注3) 情報処理士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
(注4) ビジネス実務士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
(注5) 秘書士　必修科目8単位、『＊』 選択科目8単位以上　計16単位以上

生活未来科食物栄養コース　カリキュラム(Dietary Science Course)

分類		科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	栄養士	フード(注1)	食プロ(注2)	福祉主事(注3)	ピア(注4)	情報処理(注5)	ビジネス(注6)	秘書士(注7)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
各学科コースの基礎科目	言語	8110	国語表現法		講義	30	2	2	2			必修						＊	＊	＊			
		8215	日本語Ⅰ	1	演習	30	1	1															留学生のみ
		8216	日本語Ⅱ	1	演習	30	1		1														留学生のみ
		8217	日本語Ⅲ	2	演習	30	1			1													留学生のみ
		8218	日本語Ⅳ	2	演習	30	1				1												留学生のみ
	憲法	8135	日本の憲法		講義	30	2			2													
	キャリア	8001	基礎ゼミナールⅠ	1	演習	30	1	4															学科推奨科目
		8005	基礎ゼミナールⅡ	1	演習	30	1		4														学科推奨科目
		8190	キャリアデザイン		講義	30	2	1	1								③		必修	必修			学科推奨科目
	データサイエンス	8200	データサイエンス		講義	30	2		1									＊	＊	＊			
		8400	情報リテラシー		講義	30	2	4				必修						必修		必修			
		8405	情報処理演習Ⅰ		演習	30	1		4					必修				必修		＊	必修	必修	
		8410	情報処理演習Ⅱ		演習	30	1			2								必修		＊	必修	必修	2022年度開講
		8430	プログラミング		演習	30	1				1							＊		＊			2022年度開講
学位授与の方針に従った教養のための教養科目	語学	8305	英語Ⅰ		演習	30	1	1	1													＊	
		8310	英語Ⅱ		演習	30	1		2													＊	
		8325	英会話		演習	30	1	1														＊	
		8330	フランス語Ⅰ		演習	30	1	1														＊	
		8335	フランス語Ⅱ		演習	30	1		1													＊	
	自己理解・相互理解	8125	心理学		講義	30	2	1								＊	①	＊	＊	＊		＊	
		8145	社会学		講義	30	2			1						＊	③			＊			
		8105	人権と差別		講義	30	2	1	1			必修						＊	＊	＊			
		8205	日本語・日本事情Ⅰ		演習	30	1	1															留学生のみ
		8210	日本語・日本事情Ⅱ		演習	30	1		1														留学生のみ
	地域・奈良	8113	奈良の伝統文化Ⅰ		講義	30	2	1															人数制限有(30人まで)
		8114	奈良の伝統文化Ⅱ		講義	30	2		1														
	健康	8250	健康・スポーツ論		講義	15	1			1													
		8255	健康・スポーツ実習		実習	30	1				2												
単位互換科目			単位互換協定を結んでいる放送大学、奈良県立大学、種智院大学が開講する授業科目の指定科目を履修できます。この単位互換科目は本学の履修単位として認められます。																				

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	栄養士	フード(注1)	食プロ(注2)	福祉主事(注3)	ピア(注4)	情報(注5)	ビジネス(注7)	秘書士(注8)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
専門科目	2105	公衆衛生学	1	講義	30	2		1				必修			＊					必修	必修	
	2110	社会福祉概論	1	講義	30	2	1					必修			＊						必修	
	2115	人体の構造と機能Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修								必修	必修	
	2120	人体の構造と機能Ⅱ	1	講義	30	2		1				必修								必修	必修	
	2125	生理学実習	2	実習	45	1				1		必修										
	2130	運動生理学	2	講義	30	2			1			必修										
	2135	生化学	1	講義	30	2		1				必修										
	2140	生化学実験	1	実習	45	1		1				必修										
	2145	食品科学	1	講義	30	2	1					必修	必修									
	2150	食品材料学(加工学を含む)	1	講義	30	2		1				必修	必修									
	2155	食品学実験	1	実習	45	1	2					必修	必修									
	2160	食品衛生学	2	講義	30	2			1			必修	必修									
	2165	食品衛生学実習	2	実習	45	1			1			必修	必修									
	2170	基礎栄養学	1	講義	30	2	1					必修	必修		＊1							
	2175	応用栄養学	2	講義	30	2			1			必修										
	2180	応用栄養学実習	2	実習	45	1				1		必修										

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	1回生 後	2回生 前	2回生 後	卒業	栄養士	フード(注1)	食プロ(注2)	福祉主事(注3)	ピア(注4)	情報処理(注5)	ビジネス(注6)	秘書士(注7)	医事実務士	医療秘書実務士	備考
専門科目	2185	臨床栄養学	2	講義	30	2				1		必修										
	2190	食事療法論	2	講義	30	2			1			必修										
	2195	食事療法実習	2	実習	45	1			1			必修										
	2200	栄養指導論Ⅰ	1	講義	30	2	1					必修	必修		＊1	②						
	2205	栄養指導論Ⅱ	2	講義	30	2				1		必修										
	2210	栄養指導論実習Ⅰ	1	実習	30	1		1				必修				②						
	2215	栄養指導論実習Ⅱ	2	実習	30	1			1			必修										
	2220	公衆栄養学	2	講義	30	2			1			必修										
	2225	給食実務論	1	講義	30	2		1				必修										
	2230	給食計画論	2	講義	30	2			1			必修										
	2235	給食管理実習	2	実習	90	2			1			必修										
	2240	学外実習Ⅰ	2	実習	40	1				1		必修										
	2245	学外実習Ⅱ	2	実習	40	1				1		選択										
	2250	調理学	1	講義	30	2	1					必修	必修									
	2255	調理実習Ⅰ	1	実習	45	1	2					必修	必修									
	2260	調理実習Ⅱ	1	実習	45	1		1				必修	必修									
	2265	調理実習Ⅲ	2	実習	45	1			1			必修	必修									
	2301	専門調理	2	実習	45	1			1													
	2310	育児学	1･2	講義	30	2		1		1												隔年開講
	2405	食品微生物学	1･2	講義	30	2		1		1												隔年開講
	2305	食育実践演習	1	演習	30	1	1							必修								
	3911	ゼミナールⅠ(食物栄養)	1	演習	60	2		1									必修		＊			
	3925	ゼミナールⅡ(食物栄養)	2	演習	60	2			1													
	2400	食料経済	1	講義	30	2		1					必修	必修								
	2410	フードスペシャリスト論	1	講義	30	2	1						必修									
	2415	食品の官能評価・鑑別論	2	講義	30	2				1			必修									
	2420	フードコーディネート論	2	講義	30	2				1			必修									
	2425	食品加工実習	2	実習	45	1				1			必修	必修								
	2430	カラーコーディネート論	1	講義	30	2	1						必修									
	2440	食農ビジネス	1	講義	30	2	集中							必修								
	1105	コミュニケーション演習	1	演習	30	1	1									②		＊	＊	必修		学科推奨科目
	1630	生活と未来	1	講義 演習 実習	30	2	1															学科推奨科目
	3801	インターンシップⅠ	1	演習	30	1	○										＊	必修	必修			
	3802	インターンシップⅡ	1	演習	30	1		○									＊	必修	必修			
	3810	ビジネス実践演習Ⅰ	1	演習	30	1		1									＊	＊				
	3820	ビジネス実践演習Ⅱ	2	演習	30	1			1								＊	＊				
	8180	介護食演習		講義	30	2	集中															若羽専門学校互換科目
必要単位数　計											62	52	29	6	3科目	6	10	10	16	15	23	

（注1）フードスペシャリスト
（注2）食の6次産業化プロデューサー
（注3）社会福祉主事任用資格　『＊』から3科目選択、『＊1』の中でどちらか
（注4）ピアヘルパー　『①, ②, ③』各領域から1科目選択　計6単位以上　①領域は「心理学」を履修
（注5）情報処理士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
（注6）ビジネス実務士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
（注7）秘書士　必修科目8単位、『＊』 選択科目8単位以上　計16単位以上

生活未来科ビジネスキャリアコース　カリキュラム（Business　Career　Course）

分類		科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	福祉主事（注1）	ピア（注2）	情報（注3）	ビジネス（注4）	食プロ（注5）	秘書士（注6）	医事実務士（注7）	医療秘書実務士（注8）	備考
各学科コースの基礎科目	言語	8110	国語表現法		講義	30	2	2	2			必修			＊	＊		＊			
		8215	日本語Ⅰ	1	演習	30	1	1													留学生のみ
		8216	日本語Ⅱ	1	演習	30	1		1												留学生のみ
		8217	日本語Ⅲ	2	演習	30	1			1											留学生のみ
		8218	日本語Ⅳ	2	演習	30	1				1										留学生のみ
	憲法	8135	日本の憲法		講義	30	2			2											
	キャリア	8001	基礎ゼミナールⅠ	1	演習	30	1	4													学科推奨科目
		8005	基礎ゼミナールⅡ	1	演習	30	1		4												学科推奨科目
		8190	キャリアデザイン		講義	30	2	1	1					③		必修		必修			学科推奨科目
	データサイエンス	8200	データサイエンス		講義	30	2		1						＊	＊		＊			
		8400	情報リテラシー		講義	30	2	4				必修			必修			必修			
		8405	情報処理演習Ⅰ		演習	30	1		4						必修			＊	必修	必修	
		8410	情報処理演習Ⅱ		演習	30	1			2					必修			＊	必修	必修	2022年度開講
		8430	プログラミング		演習	30	1				1				＊			＊			2022年度開講
学位授与の方針に従った教養のための教養科目	語学	8305	英語Ⅰ		演習	30	1	1	1											＊	
		8310	英語Ⅱ		演習	30	1		2											＊	
		8325	英会話		演習	30	1	1												＊	
		8330	フランス語Ⅰ		演習	30	1	1												＊	
		8335	フランス語Ⅱ		演習	30	1		1											＊	
	自己理解・相互理解	8125	心理学		講義	30	2	1					＊	①	＊	＊		＊		＊	
		8145	社会学		講義	30	2			1			＊	③				＊			
		8105	人権と差別		講義	30	2	1	1			必修			＊	＊		＊			
		8205	日本語・日本事情Ⅰ		演習	30	1	1													留学生のみ
		8210	日本語・日本事情Ⅱ		演習	30	1		1												留学生のみ
	地域・奈良	8113	奈良の伝統文化Ⅰ		講義	30	2	1													人数制限有（30人まで）
		8114	奈良の伝統文化Ⅱ		講義	30	2		1												
	健康	8250	健康・スポーツ論		講義	15	1			1											
		8255	健康・スポーツ実習		実習	30	1				2										
単位互換科目			単位互換協定を結んでいる放送大学、奈良県立大学、種智院大学が開講する授業科目の指定科目を履修できます。この単位互換科目は本学の履修単位として認められます。																		

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	福祉主事（注1）	ピア（注2）	情報（注3）	ビジネス（注4）	食プロ（注5）	秘書士（注6）	医事実務士（注7）	医療秘書実務士（注8）	備考
専門科目	3126	日本企業論	1	講義	30	2	1													
	3133	オフィススタディ	2	講義	30	2			1								必修			
	3134	ビジネス文書	1	講義	30	2		1							＊		＊			
	3138	ビジネス実務概論	2	講義	30	2			1						必修					
	3137	事業計画論	2	講義	30	2				1										
	3150	経営学総論	1	講義	30	2		1							＊					
	3160	経理実務Ⅰ	1	講義	30	2	1													
	3170	経理実務Ⅱ	1	講義	30	2		1												
	3180	マーケティング	2	講義	30	2			1						＊					
	3190	日本経済とビジネス	2	講義	30	2			1											
	3191	オフィス実務演習Ⅰ	2	演習	30	1			1								＊			
	3192	オフィス実務演習Ⅱ	2	演習	30	1				1							＊			
	3231	データ活用	2	演習	30	1			1					＊						データサイエンス履修者のみ
	3232	プレゼンテーション	1・2	演習	30	1			1					＊						隔年開講

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数 1回生 前	開講コマ数 1回生 後	開講コマ数 2回生 前	開講コマ数 2回生 後	卒業	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報(注3)	ビジネス(注4)	食プロ(注5)	秘書士(注6)	医事実務士(注7)	医療秘書実務士(注8)	備考
専門科目	3235	イラスト・画像処理Ⅰ	1	演習	30	1	1													
	3236	イラスト・画像処理Ⅱ	1	演習	30	1		1												
	3237	イラスト・画像処理Ⅲ	2	演習	30	1			1											
	3238	イラスト・画像処理Ⅳ	2	演習	30	1				1										
	3305	観光ビジネス	2	講義	30	2				1										
	3310	地域活性化論	2	講義	30	2			1											
	3311	ホスピタリティ論	1	講義	30	2	1										＊	＊		
	3340	医薬と検査		講義	30	2	1											必修	必修	
	3341	医療事務総論		講義	30	2	1											必修	必修	
	3345	医療事務演習Ⅰ		演習	30	1	1											必修	必修	
	3346	医療事務演習Ⅱ		演習	30	1		1										必修	必修	
	3355	医療秘書実務	2	講義	30	2			1										必修	
	3360	医療秘書実務実習	2	実習		1			○										必修	
	3365	介護総論	2	講義	30	2			1			＊							＊	
	3370	公衆衛生学	2	講義	30	2			1			＊						必修	必修	
	3375	社会福祉概論	1	講義	30	2	1					＊							必修	
	3460	プロダクトデザイン		演習	30	1														2022年度閉講
	3801	インターンシップⅠ	1	演習	30	1	○							＊	必修		必修			
	3802	インターンシップⅡ	1	演習	30	1		○						＊	必修		必修			
	3810	ビジネス実践演習Ⅰ	1	演習	30	1		1						＊	＊					
	3820	ビジネス実践演習Ⅱ	2	演習	30	1			1					＊	＊					
	3905	ゼミナールⅠ(ビジネスキャリア)	1	演習	60	2	2							必修	＊		＊			
	3920	ゼミナールⅡ(ビジネスキャリア)	1	演習	60	2		2							＊		＊			
	3951	卒業研究Ⅰ	2	演習	60	2			2											
	3952	卒業研究Ⅱ	2	演習	60	2				2										
	1105	コミュニケーション演習	1	演習	30	1	1						②		＊		＊	＊		学科推奨科目
	1500	発達と老化の理解Ⅰ	2	講義	30	2				1										
	1540	解剖生理学	2	講義	30	2			1									必修	必修	
	1616	グリーンプランニング	1	講義	30	2	1													
	1630	生活と未来	1	講義 演習 実習	30	2	1													学科推奨科目
	2425	食品加工実習	1	実習	45	1		1								必修				
	2430	カラーコーディネート論	1	講義	30	2	1													
	2305	食育実践演習	1	演習	30	1	1									必修				
	2400	食料経済	1	講義	30	2				1						必修				
	2415	食品の官能評価・鑑別論	2	講義	30	2				1										
	2420	フードコーディネート論	2	講義	30	2				1										
	2440	食農ビジネス	1	講義	30	2	集中									必修				
必要単位数 計											62	3科目	6	10	10	6	16	13	21	

(注1) 社会福祉主事任用資格　『＊』から3科目選択
(注2) ピアヘルパー　『①, ②, ③』各領域から1科目選択 計6単位以上　①領域は「心理学」を履修
(注3) 情報処理士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
(注4) ビジネス実務士　必修科目6単位、『＊』 選択科目4単位以上　計10単位以上
(注5) 食の6次産業化プロデューサー
(注6) 秘書士　必修科目8単位、『＊』 選択科目8単位以上　計16単位以上
(注7) 医事実務士　『＊』いずれか1科目必修
(注8) 医療秘書実務士　必修科目17単位、『＊』 選択科目2科目以上、4単位以上　計21単位以上

地域こども学科　カリキュラム(Community Child Education)

分類		科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	卒業 保育	卒業 教育	小学校 必修 1年 前	小学校 必修 1年 後	小学校 必修 2年 前	小学校 必修 2年 後	幼稚園 必修 1年 前	幼稚園 必修 1年 後	幼稚園 必修 2年 前	幼稚園 必修 2年 後	保育士 必修 1年 前	保育士 必修 1年 後	保育士 必修 2年 前	保育士 必修 2年 後	保育士 選択 1年 前	保育士 選択 1年 後	保育士 選択 2年 前	保育士 選択 2年 後	福祉主事(注1)	ピア(注2)	認定ベビ(注3)	准学校(注4)	備考
各学科コースの基礎科目	言語	8110	国語表現法		講義	30	2	○	○	2				2				2												
		8215	日本語Ⅰ	1	演習	30	1																							生活福祉コース留学生のみ
		8216	日本語Ⅱ	1	演習	30	1																							生活福祉コース留学生のみ
		8217	日本語Ⅲ	2	演習	30	1																	1						生活福祉コース留学生のみ
		8218	日本語Ⅳ	2	演習	30	1																		1					生活福祉コース留学生のみ
	憲法	8135	日本の憲法		講義	30	2						2				2								2					
	キャリア	8001	基礎ゼミナールⅠ	1	演習	30	1															1								学科推奨科目
		8005	基礎ゼミナールⅡ	1	演習	30	1																1							学科推奨科目
		8190	キャリアデザイン		講義	30	2															2					③			学科推奨科目
	データサイエンス	8200	データサイエンス		講義	30	2																2							
		8400	情報リテラシー		講義	30	2	○	○	2				2				2												教職必修
		8405	情報処理演習Ⅰ		演習	30	1																1							
		8410	情報処理演習Ⅱ		演習	30	1																	1						2021年度開講せず
		8430	プログラミング		演習	30	1																		1					2021年度開講せず
学位授与の方針に従った教養のための教養科目	語学	8305	英語Ⅰ		演習	30	1				2単位選択必修				2単位選択必修				2単位選択必修											
		8310	英語Ⅱ		演習	30	1																							
		8325	英会話		演習	30	1																							
		8330	フランス語Ⅰ		演習	30	1																							
		8335	フランス語Ⅱ		演習	30	1																							
	自己理解・相互理解	8125	心理学		講義	30	2															2				＊	①			介護福祉士必修
		8145	社会学		講義	30	2															2				＊	③			
		8105	人権と差別		講義	30	2	○	○				2				2				2									
		8205	日本語・日本事情Ⅰ		演習	30	1															1								留学生のみ
		8210	日本語・日本事情Ⅱ		演習	30	1																1							留学生のみ
	地域・奈良	8113	奈良の伝統文化Ⅰ		講義	30	2															1								人数制限有(30人まで)
		8114	奈良の伝統文化Ⅱ		講義	30	2																1							
	健康	8250	健康・スポーツ論		講義	15	1						1				1				1									
		8255	健康・スポーツ実習		実習	30	1					1				1				1										
単位互換科目			単位互換協定を結んでいる放送大学、奈良県立大学、種智院大学が開講する授業科目の指定科目を履修できます。この単位互換科目は本学の履修単位として認められます。																											

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	卒業 保育	卒業 教育	小学校 必修 1年 前	小学校 必修 1年 後	小学校 必修 2年 前	小学校 必修 2年 後	幼稚園 必修 1年 前	幼稚園 必修 1年 後	幼稚園 必修 2年 前	幼稚園 必修 2年 後	保育士 必修 1年 前	保育士 必修 1年 後	保育士 必修 2年 前	保育士 必修 2年 後	保育士 選択 1年 前	保育士 選択 1年 後	保育士 選択 2年 前	保育士 選択 2年 後	福祉主事(注1)	ピア(注2)	認定ベビ(注3)	准学校(注4)	備考
専門科目	61000	社会福祉		講義	30	2											2								＊				
	61010	こども家庭支援論	2	講義	30	2														2									
	61030	こども家庭福祉	2	講義	30	2													2						＊				
	61045	保育・教職入門		講義	30	2	○	○	2				2				2												
	61050	保育原理		講義	30	2	○										2								＊				
	61060	社会的養護Ⅰ		講義	30	2												2											
	61070	教育原理	1	講義	30	2	○	○		2				2				2							＊				
	61080	学習・発達論		講義	30	2	○	○	2				2				2									③		○	
	61090	こども家庭支援の心理学	2	講義	30	2														2									
	61105	こどもの理解と援助	2	演習	30	2	○								2				2							①		○	
	61110	こどもの保健		講義	30	2											2												
	61120	こどもの食と栄養	2	演習	30	2														2									
	61155	特別支援教育・保育概論	2	講義	15	2		○				2				2				2								○	
	61160	カリキュラム論		講義	30	2	○	○	2				2				2												
	62000	国語科教育法		講義	30	2		○		2																			
	62010	社会科教育法	2	講義	15	1		○			1																		
	62020	算数科教育法		講義	30	2		○		2																			
	62030	理科教育法	2	講義	15	1		○			1																		
	62040	生活科教育法		講義	30	2		○		2																			
	62050	音楽科教育法		講義	15	1		○		1																			
	62060	図工科教育法		講義	15	1		○		1																			
	62070	家庭科教育法	2	講義	15	1		○			1																		
	62080	体育科教育法		講義	15	1		○			1																		
	62090	英語科教育法	2	講義	15	1		○			1																		
	62100	道徳教育の理論と方法	2	講義	15	1		○			1																		
	62110	総合的な学習の時間の指導法	2	講義	15	1		○				1																	
	62120	特別活動の指導法	2	講義	15	1		○			1																		
	62130	進路指導の理論と方法	2	講義	15	1		○				1																	
	62140	生徒指導の理論と方法	2	講義	15	1		○				1																	
	63005	保育内容総論	1	演習	30	2	○						2				2												
	63015	こどもと健康 Ⅰ		演習	30	1								1				1											
	63025	こどもと人間関係Ⅰ		演習	30	1								1				1											
	63035	こどもと環境Ⅰ		演習	30	1								1				1											
	63045	こどもと言葉Ⅰ		演習	30	1								1				1											
	63055	こどもと表現Ⅰ		演習	30	1								1				1											
	63061	こどもと健康 Ⅱ(指導法)	2	演習	30	1										1				1									
	63062	こどもと人間関係Ⅱ(指導法)	2	演習	30	1										1				1									
	63063	こどもと環境Ⅱ(指導法)	2	演習	30	1									1				1										
	63064	こどもと言葉Ⅱ(指導法)	2	演習	30	1									1				1										
	63065	こどもと表現Ⅱ(指導法)	2	演習	30	1									1				1										
	63100	乳児保育Ⅰ		講義	30	2												2											
	63110	乳児保育Ⅱ	2	演習	30	1													1										

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	卒業 保育	卒業 教育	小学校 必修 1年 前	小学校 必修 1年 後	小学校 必修 2年 前	小学校 必修 2年 後	幼稚園 必修 1年 前	幼稚園 必修 1年 後	幼稚園 必修 2年 前	幼稚園 必修 2年 後	保育士 必修 1年 前	保育士 必修 1年 後	保育士 必修 2年 前	保育士 必修 2年 後	保育士 選択 1年 前	保育士 選択 1年 後	保育士 選択 2年 前	保育士 選択 2年 後	福祉主事(注1)	ピア(注2)	認定ベビ(注3)	准学校(注4)	備考
専門科目	63120	こどもの健康と安全	2	演習	30	1													1										
	63140	社会的養護Ⅱ	2	演習	30	1													1										
	63150	保育教育相談支援	2	演習	30	1	○					1				1				1						②		○	
	63160	在宅保育論	2	講義	30	2																		2			○		
	63170	教育方法の理論と実践	2	講義	30	1	○	○			1				1														
	63175	教育とICT活用	1	講義	15	1		○		1																			
	63185	保育・教職実践演習	2	演習	30	2						2				2				2									
	63200	総合演習	1	演習	60	2																2							
	64000	国語基礎		講義	15	1		○	1															1					
	64010	社会基礎	2	講義	15	1																	1						開講せず
	64020	算数基礎		講義	15	1		○	1																				
	64030	理科基礎	2	講義	15	1																	1						開講せず
	64040	生活基礎		講義	15	1		○	1															1					
	64050	英語基礎		講義	15	1		○		1																			
	64060	音楽Ⅰ		演習	30	1	●	▲	1												1								
	64070	音楽Ⅱ		演習	30	1	●	▲														1							
	64105	器楽演習Ⅰ		演習	30	1															1								
	64106	器楽演習Ⅱ		演習	30	1																1							
	64107	器楽演習Ⅲ	2	演習	30	1																	1						
	64108	器楽演習Ⅳ	2	演習	30	1																		1					
	64125	図画工作		演習	30	1	●	○	1												1								
	64130	家庭基礎	2	講義	15	1																	1						開講せず
	64140	体育		演習	30	1	●	○	1												1								
	64200	ゼミナールⅠ	1	演習	60	2															2								
		ゼミナールⅠ(音楽表現)																											
		ゼミナールⅠ(造形表現)																											
		ゼミナールⅠ(保育内容)																											
		ゼミナールⅠ(自然と遊び)																											
		ゼミナールⅠ(心と発達)																											
		ゼミナールⅠ(子育て支援)																											
		ゼミナールⅠ(幼児体育)																											
		ゼミナールⅠ(保育ソーシャル)																											
		ゼミナールⅠ(こども教育)																											
	64210	ゼミナールⅡ	2	演習	60	2																	2						
		ゼミナールⅡ(音楽表現)																											
		ゼミナールⅡ(造形表現)																											
		ゼミナールⅡ(保育内容)																											
		ゼミナールⅡ(自然と遊び)																											
		ゼミナールⅡ(心と発達)																											
		ゼミナールⅡ(子育て支援)																											
		ゼミナールⅡ(幼児体育)																											
		ゼミナールⅡ(保育ソーシャル)																											
		ゼミナールⅡ(こども教育)																											
	65015	教育実習指導		演習		1				1				1															
	65016	教育実習指導(幼稚園)	1	演習	45				○				○																
	65017	教育実習指導(小学校)	1	演習	45						○				○														
	65000	教育実習		実習	160	4				4				4															
	65120	教育実習(幼稚園)	1	実習	48				○				○																
	65121	教育実習(小学校)	2	実習	144						○				○														
	65115	教育実習指導		演習		1								1															
	65116	教育実習指導Ⅰ(幼稚園)	1	演習	45									○															
	65117	教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	2	演習	45										○														
	65135	教育実習Ⅰ	1	実習	48	2								2															
	65136	教育実習Ⅱ	2	実習	144	2									2														
	65210	保育実習指導Ⅰ		演習		2												2											
	65214	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	演習	30													○											
	65215	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	演習	30													○											
	65205	保育実習Ⅰ(保育所)	1	実習	90	2												2											
	65206	保育実習Ⅰ(施設)	1	実習	90	2												2											
	65310	保育実習Ⅱ	2	実習	80	2													2										
	65320	保育実習指導Ⅱ	2	演習	30	1													1		(2+1)単位								
	65330	保育実習Ⅲ	2	実習	80	2													2		選択必修								
	65340	保育実習指導Ⅲ	2	演習	30	1													1										
専門科目	専門科目 必修単位数						50	50	44				33				54				9				3科目	6		7	

○は、卒業必修
●は、4科目のうち2科目選択必修
▲は、2科目のうち1科目選択必修

(注1)社会福祉主事任用資格『＊』から3科目選択
(注2)ピアヘルパー『①,②,③』各領域から1科目選択　計6単位以上
(注3)認定ベビーシッター
(注4)准学校心理士

学科・コース別

カリキュラム・マップ

カリキュラム・ツリー

カリキュラム・マップ

科目を履修することにより、学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、また学修成果のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したものです。

カリキュラム・ツリー

学科・コースごとの学修成果の達成に向けて、どのような授業科目が連携し年次配当しているかを示したものです。

ナンバリング

授業科目に授業内容・レベル等に応じて適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等をあらわし、教育課程の体系性を示したものです。

2022年度入学生　基礎教養科目　カリキュラム・マップ

分類		ナンバリング	科目ｺｰﾄﾞ	科目名称	学修成果を得るために必要な項目							
					知識と教養				社会貢献の基盤			
					語学	自己理解・相互理解	地域・奈良	健康	言語	憲法	キャリア	データサイエンス
各学科コースの基礎科目	言語	KBA100	8110	国語表現法					○			
		KBA105	8215	日本語Ⅰ					○			
		KBA110	8216	日本語Ⅱ					○			
		KBA200	8217	日本語Ⅲ					○			
		KBA205	8218	日本語Ⅳ					○			
	憲法	KBB200	8135	日本の憲法						○		
	キャリア	KBD100	8001	基礎ゼミナールⅠ							○	
		KBD105	8005	基礎ゼミナールⅡ							○	
		KBD110	8190	キャリアデザイン							○	
	データサイエンス	KBC100	8200	データサイエンス								○
		KBE110	8405	情報処理演習Ⅰ								○
		KBE115	8410	情報処理演習Ⅱ								○
		KBE100	8400	情報リテラシー								○
		KBE200	8430	プログラミング								○
学位授与の方針に従った教養のための教養科目	語学	KAA100	8305	英語Ⅰ	○							
		KAA115	8310	英語Ⅱ	○							
		KAA105	8325	英会話	○							
		KAA110	8330	フランス語Ⅰ	○							
		KAA120	8335	フランス語Ⅱ	○							
	自己理解・相互理解	KAB100	8125	心理学		○						
		KAB200	8145	社会学		○						
		KAB205	8105	人権と差別		○						
		KAB105	8205	日本語・日本事情Ⅰ		○						
		KAB110	8210	日本語・日本事情Ⅱ		○						
	地域・奈良	KAC100	8113	奈良の伝統文化Ⅰ			○					
		KAC105	8114	奈良の伝統文化Ⅱ			○					
	健康	KAD100	8250	健康・スポーツ論				○				
		KAD200	8255	健康・スポーツ実習				○				

2022年度入学生　基礎教養科目　カリキュラム・ツリー

1回生		2回生		学修成果を得るために必要な項目	
前期	後期	前期	後期		
KAA100 英語Ⅰ	KAA100 英語Ⅰ			語学	知識と教養
	KAA115 英語Ⅱ				
KAA105 英会話					
KAA110 フランス語Ⅰ	KAA120 フランス語Ⅱ				
KAB100 心理学				自己理解・相互理解	
		KAB200 社会学			
KAB205 人権と差別	KAB205 人権と差別				
KAB105 日本語・日本事情Ⅰ	KAB110 日本語・日本事情Ⅱ				
KAC100 奈良の伝統文化Ⅰ	KAC105 奈良の伝統文化Ⅱ			地域・奈良	
	KAD100 健康・スポーツ論	KAD200 健康・スポーツ実習	KAD100 健康・スポーツ論	健康	
KBA100 国語表現法	KBA100 国語表現法			言語	社会貢献の基盤
KBA105 日本語Ⅰ	KBA110 日本語Ⅱ	KBA200 日本語Ⅲ	KBA205 日本語Ⅳ		
		KBB200 日本の憲法		憲法	
KBD100 基礎ゼミナールⅠ	KBD105 基礎ゼミナールⅡ			キャリア	
KBD110 キャリアデザイン	KBD110 キャリアデザイン				
	KBC100 データーサイエンス		KBE200 プログラミング	データサイエンス	
KBE100 情報リテラシー	KBE110 情報処理演習Ⅰ	KBE115 情報処理演習Ⅱ			

2022年度入学生　生活未来科　生活福祉コース　カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目ｺｰﾄﾞ	科目名称	学修成果を得るために必要な項目					
			Ⅰ　福祉に関する専門の知識と技術				Ⅱ	Ⅲ
			介護サービスを提供する対象、場所にあらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を学ぶ）	人間と社会（介護を必要とする人間性を身に付ける）対人理解や尊厳保持、介護実践の基盤となる総合的な判断力及び豊かな人間性を身に付ける）	こころとからだのしくみへ必要な介護実践と観点から、こころとからだのしくみについての知識を学ぶ）	医療的ケア	協働・協調力	課題解決力
KBE100	8400	情報リテラシー		○				
KAC100	8113	奈良と伝統文化Ⅰ		○				
KAC105	8114	奈良と伝統文化Ⅱ		○				
KAB100	8125	心理学			○			
KAB200	8145	社会学		○				○
KAB205	8105	人権と差別		○				○
FAB100	1105	コミュニケーション演習		○			○	○
FAB210	1106	チームマネジメント		○			○	○
FAB205	1111	社会の理解Ⅰ		○				
FAB215	1112	社会の理解Ⅱ		○				
FAA100	1206	介護の基本Ⅰ	○				○	
FAA130	1211	介護の基本Ⅱ	○					
FAA135	1215	高齢者に対する支援と介護保険制度	○					
FAA105	1220	生活レクリエーション	○					
FAA205	1225	介護予防	○					
FAA270	1240	防災・災害福祉	○				○	○
FAA140	1260	コミュニケーション技術Ⅰ	○				○	○
FAA200	1265	コミュニケーション技術Ⅱ	○				○	○
FAA110	1305	生活支援技術Ⅰ	○				○	○
FAA145	1310	生活支援技術Ⅱ	○				○	○
FAA210	1315	生活支援技術Ⅲ	○				○	○
FAA215	1320	生活経営・管理の技法	○					
FAA245	1325	居住環境整備の技法	○					
FAA250	1330	家事支援の技法Ⅰ・被服	○					
FAA220	1335	家事支援の技法Ⅱ・栄養	○					
FAA255	1340	家事支援の技法Ⅲ・調理	○					
FAA115	1405	介護過程Ⅰ	○					○
FAA150	1410	介護過程Ⅱ	○					○
FAA225	1415	介護過程Ⅲ	○					○
FAA260	1420	介護過程Ⅳ	○					○
FAA120	1450	介護総合演習Ⅰ	○				○	
FAA155	1456	介護総合演習Ⅱ	○				○	
FAA230	1461	介護総合演習Ⅲ	○				○	
FAA265	1465	介護総合演習Ⅳ	○				○	
FAA125	1472	介護実習Ⅰ	○				○	○
FAA160	1478	介護実習Ⅱ	○				○	○
FAA235	1481	介護実習Ⅲ	○				○	○
FAC110	1500	発達と老化の理解Ⅰ			○			
FAC205	1501	発達と老化の理解Ⅱ			○			
FAC125	1515	認知症の理解Ⅰ			○			
FAC200	1520	認知症の理解Ⅱ			○			
FAC105	1525	障害の理解Ⅰ			○			
FAC130	1530	障害の理解Ⅱ			○			
FAC100	1540	解剖生理学			○			
FAC115	1541	生活援助方法論			○			
FAC120	1542	嚥下と口腔衛生			○			
FAD200	1571	医療的ケアⅠ				○		
FAD205	1581	医療的ケアⅡ				○		
FAB110	1616	グリーンプランニング		○			○	
M100	1630	生活と未来					○	○
BAA115	3930	ゼミナールⅠ					○	○
FC200	1635	専門ゼミナール（国家試験対策）						○
FAB200	1656	こども家庭福祉		○				
BAA100	3150	経営学総論		○				

2022年度入学生　生活未来科　生活福祉コース　カリキュラム・ツリー

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
FAA100 介護の基本Ⅰ	FAA130 介護の基本Ⅱ			介護 （介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を学ぶ）	Ⅰ 福祉に関する専門の知識と技術
	FAA135 高齢者に対する支援と介護保険制度				
	FAA140 コミュニケーション技術Ⅰ	FAA200 コミュニケーション技術Ⅱ			
	FAA105 生活レクリエーション	FAA205 介護予防	FAA270 防災・災害福祉		
FAA110 生活支援技術Ⅰ	FAA145 生活支援技術Ⅱ	FAA210 生活支援技術Ⅲ	FAA215 生活経営・管理の技法		
			FAA245 居住環境整備の技法		
			FAA250 家事支援の技法Ⅰ・被服		
		FAA255 家事支援の技法Ⅲ・調理	FAA220 家事支援の技法Ⅱ・栄養		
FAA115 介護過程Ⅰ	FAA150 介護過程Ⅱ	FAA225 介護過程Ⅲ	FAA260 介護過程Ⅳ		
FAA120 介護総合演習Ⅰ	FAA155 介護総合演習Ⅱ	FAA230 介護総合演習Ⅲ	FAA265 介護総合演習Ⅳ		
FAA125 介護実習Ⅰ	FAA160 介護実習Ⅱ	FAA235 介護実習Ⅲ			
FAB100 コミュニケーション演習		KAB205 人権と差別	FAB210 チームマネジメント	人間と社会 （介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身に付ける）	
		FAB205 社会の理解Ⅰ	FAB215 社会の理解Ⅱ		
		FAB200 こども家庭福祉			
KAC100 奈良と伝統文化Ⅰ	KAC105 奈良と伝統文化Ⅱ				
FAB110 グリーンプランニング					
KBE100 情報リテラシー		KAB200 社会学	BAA100 経営学総論		
KAB100 心理学	FAC110 発達と老化の理解Ⅰ	FAC205 発達と老化の理解Ⅱ		こころとからだのしくみ （介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を学ぶ）	
FAC100 解剖生理学	FAC115 生活援助方法論				
	FAC120 嚥下と口腔衛生				
FAC125 認知症の理解Ⅰ		FAC200 認知症の理解Ⅱ			
FAC105 障害の理解Ⅰ	FAC130 障害の理解Ⅱ				
		FAD200 医療的ケアⅠ	FAD205 医療的ケアⅡ	医療的ケア	

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
M100 生活と未来				Ⅱ 協働・協調力
FAB110 グリーンプランニング			BAA115 経営学総論	
			FAB210 チームマネジメント	
FAA100 介護の基本Ⅰ			FAA270 防災・災害福祉	
FAB100 コミュニケーション演習	FAA140 コミュニケーション技術Ⅰ	FAA200 コミュニケーション技術Ⅱ		
FAA110 生活支援技術Ⅰ	FAA145 生活支援技術Ⅱ	FAA210 生活支援技術Ⅲ		
FAA120 介護総合演習Ⅰ	FAA155 介護総合演習Ⅱ	FAA230 介護総合演習Ⅲ	FAA265 介護総合演習Ⅳ	
FAA125 介護実習Ⅰ	FAA160 介護実習Ⅱ	FAA235 介護実習Ⅲ		
		BAA115 ゼミナールⅠ		

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
M100 生活と未来		FAA155 人権と差別		Ⅲ 課題解決力
		FAA260 社会学		
FAA110 生活支援技術Ⅰ	FAA145 生活支援技術Ⅱ	FAA210 生活支援技術Ⅲ	FAA270 防災・災害福祉	
FAA110 コミュニケーション演習	FAA115 コミュニケーション技術Ⅰ	FAA150 コミュニケーション技術Ⅱ	FAB210 チームマネジメント	
FAA115 介護過程Ⅰ	FAA150 介護過程Ⅱ	FAA225 介護過程Ⅲ	FAA260 介護過程Ⅳ	
FAA125 介護実習Ⅰ	FAA160 介護実習Ⅱ	FAA235 介護実習Ⅲ		
			FC200 専門ゼミナール	
		BAA115 ゼミナールⅠ		

2022年度入学生　生活未来科　食物栄養コース　カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目ｺｰﾄﾞ	科目名称	学修成果を得るために必要な項目								
			Ⅰ　食物栄養に関する知識と技術							Ⅱ	Ⅲ
			社会生活と健康について学ぶ	人体の構造と機能に関する知識を身に付ける	食品と衛生についての知識と技術を身に付ける	栄養と健康に関する知識と技術を身に付ける	栄養指導に関する知識と技術を身に付ける	給食の運営に関する知識と技術を身に付ける	食のスペシャリストになる	協働・協調力	課題解決力
EAA110	2105	公衆衛生学	○								
EAA100	2110	社会福祉概論	○								
EAB100	2115	人体の構造と機能Ⅰ		○							
EAB105	2120	人体の構造と機能Ⅱ		○							
EAB205	2125	生理学実習		○							
EAB200	2130	運動生理学		○							
EAB110	2135	生化学		○							
EAB115	2140	生化学実験		○							○
EAC100	2145	食品科学			○						
EAC110	2150	食品材料学（加工学を含む）			○						
EAC105	2155	食品学実験			○						○
EAC200	2160	食品衛生学			○						
EAC205	2165	食品衛生学実習			○						○
EAD100	2170	基礎栄養学				○					
EAD200	2175	応用栄養学				○					
EAD215	2180	応用栄養学実習				○					
EAD220	2185	臨床栄養学				○					
EAD205	2190	食事療法論				○					
EAD210	2195	食事療法実習				○					
EAE100	2200	栄養指導論Ⅰ					○				
EAE215	2205	栄養指導論Ⅱ					○				
EAE105	2210	栄養指導論実習Ⅰ					○				○
EAE200	2215	栄養指導論実習Ⅱ					○				○
EAE205	2220	公衆栄養学					○				
EAF115	2225	給食実務論						○			
EAF205	2230	給食計画論						○		○	○
EAF210	2235	給食管理実習						○		○	○
EAF215	2240	学外実習Ⅰ						○			○
EAF220	2245	学外実習Ⅱ						○			○
EAF100	2250	調理学						○			
EAF105	2255	調理実習Ⅰ						○		○	
EAF110	2260	調理実習Ⅱ						○		○	
EAF200	2265	調理実習Ⅲ						○		○	
EAG200	2301	専門調理							○		
EAA105	2310	育児学	○								
EAC210	2405	食品微生物学			○						
EAG100	2305	食育実践演習							○		
EAG125	3911	ゼミナールⅠ(食物栄養)							○	○	○
EAG205	3925	ゼミナールⅡ(食物栄養)							○	○	○
EAG130	2400	食料経済							○		
EAG110	2410	フードスペシャリスト論							○		
EAG215	2415	食品の官能評価・鑑別論							○		
EAG210	2420	フードコーディネート論							○		
EAG220	2425	食品加工実習							○		
EAG105	2430	カラーコーディネート論							○		
EAG115	2440	食農ビジネス							○		
FAB100	1105	コミュニケーション演習								○	
M100	1630	生活と未来	○							○	○
BBA105	3801	インターンシップⅠ									○
BBA115	3802	インターンシップⅡ									○
BAB120	3810	ビジネス実践演習Ⅰ									○
BAB215	3820	ビジネス実践演習Ⅱ									○
EAG120	8180	介護食演習							○		

2022年度入学生　生活未来科 食物栄養コース　カリキュラム・ツリー

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
M100 生活と未来	EAA105 育児学※			社会生活と健康について学ぶ	Ⅰ 食物栄養に関する知識と技術
EAA100 社会福祉概論	EAA110 公衆衛生学				
EAB100 人体の構造と機能Ⅰ	EAB105 人体の構造と機能Ⅱ			人体の構造と機能に関する知識を身に付ける	
	EAB110 生化学	EAB200 運動生理学	EAB205 生理学実習		
	EAB115 生化学実験				
EAC100 食品科学	EAC110 食品材料学（加工学を含む）	EAC200 食品衛生学		食品と衛生についての知識と技術を身に付ける	
EAC105 食品学実験	EAC210 食品微生物学※	EAC205 食品衛生学実習			
EAD100 基礎栄養学		EAD200 応用栄養学	EAD215 応用栄養学実習	栄養と健康に関する知識と技術を身に付ける	
		EAD205 食事療法論	EAD220 臨床栄養学		
		EAD210 食事療法実習			
EAE100 栄養指導論Ⅰ	EAE105 栄養指導論実習Ⅰ	EAE200 栄養指導論実習Ⅱ	EAE215 栄養指導論Ⅱ	栄養指導に関する知識と技術を身に付ける	
		EAE205 公衆栄養学			
EAF100 調理学				給食の運営に関する知識と技術を身に付ける	
EAF105 調理実習Ⅰ	EAF110 調理実習Ⅱ	EAF200 調理実習Ⅲ			
	EAF115 給食実務論	EAF205 給食計画論			
		EAF210 給食管理実習			
			EAF215 EAF220 学外実習Ⅰ・Ⅱ		
EAG100 食育実践演習				食のスペシャリストになる	
		EAG200 専門調理			
	EAG125 ゼミナールⅠ				
		EAG205 ゼミナールⅡ			
EAG105 カラーコーディネート論					
EAG110 フードスペシャリスト論			EAG210 フードコーディネート論		
EAG115 食農ビジネス	EAG130 食料経済		EAG215 食品の官能評価・鑑別論		
EAG120 介護食演習			EAG220 食品加工実習		

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
EAF105 調理実習Ⅰ	EAF110 調理実習Ⅱ	EAF200 調理実習Ⅲ		Ⅱ 協調 協働・力
M100 生活と未来	EAG125 ゼミナールⅠ			
FAB100 コミュニケーション演習		EAG205 ゼミナールⅡ		
		EAF205 給食計画論		
		EAF210 給食管理実習		

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
EAC105 食品学実験	EAB115 生化学実験	EAC205 食品衛生学実習		Ⅲ 課題解決力
	EAE105 栄養指導論実習Ⅰ	EAE200 栄養指導論実習Ⅱ	EAF215 EAF220 学外実習Ⅰ・Ⅱ	
M100 生活と未来	EAG125 ゼミナールⅠ			
		EAG205 ゼミナールⅡ		
		EAF205 給食計画論		
		EAF210 給食管理実習		
	BAB120 ビジネス実践演習Ⅰ	BAB215 ビジネス実践演習Ⅱ		
BBA105 インターンシップⅠ	BBA115 インターンシップⅡ			

※ 隔年開講のため、2回生で受講の場合もあります

2022年度入学生　生活未来科　ビジネスキャリアコース　カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目ｺｰﾄﾞ	科目名称	学修成果を得るために必要な項目						
			Ⅰ　ビジネスに関する知識と技術						
			【ビジネス基礎理論】	【ビジネス実務】	【医療・福祉ビジネス】	【食ビジネス】	【経営デザイン】	Ⅱ　協働・協調力	Ⅲ　課題解決力
			ビジネスや経営を行うために必要な理論や先行研究を学ぶ	リアルなビジネス実務を様々な仕事の形態や事例を通じて講義、演習、ゼミナールなど多彩なスタイルで学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す	医療事務、医療秘書を目指すための専門知識や職場での対応を学び、医療事務や医療関連企業、一般企業の医療関連職等のキャリア・パスを目指す	フードビジネスに必要な基本知識と職場での対応を学び6次産業関連や流通等のキャリア・パスを目指す	柔軟かつ斬新な視点を持ち、クリエイティブ、IT、プレゼンテーションなど多彩な手法を通じて経営やビジネスをデザインする方法を学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す		
KBD100	8001	基礎ゼミナールⅠ		○					
KBD105	8005	基礎ゼミナールⅡ		○					
KAB100	8125	心理学	○		○				
KAB200	8145	社会学	○						
KBD110	8190	キャリアデザイン		○			○		○
KBC100	8200	データサイエンス					○		○
KBE100	8400	情報リテラシー					○		○
KBE110	8405	情報処理演習Ⅰ					○		
KBE115	8410	情報処理演習Ⅱ					○		
KBE200	8430	プログラミング					○		○
BAB100	3126	日本企業論		○					
BAB220	3133	オフィススタディ		○					
BAB115	3134	ビジネス文書		○					
BAB205	3138	ビジネス実務概論		○					
BAB230	3137	事業計画論		○					
BAA100	3150	経営学総論	○						
BAB110	3160	経理実務Ⅰ		○					
BAB125	3170	経理実務Ⅱ		○					
BAA200	3180	マーケティング	○						
BAB210	3190	日本経済とビジネス		○					
BAB200	3191	オフィス実務演習Ⅰ		○					○
BAB225	3192	オフィス実務演習Ⅱ		○					○
BAE215	3231	データ活用					○		○
BAE205	3232	プレゼンテーション					○		
BAE100	3235	イラスト・画像処理Ⅰ					○		
BAE110	3236	イラスト・画像処理Ⅱ					○		
BAE200	3237	イラスト・画像処理Ⅲ					○		
BAE220	3238	イラスト・画像処理Ⅳ					○		
BAE225	3305	観光ビジネス					○		
BAE210	3310	地域活性化論					○		
BAB105	3311	ホスピタリティ論		○	○				
BAC105	3340	医薬と検査			○				
BAC100	3341	医療事務総論			○				
BAC110	3345	医療事務演習Ⅰ			○				
BAC120	3346	医療事務演習Ⅱ			○				
BAC200	3355	医療秘書実務			○				
BAC205	3360	医療秘書実務実習			○				
BAC215	3360	介護総論			○				
BAC210	3365	公衆衛生学			○				
BAC115	3370	社会福祉概論			○				
EAG105	2430	カラーコーディネート論					○		
BAE105	3460	プロダクトデザイン					○		
BBA105	3801	インターンシップⅠ						○	○
BBA115	3802	インターンシップⅡ						○	○
BAB120	3810	ビジネス実践演習Ⅰ		○					
BAB215	3820	ビジネス実践演習Ⅱ		○					
BBA100	3905	ゼミナールⅠ						○	○
BBA110	3920	ゼミナールⅡ						○	○
BBA200	3951	卒業研究Ⅰ						○	○
BBA205	3952	卒業研究Ⅱ						○	○
FAB100	1105	コミュニケーション演習		○	○			○	
FAC110	1500	発達と老化の理解Ⅰ			○				
FAC100	1540	解剖生理学			○				
FAB110	1616	グリーンプランニング				○	○		
M100	1630	生活と未来						○	○
EAG100	2305	食育実践演習				○			
EAG130	2400	食料経済				○			
EAG220	2425	食品加工実習				○			
EAG215	2415	食品の官能評価・鑑別論				○			
EAG210	2420	フードコーディネート論				○			
EAG115	2440	食農ビジネス				○	○		

2022年度入学生　生活未来科　ビジネスキャリアコース　カリキュラム・ツリー

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
KAB100 心理学	BAA100 経営学総論	BAA200 マーケティング		【ビジネス基礎理論】ビジネスや経営を行うために必要な理論や先行研究を学ぶ	Ⅰ ビジネスに関する知識と技術
		KAB200 社会学			
BAB100 日本企業論	BAB115 ビジネス文書	BAB200 オフィス実務演習Ⅰ	BAB225 オフィス実務演習Ⅱ	【ビジネス実務】リアルなビジネス実務を様々な仕事の形態や事例を通じて講義、演習、ゼミナールなど多彩なスタイルで学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す	
BAB105 ホスピタリティ論	KBD110 キャリアデザイン	BAB205 ビジネス実務概論	BAB230 事業計画論		
KBD100 基礎ゼミナールⅠ	KBD105 基礎ゼミナールⅡ	BAB210 日本経済とビジネス			
FAB100 コミュニケーション演習	BAB120 ビジネス実践演習Ⅰ	BAB215 ビジネス実践演習Ⅱ			
BAB110 経理実務Ⅰ	BAB125 経理実務Ⅱ	BAB220 オフィススタディ			
BAC100 医療事務総論		FAC100 解剖生理学	FAC110 発達と老化の理解Ⅰ	【医療・福祉ビジネス】医療事務、医療秘書を目指すための専門知識や職場での対応を学び、医療事務や医療関連企業、一般企業の医療関連職等のキャリア・パスを目指す	
BAC105 医薬と検査		BAC200 医療秘書実務			
BAC110 医療事務演習Ⅰ	BAC120 医療事務演習Ⅱ	BAC205 医療秘書実務実習			
BAB105 ホスピタリティ論		BAC210 公衆衛生学			
FAB100 コミュニケーション演習					
KAB100 心理学					
BAC115 社会福祉概論		BAC215 介護総論			
FAB110 グリーンプランニング	EAG220 食品加工実習		EAG215 食品の官能評価・鑑別論	【食ビジネス】フードビジネスに必要な基本知識と職場での対応を学び6次産業関連や流通等のキャリア・パスを目指す	
EAG115 食農ビジネス			EAG130 食料経済		
EAG100 食育実践演習			EAG210 フードコーディネート論		
BAE100 イラスト・画像処理Ⅰ	BAE110 イラスト・画像処理Ⅱ	BAE200 イラスト・画像処理Ⅲ	BAE220 イラスト・画像処理Ⅳ	【経営デザイン】柔軟かつ斬新な視点を持ち、クリエイティブ、IT、プレゼンテーションなど多彩な手法を通じて経営やビジネスをデザインする方法を学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す	
EAG115 食農ビジネス	KBD110 キャリアデザイン	BAE205 プレゼンテーション※	BAE225 観光ビジネス		
FAB110 グリーンプランニング	KBE110 情報処理演習Ⅰ	KBE115 情報処理演習Ⅱ			
EAG105 カラーコーディネート論		BAE210 地域活性化論			
BAE105 プロダクトデザイン					
KBE100 情報リテラシー	KBC100 データサイエンス	BAE215 データ活用	KBE200 プログラミング		

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
BBA100 ゼミナールⅠ	BBA110 ゼミナールⅡ	BBA200 卒業研究Ⅰ	BBA205 卒業研究Ⅱ	Ⅱ協働・協調力
BBA105 インターンシップⅠ	BBA115 インターンシップⅡ			
M100　生活と未来				
FAB100 コミュニケーション演習				

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目
BBA100 ゼミナールⅠ	BBA110 ゼミナールⅡ	BBA200 卒業研究Ⅰ	BBA205 卒業研究Ⅱ	Ⅲ 課題解決力
BBA105 インターンシップⅠ	BBA115 インターンシップⅡ			
M100　生活と未来	KBD110 キャリアデザイン	BAB200 オフィス実務演習Ⅰ	BAB225 オフィス実務演習Ⅱ	
KBE100 情報リテラシー	KBC100 データサイエンス	BAE215 データ活用	KBE200 プログラミング	

※ 隔年開講のため、2回生で受講の場合もあります

2022年度入学生　地域こども学科こども教育コース　カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目コード	科目名称	学修成果を得るために必要な項目										
			I 保育・福祉及び教育に関する知識と技術							II 実践力		III 地域共生力	
			教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	保育の対象を理解する	教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	地域と行政による福祉と教育について学ぶ	保育の表現技術および教科に関する理解を深める	小学校教科に関する理解を深める	学外現場実践から学ぶ	保育者+を身に付ける	学外現場実践をする	強みを生かした関わりを学ぶ	実践を通して地域と関わる力を身に付ける
CAA100	61045	保育・教職入門	○										
CAA200	61070	教育原理	○										
CAB100	61080	学習・発達論		○									
CAB200	61105	こどもの理解と援助		○									
CAB215	61155	特別支援教育・保育概論		○									
CAC100	61160	カリキュラム論			○			○					
CKAF100	62000	国語科教育法						○					
CKAF200	62010	社会科教育法						○					
CKAF105	62020	算数科教育法						○					
CKAF210	62030	理科教育法						○					
CKAF110	62040	生活科教育法						○					
CKAF115	62050	音楽科教育法						○					
CKAF120	62060	図工科教育法						○					
CKAF205	62070	家庭科教育法						○					
CKAF125	62080	体育科教育法						○					
CKAF220	62090	英語科教育法						○					
CKAF225	62100	道徳教育の理論と方法						○					
CKAF230	62110	総合的な学習の時間の指導法						○					
CKAF215	62120	特別活動の指導法						○					
CKAC105	62130	進路指導の理論と方法			○								
CKAC100	62140	生徒指導の理論と方法			○								
CAC235	63005	保育内容総論			○								
CAC125	63015	こどもと健康Ⅰ			○								
CAC130	63025	こどもと人間関係Ⅰ			○								
CAC115	63035	こどもと環境Ⅰ			○								
CAC105	63045	こどもと言葉Ⅰ			○								
CAC120	63055	こどもと表現Ⅰ			○								
CAC230	63061	こどもと健康Ⅱ（指導法）			○								
CAC240	63062	こどもと人間関係Ⅱ（指導法）			○								
CAC200	63063	こどもと環境Ⅱ（指導法）			○								
CAC205	63064	こどもと言葉Ⅱ（指導法）			○								
CAC210	63065	こどもと表現Ⅱ（指導法）			○								
CAC250	63150	保育教育相談支援			○								
CAC245	63170	教育方法の理論と実践			○								
CAC135	63175	教育とICT活用			○								
CAF215	63185	保育・教職実践演習							○		○		○
CA100	63200	総合演習						○			○	○	
CAE120	64000	国語基礎					○						
CKAE210	64010	社会基礎					○						
CKAE130	64020	算数基礎					○						
CKAE215	64030	理科基礎					○						
CAE125	64040	生活基礎					○						
CKAE145	64050	英語基礎					○						
CAE100	64060	音楽Ⅰ					○						
CAE135	64070	音楽Ⅱ					○						
CAE105	64105	器楽演習Ⅰ					○						
CAE120	64106	器楽演習Ⅱ					○						
CAE110	64125	図画工作					○						
CKAE220	64130	家庭基礎					○						
CAE115	64140	体育					○						
CAC110	64210	ゼミナールⅠ			○					○		○	
CAC260	64210	ゼミナールⅡ			○					○		○	
CKAG110	65000	教育実習							○		○		○
CKAG115	65120	教育実習（幼稚園）							○		○		○
CKAG205	65121	教育実習（小学校）							○		○		○
CKAG100	65015	教育実習指導							○		○		○
CKAG105	65016	教育実習指導（幼稚園）							○		○		○
CKAG120	65017	教育実習指導（小学校）							○		○		○

2022年度入学生　地域こども学科こども教育コース　カリキュラム・ツリー

1回生		2回生		学修成果を得るために必要な項目	
前期	後期	前期	後期		
CAA100 保育・教職入門				教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	Ⅰ 保育・福祉及び教育に関する知識と技術
	CAA200 教育原理				
CAB100 学習・発達論		CAB200 こどもの理解と援助		保育の対象を理解する	
			CAB215 特別支援教育・保育概論		
CAC100 カリキュラム論				教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	
CAC235 保育内容総論	CAC115 こどもと環境Ⅰ	CAC200 こどもと環境Ⅱ（指導法）			
	CAC105 こどもと言葉Ⅰ	CAC205 こどもと言葉Ⅱ（指導法）			
	CAC120 こどもと表現Ⅰ	CAC210 こどもと表現Ⅱ（指導法）			
	CAC125 こどもと健康Ⅰ		CAC230 こどもと健康Ⅱ（指導法）		
	CAC130 こどもと人間関係Ⅰ		CAC240 こどもと人間関係Ⅱ（指導法）		
			CAC250 保育教育相談支援		
	CAC135 教育とICT活用	CAC245 教育方法の理論と実践			
			CKAC100 生徒指導の理論と方法		
			CKAC105 進路指導の理論と方法		
CAC110 ゼミナールⅠ		CAC260 ゼミナールⅡ			
CAE100 音楽Ⅰ	CAE135 音楽Ⅱ			保育の表現技術および教科に関する理解を深める	
CAE105 器楽演習Ⅰ	CAE120 器楽演習Ⅱ				
CAE110 図画工作					
CAE115 体育					
CAE120 国語基礎		CKAE210 社会基礎			
CAE125 生活基礎		CKAE215 理科基礎			
CKAE130 算数基礎	CKAE145 英語基礎	CKAE220 家庭基礎			
CAC100 カリキュラム論	CKAF100 国語科教育法	CKAF200 社会科教育法		小学校教科に関する理解を深める	
	CKAF105 算数科教育法	CKAF205 家庭科教育法			
	CKAF110 生活科教育法	CKAF210 理科教育法			
	CKAF115 音楽科教育法	CKAF215 特別活動の指導法			
	CKAF120 図工科教育法	CKAF220 英語科教育法			
		CKAF125 体育科教育法			
		CKAF225 道徳教育の理論と方法			
			CKAF230 総合的な学習の時間の指導法		
	CA100　総合演習				
CKAG105 教育実習指導（幼稚園）	CKAG120 教育実習指導（小学校）		CAF215 保育・教職実践演習	学外現場実践から学ぶ	
CKAG115 教育実習（幼稚園）		CKAG205 教育実習（小学校）			

1回生		2回生		学修成果を得るために必要な項目	
前期	後期	前期	後期		
CAC110 ゼミナールⅠ		CAC260　ゼミナールⅡ		保育者+を身に付ける	Ⅱ 実践力
	CA100　総合演習			学外現場実践をする	
CKAG105 教育実習指導（幼稚園）	CKAG120 教育実習指導（小学校）		CAF215 保育・教職実践演習		
CKAG115 教育実習（幼稚園）		CKAG205 教育実習（小学校）			

1回生		2回生		学修成果を得るために必要な項目	
前期	後期	前期	後期		
CAC110 ゼミナールⅠ		CAC260　ゼミナールⅡ		強みを生かした関わりを学ぶ	Ⅲ 地域共生力
	CA100　総合演習				
CKAG105 教育実習指導（幼稚園）	CKAG120 教育実習指導（小学校）		CAF215 保育・教職実践演習	実践を通して地域と関わる力を身に付ける	
CKAG115 教育実習（幼稚園）		CKAG205 教育実習（小学校）			

2022年度入学生　地域こども学科こども保育コース　カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目コード	科目名称	学修成果を得るために必要な項目										
			I 保育・福祉及び教育に関する知識と技術						II 実践力		III 地域共生力		
			教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	保育の対象を理解する	教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	地域と行政による福祉と教育について学ぶ	保育の表現技術および教科に関する理解を深める	学外現場実践から学ぶ	保育者+を身に付ける	学外現場実践をする	福祉的な視点を学ぶ	強みを生かした関わりを学ぶ	実践を通して地域と関わる力を身に付ける
CAA110	61000	社会福祉	○			○					○		
CAA210	61010	こども家庭支援論	○								○		
CHAA205	61030	こども家庭福祉	○								○		
CAA100	61045	保育・教職入門	○										
CAA105	61050	保育原理	○										
CHAA115	61060	社会的養護Ⅰ	○								○		
CAA200	61070	教育原理	○										
CAB100	61080	学習・発達論		○									
CHAB205	61090	こども家庭支援の心理学		○							○		
CAB200	61105	こどもの理解と援助		○									
CAB105	61110	こどもの保健		○									
CAB210	61120	こどもの食と栄養		○									
CAB215	61155	特別支援教育・保育概論		○									
CAC100	61160	カリキュラム論			○								
CAC235	63005	保育内容総論			○								
CAC125	63015	こどもと健康Ⅰ			○								
CAC130	63025	こどもと人間関係Ⅰ			○								
CAC115	63035	こどもと環境Ⅰ			○								
CAC105	63045	こどもと言葉Ⅰ			○								
CAC120	63055	こどもと表現Ⅰ			○								
CAC230	63061	こどもと健康Ⅱ（指導法）			○								
CAC240	63062	こどもと人間関係Ⅱ（指導法）			○								
CAC200	63063	こどもと環境Ⅱ（指導法）			○								
CAC205	63064	こどもと言葉Ⅱ（指導法）			○								
CAC210	63065	こどもと表現Ⅱ（指導法）			○								
CHAC105	63100	乳児保育Ⅰ			○								
CHAC140	63110	乳児保育Ⅱ			○								
CHAC215	63120	こどもの健康と安全			○								
CHAC225	63140	社会的養護Ⅱ			○						○		
CAC250	63150	保育教育相談支援			○								
CHAC255	63160	在宅保育論			○								
CAC245	63170	教育方法の理論と実践			○								
CAF215	63185	保育・教職実践演習						○		○			○
CA100	63200	総合演習					○			○		○	
CAE120	64000	国語基礎					○						
CAE125	64040	生活基礎					○						
CAE100	64060	音楽Ⅰ					○						
CAE135	64070	音楽Ⅱ					○						
CAE105	64105	器楽演習Ⅰ					○						
CAE120	64106	器楽演習Ⅱ					○						
CAE200	64107	器楽演習Ⅲ					○						
CAE205	64108	器楽演習Ⅳ					○						
CAE110	64125	図画工作					○						
CAE115	64140	体育					○						
CAC110	64200	ゼミナールⅠ			○				○			○	
CAC260	64210	ゼミナールⅡ			○				○			○	
CHAF100	65115	教育実習指導						○		○			○
CHAF105	65116	教育実習指導Ⅰ（幼稚園）						○		○			○
CHAF205	65117	教育実習指導Ⅱ（幼稚園）						○		○			○
CHAF115	65135	教育実習Ⅰ						○		○			○
CHAF215	65136	教育実習Ⅱ						○		○			○
CHAF120	65210	保育実習指導Ⅰ						○		○			○
CHAF135	65214	保育実習指導Ⅰ（保育所）						○		○			○
CHAF150	65215	保育実習指導Ⅰ（施設）						○		○			○
CHAF145	65205	保育実習Ⅰ（保育所）						○		○			○
CHAF155	65206	保育実習Ⅰ（施設）						○		○			○
CHAF230	65310	保育実習Ⅱ						○		○			○
CHAF220	65320	保育実習指導Ⅱ						○		○			○
CHAF235	65330	保育実習Ⅲ						○		○			○
CHAF225	65340	保育実習指導Ⅲ						○		○			○

2022度入学生　地域こども学科こども保育コース　カリキュラム・ツリー

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
CAA100　保育・教職入門				教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	Ⅰ 保育・福祉及び教育に関する知識と技術
CAA105　保育原理	CAA200　教育原理		CAA210　こども家庭支援論		
CAA110　社会福祉	CHAA115 社会的養護Ⅰ	CHAA205　こども家庭福祉			
CAB100　学習・発達論		CAB200　こどもの理解と援助	CHAB205 こども家庭支援の心理学	保育の対象を理解する	
CAB105　こどもの保健			CAB210　こどもの食と栄養		
			CAB215　特別支援教育・保育概論		
CAC100　カリキュラム論				教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	
		CAC245　教育方法の理論と実践			
		CHAC215 こどもの健康と安全	CAC250　保育教育相談支援		
	CAC115 こどもと環境Ⅰ	CAC200　こどもと環境Ⅱ（指導法）			
CAC235　保育内容総論	CAC105 こどもと言葉Ⅰ	CAC205　こどもと言葉Ⅱ（指導法）			
	CAC120 こどもと表現Ⅰ	CAC210　こどもと表現Ⅱ（指導法）			
	CAC125 こどもと健康Ⅰ		CAC230 こどもと健康Ⅱ（指導法）		
	CAC130 こどもと人間関係Ⅰ	CHAC225 社会的養護Ⅱ	CAC240 こどもと人間関係Ⅱ(指導法)		
	CHAC105 乳児保育Ⅰ	CHAC140 乳児保育Ⅱ	CHAC255 在宅保育論		
CAC110　ゼミナールⅠ		CAC260　ゼミナールⅡ			
CAA110　社会福祉				地域と行政による福祉と教育について学ぶ	
CAE100　音楽Ⅰ	CAE135　音楽Ⅱ			保育の表現技術および教科に関する理解を深める	
CAE105 器楽演習Ⅰ	CAE120 器楽演習Ⅱ	CAE200　器楽演習Ⅲ	CAE205 器楽演習Ⅳ		
CAE110　図画工作					
CAE115　体育					
CAE120　国語基礎					
CAE125　生活基礎					
	CA100　総合演習				
CHAF105 教育実習指導Ⅰ(幼稚園)		CHAF205　教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	CAF215　保育・教職実践演習	学外現場実践から学ぶ	
CHAF115 教育実習Ⅰ		CHAF215　教育実習Ⅱ			
	CHAF135 保育実習指導Ⅰ(保育所)	CHAF220　保育実習指導Ⅱ			
	CHAF145 保育実習Ⅰ(保育所)	CHAF225　保育実習指導Ⅲ			
	CHAF150 保育実習指導Ⅰ(施設)	CHAF230　保育実習Ⅱ			
	CHAF155 保育実習Ⅰ(施設)	CHAF235　保育実習Ⅲ			

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
CAC110　ゼミナールⅠ		CAC260　ゼミナールⅡ		保育者+を身に付ける	Ⅱ 実践力
	CA100　総合演習			学外現場実践をする	
CHAF105 教育実習指導Ⅰ（幼稚園）		CHAF205　教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	CAF215　保育・教職実践演習		
CHAF115 教育実習Ⅰ		CHAF215　教育実習Ⅱ			
	CHAF135 保育実習指導Ⅰ(保育所)	CHAF220　保育実習指導Ⅱ			
	CHAF145 保育実習Ⅰ(保育所)	CHAF225　保育実習指導Ⅲ			
	CHAF150 保育実習指導Ⅰ(施設)	CHAF230　保育実習Ⅱ			
	CHAF155 保育実習Ⅰ(施設)	CHAF235　保育実習Ⅲ			

1回生 前期	1回生 後期	2回生 前期	2回生 後期	学修成果を得るために必要な項目	
CAA110　社会福祉	CHAA115 社会的養護Ⅰ	CHAC225 社会的養護Ⅱ		福祉的な視点を学ぶ	Ⅲ 地域共生力
		CHAA205　こども家庭福祉	CHAB205 こども家庭支援の心理学		
			CAA210　こども家庭支援論		
CAC110　ゼミナールⅠ		CAC260　ゼミナールⅡ		強みを生かした関わりを学ぶ	
	CA100　総合演習				
CHAF105 教育実習指導Ⅰ（幼稚園）		CHAF205　教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	CAF215　保育・教職実践演習	実践を通して地域と関わる力を身に付ける	
CHAF115 教育実習Ⅰ		CHAF215　教育実習Ⅱ			
	CHAF135 保育実習指導Ⅰ(保育所)	CHAF220　保育実習指導Ⅱ			
	CHAF145 保育実習Ⅰ(保育所)	CHAF225　保育実習指導Ⅲ			
	CHAF150 保育実習指導Ⅰ(施設)	CHAF230　保育実習Ⅱ			
	CHAF155 保育実習Ⅰ(施設)	CHAF235　保育実習Ⅲ			

日本語教育別科

最近改正：平成３０年４月１日

【入学者受け入れの方針】

〔日本語教育別科〕

日本語教育別科では、日本語能力を身につけるとともに日本文化への理解を深めることを目指します。そのため日本語についての基礎的な力と日本文化に関心をもち、常に学び続ける意欲が求められます。

そこで、日本語教育別科では次のような人の入学を求めています。

１．日本語を学ぶ明確な目的を持っている人

２．聞く力、聞いたことをすぐに書く力、簡単な漢字や仮名交じりの文を正しい発音で音読する力、話す力の基礎が身についている人

３．平仮名・カタカナ・漢字・文法・語彙・読解力・表現力の基礎的な力が身についている人

４．日本文化に対して高い関心をもち常に学び続ける意欲のある人

学修成果

〔日本語教育別科〕

１．日常的な場面や高等教育機関で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。

２．日本文化を理解した国際人となる。

奈良佐保短期大学日本語教育別科規則

制　　定：平成２２年　１月１８日
最近改正：令和　２年　４月　１日

第１条　学則第５７条に基づき、奈良佐保短期大学日本語教育別科(以下「別科」という。)に関する規則を定める。

第２条　別科に入学できる者は、独立行政法人国際交流基金と公益財団日本国際教育支援協会が共催する日本語能力試験Ｎ５の合格者又はこれと同等以上の日本語能力を有する者とする。

第３条　学長は、前条の選考結果に基づき、教授会の議を経て入学を許可する。

第４条　学年を分けて次の２期とする。

春学期　　４月１日から９月３０日まで

秋学期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

第５条　入学は各学期の初めとする。

第６条　所定の修業年限を超えて、別科に在籍することはできない。ただし、特別な理由があり、学長が認めた場合は在学年限を２年とすることができる。

第７条　別科において科目等履修生の入学を認めることがある。

２　別科における科目等履修生の取扱いについては、奈良佐保短期大学科目等履修生規程を準用する。

第８条　学則第４１条の６は、別科に在籍する者には適用しない。

第９条　別科の授業科目・単位数は別表の通りとする。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２７年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成３０年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表

春学期			単位	秋学期			単位
授業科目	授業形態	時間数	選択	授業科目	授業形態	時間数	選択
日本語Ⅰa	演習	60	2	日本語Ⅰb	演習	60	2
日本語Ⅱa	演習	60	2	日本語Ⅱb	演習	60	2
日本語Ⅲa	演習	60	2	日本語Ⅲb	演習	60	2
日本語Ⅳa	演習	60	2	日本語Ⅳb	演習	60	2
日本語Ⅴa	演習	60	2	日本語Ⅴb	演習	60	2
日本語Ⅵa	演習	60	2	日本語Ⅵb	演習	60	2
日本語Ⅶa	演習	60	2	日本語Ⅶb	演習	60	2
日本語Ⅷa	演習	60	2	日本語Ⅷb	演習	60	2
日本語Ⅸa	演習	60	2	日本語Ⅸb	演習	60	2
日本語・日本事情Ⅰa	演習	30	1	日本語・日本事情Ⅰb	演習	30	1
日本語・日本事情Ⅱa	演習	30	1	日本語・日本事情Ⅱb	演習	30	1
実用日本語ゼミナールⅠa	演習	60	2	実用日本語ゼミナールⅠb	演習	60	2
実用日本語ゼミナールⅡa	演習	60	2	実用日本語ゼミナールⅡb	演習	60	2
実用日本語ゼミナールⅢa	演習	60	2	実用日本語ゼミナールⅢb	演習	60	2
試験対策Ⅰa	演習	60	2	試験対策Ⅰb	演習	60	2
試験対策Ⅱa	演習	60	2	試験対策Ⅱb	演習	60	2
日本の文化と歴史a	演習	30	1	日本の文化と歴史b	演習	30	1
単位　計			31	単位　計			31

2022年度入学生　日本語教育別科　カリキュラム・マップ

科目コード	科目名称	学修成果を得るために必要な項目					
		Ⅰ　日本語能力					Ⅱ　日本文化の理解
		言語知識と読み書き能力を身につける	聴解力を身につける	発話する力を身につける	日本語能力試験へ対応する力を身につける	実用語学力をつける	
9124	日本語Ⅰa（総合(会話含む)）	○		○			
9126	日本語Ⅰb（総合(会話含む)）	○		○			
9128	日本語Ⅱa（読解）	○					
9130	日本語Ⅱb（読解）	○					
9132	日本語Ⅲa（文法）	○					
9134	日本語Ⅲb（文法）	○					
9136	日本語Ⅳa（文字・語彙）	○					
9138	日本語Ⅳb（文字・語彙）	○					
9140	日本語Ⅴa（聴解）		○				
9142	日本語Ⅴb（聴解）		○				
9144	日本語Ⅵa（作文・小論文）	○					
9146	日本語Ⅵb（作文・小論文）	○					
9164	日本語Ⅶa（口頭表現）		○	○			
9166	日本語Ⅶb（口頭表現）		○	○			
9168	日本語Ⅷa（時事日本語）	○	○			○	○
9170	日本語Ⅷb（時事日本語）	○	○			○	○
9172	日本語Ⅸa（分野別日本語基礎）	○	○	○		○	
9174	日本語Ⅸb（分野別日本語基礎）	○	○	○		○	
9196	試験対策Ⅰa				○		
9198	試験対策Ⅰb				○		
9200	試験対策Ⅱa				○		
9202	試験対策Ⅱb				○		
9152	日本の文化と歴史a						○
9154	日本の文化と歴史b						○
9188	日本語・日本事情Ⅰa						○
9190	日本語・日本事情Ⅰb						○
9192	日本語・日本事情Ⅱa						○
9194	日本語・日本事情Ⅱb						○
9176	実用日本語ゼミナールⅠa（情報検索）	○				○	
9178	実用日本語ゼミナールⅠb（情報検索）	○				○	
9180	実用日本語ゼミナールⅡa（ビジネス日本語）	○		○		○	
9182	実用日本語ゼミナールⅡb（ビジネス日本語）	○		○		○	
9184	実用日本語ゼミナールⅢa（分野別日本語）	○	○	○		○	
9186	実用日本語ゼミナールⅢb（分野別日本語）	○	○	○		○	

2022年度入学生　日本語教育別科　カリキュラム・ツリー

春学期		秋学期		学修成果を得るために必要な項目	
9124	日本語Ⅰa（総合(会話含む)）	9126	日本語Ⅰb（総合(会話含む)）	言語知識と読む・書く・聞く・話す能力を身につける	Ⅰ　日本語能力
9128	日本語Ⅱa（読解）	9130	日本語Ⅱb（読解）		
9132	日本語Ⅲa（文法）	9134	日本語Ⅲb（文法）		
9136	日本語Ⅳa（文字・語彙）	9138	日本語Ⅳb（文字・語彙）		
9144	日本語Ⅵa（作文・小論文）	9146	日本語Ⅵb（作文・小論文）		
9168	日本語Ⅷa（時事日本語）	9170	日本語Ⅷb（時事日本語）		
9172	日本語Ⅸa（分野別日本語基礎）	9174	日本語Ⅸb（分野別日本語基礎）		
9176	実用日本語ゼミナールⅠa（情報検索）	9178	実用日本語ゼミナールⅠb（情報検索）		
9180	実用日本語ゼミナールⅡa（ビジネス日本語）	9182	実用日本語ゼミナールⅡb（ビジネス日本語）		
9184	実用日本語ゼミナールⅢa（分野別日本語）	9186	実用日本語ゼミナールⅢb（分野別日本語）		
9140	日本語Ⅴa（聴解）	9142	日本語Ⅴb（聴解）	聴解力を身につける	
9164	日本語Ⅶa（口頭表現）	9166	日本語Ⅶb（口頭表現）		
9168	日本語Ⅷa（時事日本語）	9170	日本語Ⅷb（時事日本語）		
9172	日本語Ⅸa（分野別日本語基礎）	9174	日本語Ⅸb（分野別日本語基礎）		
9184	実用日本語ゼミナールⅢa（分野別日本語）	9186	実用日本語ゼミナールⅢb（分野別日本語）		
9124	日本語Ⅰa（総合(会話含む)）	9126	日本語Ⅰb（総合(会話含む)）	発話する力を身につける	
9164	日本語Ⅶa（口頭表現）	9166	日本語Ⅶb（口頭表現）		
9172	日本語Ⅸa（分野別日本語基礎）	9174	日本語Ⅸb（分野別日本語基礎）		
9180	実用日本語ゼミナールⅡa（ビジネス日本語）	9182	実用日本語ゼミナールⅡb（ビジネス日本語）		
9184	実用日本語ゼミナールⅢa（分野別日本語）	9186	実用日本語ゼミナールⅢb（分野別日本語）		
9196	試験対策Ⅰa	9198	試験対策Ⅰb	日本語能力試験へ対応する力を身につける	
9200	試験対策Ⅱa	9202	試験対策Ⅱb		
9168	日本語Ⅷa（時事日本語）	9170	日本語Ⅷb（時事日本語）	実用語学力をつける	
9172	日本語Ⅸa（分野別日本語基礎）	9174	日本語Ⅸb（分野別日本語基礎）		
9176	実用日本語ゼミナールⅠa（情報検索）	9178	実用日本語ゼミナールⅠb（情報検索）		
9180	実用日本語ゼミナールⅡa（ビジネス日本語）	9182	実用日本語ゼミナールⅡb（ビジネス日本語）		
9184	実用日本語ゼミナールⅢa（分野別日本語）	9186	実用日本語ゼミナールⅢb（分野別日本語）		
9168	日本語Ⅷa（時事日本語）	9170	日本語Ⅷb（時事日本語）	Ⅱ　日本文化の理解	
9152	日本の文化と歴史a	9154	日本の文化と歴史b		
9188	日本語・日本事情Ⅰa	9190	日本語・日本事情Ⅰb		
9192	日本語・日本事情Ⅱa	9194	日本語・日本事情Ⅱb		

※秋学期入学の場合はb から履修し、次に a の科目を履修する。

学生生活の心得

学生生活の心得

最近改正：平成３０年４月１日

Ⅰ　誓約書・学生証

１．入学を許可された者は、誓約書・学生票を所定の期日までに提出すること。これらの記載事項に変更が生じたときは直ちに学生・キャリア支援センターに届けること。

２．入学時に学生証を交付する。学生証は、常時携帯すること。本証を紛失したときは、直ちに学生・キャリア支援センターで再発行の手続を取ること。

Ⅱ　服装やエチケット・マナー等

１．服装やマナーについては、学生としての品位を保つこと。

２．インターネット、ＳＮＳについてはプライバシー等に細心の注意を払い慎重に利用すること。

Ⅲ　健康管理

１．学生は学校保健法の定めるところにより、毎年１回以上、健康診断を受けること。

２．健康増進法に基づき、学内及び周辺地域での喫煙は全面禁止とする。

※特に、２０歳未満の喫煙は未成年者喫煙禁止法で禁止されている。たとえ２０歳を越えた学生であっても、喫煙は健康面において極めて有害であることを理解すること。タバコの煙や粉じんが喫煙しない人（特に妊婦、幼児、高齢者、呼吸器系疾病者）に重大な悪影響を与えることや吸い殻の不始末が環境の汚れや思わぬ災害につながることなどを留意すること。

Ⅳ　欠　席

下記の欠席をするときは、次の届を担任又は教育支援センターに提出すること。

１．欠席が連続して一週間を超えるとき　：　欠席届を提出すること。

２．下記の理由で欠席するとき　：　理由を証明する書類と公認欠席願を提出すること。

①　学校感染症

②　忌引き

忌引日数は次のとおりとする。

父母・配偶者・子	７日
祖父母・兄弟姉妹	３日
伯叔父母・曾祖父母	１日
同居の親族	１日

*詳細については、「公認欠席に関する内規」を参照のこと。

Ⅴ　課外活動等

学生が、学内外において次の行為をしようとするときは、責任者は学生・キャリア支援センター

に相談し、　必要な手続を行うこと。

① クラブの新設・継続　　*詳細は、「クラブ活動に関する細則」を参照のこと。

② 集会・イベントの開催、参加

③ 合宿・海外旅行等

④ 学外団体への加入・参画

⑤ 印刷物等の配布・掲示、募金・署名活動等

Ⅵ 通　学

通学は原則として徒歩、自転車及び公的な交通機関を利用すること。ただし、以下の通り申請の上、許可されたものは認める。

１．自動車通学の場合

１）申請について

原則として申請受付は４月、許可期間は６か月とする。継続希望者は９月に更新手続を必要とする。ただし、本学所定の駐車スペースの限度を超えた場合、申請理由・申請台数等によって許可が受けられない場合がある。学期途中より自動車通学を希望する場合も必ず申請を行うこと。

２）手続方法について

自動車通学を希望する学生は、以下の書類を学生・キャリア支援センターに提出し、許可を受けること。

①車通学許可願（本学所定用紙・地図も含む。）

②自動車運転免許証及び自動車保険（任意保険）加入証の写し

③交通安全講習の受講証

④保証人の同意書

３）許可について

許可を受けた者は、駐車場管理費を本学に納入すること。

駐車場管理費の納入を確認後、駐車許可証を発行する。

なお、駐車場管理費は年度毎に改正される場合がある。

２．自動二輪・原付の場合

１） 申請について

原則として申請受付は４月、許可期間は１年間とする。継続希望者は更新手続を必要とする。

学期途中より自動二輪・原付通学を希望する場合も必ず申請を行うこと。

２）手続方法について

自動二輪・原付通学を希望する学生は、以下の書類を学生・キャリア支援センターに提出し、許可を受けること。

① 自動二輪・原付通学許可願（本学所定用紙・地図も含む。）

② 自動二輪又は原付の運転免許証及び任意保険加入証の写し

③ 保証人の同意書

3）許可について

許可された者には、交付された許可証のステッカーを、車体の外からよく見える位置に貼ること。

3．交通安全講習会の受講義務

1）自動車・自動二輪・原付通学を申請した学生は、本学が開催する交通安全講習会を受講しなければ許可を受けることができない。本講習会を欠席した者は許可取り消しとなる。

2）本講習会実施後の免許取得等により、学期途中より自動車通学・自動二輪・原付通学を希望する可能性のある場合は、開催する講習会を必ず受講すること。

4．自動車・自動二輪・原付通学者の心得

自動車・自動二輪・原付通学許可者は次の事項を遵守すること。違反した者は注意、勧告を行い改善されない場合や特に悪質と認められた場合は許可を取り消すので特に留意のこと。

1）許可証及び指定された駐車場所を他人に貸与又は譲渡しないこと。

2）指定された場所以外への駐車、構内へ乗り入れしないこと。

3）許可証は自動車の運転席前面に見えやすい場所に掲示し、自動二輪・原付は車体に貼付すること。

4）常に安全運転を心がけ、歩行者の安全を最優先に努め、運転者として、交通安全マナー・ルール遵守の模範となるように努めること。万一交通事故が発生した場合は、警察署に直ちに届け、大学にも連絡すること。

5）車種・車輌番号を変更した場合は、変更届を提出すること。

6）他の人を同乗させないこと。

7）駐車場内で生じた事故については、大学は一切責任を負わないので一般車両事故と同様に当事者同士で問題の解決にあたること。

Ⅶ　証明書の発行

各種証明書の発行を希望するときは、券売機で購入した手数料の証紙を添えて、学生・キャリア支援センターに、証明書作成依頼用紙を提出する。

交付は２日後になるので早めに申し込むこと。

	証　明　書	手数料
1	学生証	500 円（再発行）
2	※学割証	無料
3	※通学証明書	
4	在学証明書	300 円
5	在籍証明書	
6	成績証明書	
7	単位修得（見込）証明書	
8	卒業（見込）証明書	
9	修了（見込）証明書	

	証　明　書	手数料
10	免許状等取得見込証明書	300 円
11	資格取得見込証明書	
12	健康診断証明書	
13	指定保育士養成施設卒業発行証明書	
14	学力に関する証明書	

Ⅷ　諸相談

１．下記のような学生生活に関する相談は、担任又は教育支援センター及び学生・キャリア支援センターで対応する。

①　授業・単位・資格修得等

②　健康に関すること

③　奨学金等の経済上の問題

④　休学・退学・転学等

⑤　カウンセラーによるカウンセリング

２．進路に関する相談は学生・キャリア支援センターで対応する。

Ⅸ　学友会

１．学生生活の向上発展を図り、学生相互の親和と福祉をすすめるため、学内団体として学友会をおく。学生は入学とともに学友会会員となる。学友会会則は別に定める。

２．クラブ活動に関する細則は別に定める。

Ⅹ　その他

１．この心得は、学則等諸規定に基づくものであり、手続等の詳細については冊子『キャンパスライフ』に掲載されている。

２．この心得に関することは、学生・キャリア支援センターで取り扱う。

附　則

この心得は、平成３０年４月１日から施行する。

学則・規程・会則

奈良佐保短期大学学則

制　　定：昭和４０年　４月　１日
最近改正：令和　４年　４月　１日

第１章　目的及び使命

第１条　奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）は、学校教育法に則り、専門の学術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とする。

２　本学は、奈良県奈良市鹿野園町８０６番地に置く。

第１条の２　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

２　本学は、前項の結果について公表する。

３　自己点検・評価に関し、必要な事項は、別に定める。

第１条の３　第２条に規定する生活未来科は、健全で豊かな生活を支える専門的な知識・技術を身に付け、社会に貢献できる幅広い視野と教養を備えた人材を養成することを教育目標とする。

２　第２条に規定する地域こども学科は、自ら情操と教養を育み、こどもへの深い理解をもって家族や地域における子育て支援を行い、地域社会に貢献できる保育者を養成することを教育目標とする。

第２章　学科、学生定員及び修業年限

第２条　本学に、次の学科をおき、学生定員を次のとおりとする。

学　　科	入学定員	収容定員
生活未来科	８０	１６０
地域こども学科	１００	２００

第２条の２　地域こども学科にこども保育コースとこども教育コースをおく。

第３条　本学の修業年限は２年とする。ただし、４年を越えて在学することはできない。

第３章　授業科目及び単位

第４条　本学において開設する基礎教養科目、専門教育科目及びその単位数は別表Ｉのとおりとする。

第４章　学年、学期及び休業日

第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
第６条　学年を分けて次の２期とする。
　前　期　　４月１日から９月３０日まで
　後　期　　１０月１日から翌年３月３１日まで
第７条　休業日は、次のとおりとする。
　土曜日及び日曜日
　国民の祝日に関する法律に規定する休日
　本学創立記念日　５月４日
　夏季休業　　８月１日から９月３０日まで
　冬季休業　　１２月２４日から翌年１月７日まで
　学年末休業　　３月２５日から３月３１日まで
第８条　前条の休業日は、学長が教授会の議を経て変更することがある。

第５章　入学・転学・休学・退学・除籍

第９条　入学は、学年の始めとする。
２　前項の規定にかかわらず、学長は教授会の議を経て後期入学を認めることができる。
３　前項により入学した者については、第５条の規定にかかわらず、後期から次年度前期にわたる１年を以て１学年とみなす。
４　前２項の適用を受ける学生については、第２１条の規定にかかわらず、入学年次後期に初回の履修登録をするものとする。
５　第２項の規定は、第２８条に定める免許状、資格を取得しようとする者については適用しない。
第１０条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学の入学試験に合格した者とする。
　一　高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
　二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
　三　学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
第１１条　入学志願者は、所定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。
第１２条　入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。
第１２条の２　学校教育法に定める他の大学に正規学生として在籍する者は、同時に本学に正規学生として入学できない。
２　本学に正規学生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学の正規学生として在籍できない。
３　前２項の規定にかかわらず、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合がある。

第１３条　本学に転学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第１４条　正当な理由により本学を中途退学し、再び同一学科に入学を願い出た者については、学長は教授会の議を経て、入学を許可することがある。

２　再入学に関する規程は、別に定める。

第１５条　本学より他の大学に転学又は入学しようとする者は、理由を付して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第１５条の２　転科を希望する者は所定の手続きにより、学長に願い出なければならない。

２　転科に関する規程は、別に定める。

第１６条　病気その他の理由により２か月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由を述べた文書を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

２　休学期間内でもその理由のなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

３　休学は１年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学を許可することがあるが、通算して２年を越えることはできない。

４　休学期間は、在学期間に算入されない。

第１７条　退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第１８条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一　第３条に定める在学期間を越える者

二　第１６条に定める休学期間を越えても、なお修学できない者

三　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四　無届けで６か月以上欠席した者

五　休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きを取らない者

第１８条の２　前条第三号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て復籍させることができる。

２　復籍に関する規程は別に定める。

第６章　履修方法及び課程修了の認定

第１９条　全課程を２か年に分けて履修させる。１学年は前期・後期の２期に分ける。

２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。

３　履修に関する規程は別に定める。

第２０条　本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程は、基礎教養科目及び専門教育科目に大別し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

３　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一　講義については１５時間の授業をもって１単位とする。

二　演習については３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については１５時間の授業をもって１単位とする。

三　実験、実習及び実技については４５時間の授業をもって１単位とする。ただし別に定める授業科目については３０又は４０時間の授業をもって１単位とする。

４　前項の規定にかかわらず、ゼミナールの授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

５　講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の授業科目については、その組み合わせに応じ、第３項の規定に定める時間に準じて単位を算出する。

６　１年間に登録できる履修単位の上限は、５０単位を超えないものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

第２１条　学生は、毎学年度始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

第２２条　授業科目履修の認定は、科目修了試験による。科目修了試験は、第４条に定める科目について学期末にこれを行う。成績評価は、A°，A，B，C，Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

第２３条　成績評価及び単位認定は、別に定める履修規程による。

第２４条　第１３条、第１４条第１項及び第１８条の２第１項により入学した者のそれまでの在学期間、休学期間及び履修単位数については、転学、再入学及び復籍後の在学期間、休学期間及び単位数に算入することができる。

第２５条　本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用するものとする。

２　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることができる単位数は、前項により修得したものとみなした単位数と合わせて３０単位を越えないものとする。

３　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、学生が入学する前に行った前項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第１項（外国の短期大学又は大学に留学の場合を除く。）及び前項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を越えないものとし、外国の短期大学又は大学への留学により本学において修得したも

のとみなす単位数と合わせるときは、４５単位を越えないものとする。
４　既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　卒業及び免許状

第２６条　本学を卒業するためには、学生は２年以上在学し、別表Ｉに定める科目を履修して、６２単位以上を取得しなければならない。
２　前項の卒業要件を満たした者が、第２８条に定める免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。
３　前項の卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。
第２７条　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
第２７条の２　前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
第２８条　本学において所定の単位数を別に定める細則により修得した者は、次の免許状、資格を取得することができる。
生活未来科
介護福祉士資格
栄養士免許証
地域こども学科
小学校教諭二種免許状　　幼稚園教諭二種免許状　　保育士資格
２　教育職員免許状を得ようとする者は、学校教育法第９条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。
３　生活未来科の学生で社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第一号の規定に基づく介護福祉士の資格を取得する者は、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。
４　生活未来科の学生で栄養士法第２条第１項第一号の規定に基づく栄養士免許証を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか栄養士法施行規則に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。
５　地域こども学科の学生で児童福祉法第１８条の６第一号の規定に基づく保育士資格を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか児童福祉法施行規則第６条の２第１項第三号に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

第８章　入学検定料・入学金・授業料

第２９条　入学を志願する者は、別表Ⅱに定める入学検定料を納めなければならない。
２　学長は、教授会の議を経て、入学検定料を減免することができる。
第３０条　入学を許可された者は、別表Ⅱに定める入学金を所定の期日までに納めなければならない。
第３１条　授業料等納付金は、別表Ⅱに定める年額を次の２期に分けて納入する。

前　期　　４月１日から４月３０日まで
後　期　　１０月１日から１０月３１日まで
２　前項期日までに納入しない者は出席停止を命ずることがある。
３　第２６条第２項の願い出が許可されたものの授業料等納付金については、別に定める。
４　第１項及び第３２条の規定に関わらず、前項の授業料等納付金は、指定された期日までに一括して納入するものとし、分納及び延納を認めない。
５　第３項の授業料等納付金が期日までに納入されない場合は、卒業延期の許可を取り消し、当該期末日を以て卒業するものとする。
第３２条　経済的理由により授業料等を定められた期日までに納付することが困難な者については、願い出により分納又は延納を許可することがある。
２　前項の願い出は、納入期限までに行わなければならない。
第３３条　休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において復学する者の授業料は月割をもって徴収する。
第３３条の２　休学又は退学等の学籍異動（ただし復学を除く。）を願い出る場合は、当該期の授業料等納付金を納入していなければならない。
第３４条　経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績、人物ともに優秀と認める場合は、奈良佐保短期大学奨学生として選考し、授業料等納付金の全部又は一部を免除することができる。
２　前項の奨学生に関する事項は、別に定める。
３　学長は、第１項のほか、特に必要と認めた者については、教授会の議を経て授業料等納付金の一部を免除することができる。
４　前項の免除に関する事項は、別に定める。
第３５条　一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料その他の納付金は原則として返還しない。

第９章　職員組織

第３６条　本学に次の職員をおく。
学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。
２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第１０章　教授会

第３７条　本学に教授会及び正教授会を置く。
２　教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師をもって組織する。
３　正教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。
第３８条　教授会は、定期に開催するほか、次の場合に学長がこれを招集、開催する。
一　学長が必要と認めたとき。

二　構成員の３分の２以上の要請があったとき。

第３９条　教授会は、次の事項を審議する。

一　学長候補適任者の推薦及び学長候補者の諮問に関する事項

二　学則の制定及び改定に関する事項

三　学科課程に関する事項

四　学生の試験並びに授業に関する事項

五　入学、卒業等学生の身分に関する事項

六　学生生活に関する事項

七　前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第３９条の２　正教授会は、次の場合に学長がこれを召集、開催する。

一　学長が必要と認めたとき。

二　構成員の３分の２以上の要請があったとき。

第３９条の３　正教授会は、次の事項を審議する。

一　教員の人事に関する事項

二　本学名誉教授の選考に関する事項

三　教授会規則の改廃に関する事項

四　その他大学に関する極めて重要な事項

第４０条　教授会及び正教授会の議長は、学長がこれに当り、学長に事故があるときは、予め学長が指名した教授が代行する。

第４０条の２　教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を得て見解を求めることができる。

第４１条　学長は、教授会及び正教授会に関する規則として教授会規則を定める。

第１１章　長期履修学生

第４１条の２　学生が職業を有している等の事情により、第３条に定める修業年限を越えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として認めることができる。

第４１条の３　長期履修学生の授業料等納付金の額は別表Ⅱの２のとおりとする。

第４１条の４　長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第１２章　外国人留学生

第４１条の５　日本国籍を有しない者で本学に入学することを願い出た者には、外国人留学生としてこれを許可することができる。

第４１条の６　学長は、外国人留学生の授業料等納付金の額について、教授会の議を経てこれを減免することができる。
２　前項の減免については、別に定める。
第４１条の７　外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第１３章　研究生・科目等履修生・特別聴講学生・聴講生

第４２条　本学において専攻事項について研究しようと願い出た者には、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関して必要な事項は別に定める。
第４３条　本学の授業科目の履修を願い出た者には、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生には、本学則第２２条及び第２３条の規定を準用して単位を与えることができる。
３　科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。
第４３条の２　他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学に在学中で本学の授業科目の履修を願い出た者には、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生には、本学則第２２条及び第２３条の規定を準用して単位を与えることができる。
３　特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。
第４３条の３　交換留学生に関して必要な事項は別に定める。
第４４条　本学が指定する授業科目の聴講を願い出た者には、当該授業等に支障のない限りにおいて、聴講生として入学を許可することができる。
２　聴講生には、原則として単位を認定しない。
３　所定の時間数を出席した聴講生には、聴講修了証を与える。
４　聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第１４章　保健施設

第４５条　本学に保健室をおく。
２　保健室に関する規程は、別にこれを定める。

第１５章　図書館

第４６条　本学に図書館をおく。
２　図書館に図書館長をおく。
３　図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第１６章　情報メディアセンター

第４７条　本学に情報メディアセンターをおく。
２　情報メディアセンターに情報メディアセンター長をおく。

３　情報メディアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第１７章　地域・国際連携センター

第４７条の２　本学に地域・国際連携センターをおく。

２　地域・国際連携センターに地域・国際連携センター長をおく。

３　地域・国際連携センターに関する規程は、別にこれを定める。

第１８章　障害学生修学支援センター

第４７条の３　本学に障害学生修学支援センターをおく。

２　障害学生修学支援センターに障害学生修学支援センター長をおく。

３　障害学生修学支援センターに関する規程は、別にこれを定める。

第１９章　日本語教育別科

第４８条　本学に日本語教育別科（以下「別科」という。）をおく。

２　別科は、日本語の修得を目指す外国人に対し日本語を教授し、又、日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

第４９条　別科の学生定員は次のとおりとする。

入学定員　２０名　　収容定員２０名

２　別科の修業年限は１年とする。

第５０条　別科に入学できる者は、学校教育法第９０条第１項に規定する入学資格を有する者とする。

２　別科の授業科目・単位数は、別表Ⅲのとおりとする。

３　別科の修了要件は、１年以上在学し３０単位以上を取得するものとする。

第５１条　別科の単位算定基準は第２０条第３項による。

第５２条　別科所定の課程修了の認定は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

２　修了を認定された者には修了証書を授与する。

第５３条　別科の入学検定料及び入学金・授業料の額は別表Ⅳに定める。

第５４条　別科並びに別科規則等の制定及び改定は、教授会の議を経て学長が行う。

第５５条　別科に別科長をおく。

２　別科における教育運営のために別科運営委員会をおく。別科運営委員会の議長は別科長とする。

３　別科運営委員会に関する規程は別に定める。

第５６条　別科に関する下記の事項は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

一　授業、カリキュラム及び研究に関する事項

二　学生生活に関する事項

三　入学試験・入退学・休学・修了・学年末試験・賞罰等学生の身分に関する事項

四　その他別科に関する重要な事項

第５７条　奈良佐保短期大学日本語教育別科に関する事項は、奈良佐保短期大学日本語教育別科規則に

定める。

第２０章　賞罰

第５８条　学長は、人物及び学業が優秀な者又は顕著な成果のあった者に対し、賞状を授与してこれを表彰することができる。

２　前項の表彰に際しては、奨学金又は記念品を授与することができる。

３　表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第５９条　学則に違反し、又は大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にもとる行為のあった者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び除籍とする。

附　則

この学則は昭和４０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和４２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和４８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和４９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和５９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は昭和６１年４月１日から施行する。ただし、昭和６１年度の収容定員は、第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

家政学科	家政専攻	１５０人
初等教育学科		２５０人

附　則

１　この学則は昭和６１年４月１日から施行する。

２　第２条及び前改正附則の規定にかかわらず、家政学科家政専攻の学生定員は、平成１２年度までの間は次のとおりとする。

年度／学科専攻	昭和６１年度		昭和６２年度～平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 家政専攻	人 ２００	人 ２５０	人 ２００	人 ４００	人 １００	人 ３００

附　則

この学則は昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

１　第２条、第２８条、第５３条及び別表Ｉの改正は、昭和６３年４月１日から施行する。ただし、昭和６２年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

２　第２条の生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成１２年度までの間は、次のとおりとする。

年度／学科専攻	昭和６３年度～平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 ２００	人 ４００	人 １００	人 ３００

附　則

この学則は平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は平成３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は平成５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は平成７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は平成９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は平成１０年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は平成１１年４月１日から施行する。

２　第２条に規定する生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成１１年度及び平成１２年度については、次のとおりとする。

年度 / 学科専攻	平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 １４０	人 ３４０	人 ４０	人 １８０

３　別表Ｉに係る改正については、平成１１年度入学者から適用するものとし、平成１０年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は平成１２年４月１日から施行する。

２　別表Ｉに係る改正については、平成１２年度入学者から適用するものとし、平成１１年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は平成１３年４月１日から施行する。ただし、平成１２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　第２条の規定にかかわらず、平成１３年度の幼児教育科収容定員は、２５０人とする。

附　則

１　この学則は平成１４年４月１日から施行する。ただし、平成１３年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　別表Ｉに係る改正については、平成１４年度入学者から適用するものとし、平成１３年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

３　第２条の規定にかかわらず、平成１４年度の生活科学科生活科学専攻の収容定員は、４０人とする。

附　則

１　この学則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、平成１４年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　別表Ｉに係る改正については、平成１５年度入学者から適用するものとし、平成１４年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、平成１５年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　別表Ｉに係る改正については、平成１６年度入学者から適用するものとし、平成１５年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、平成１６年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、別表Ｉに係る改正については、平成１７年４月１日に在籍する学生から適用する。

３　第１項の規定にかかわらず、第２２条に係る改正については、平成１６年度入学者から適用し、平成１５年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、平成１７年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、平成１９年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、別表Ｉに係る改正については、平成２０年４月１日に在籍する学生から適用する。

３　第２条に規定する学生定員は、平成２０年度については次のとおりとする。

学　　科	専　　攻	入学定員	収容定員
生活科学科	生活福祉専攻	５０	１１０
	食物栄養専攻	５０	１００
幼児教育科		１３０	２３０

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、平成２０年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、平成２１年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　第２条に規定する学生定員は、平成２２年度については次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
生 活 未 来 科	１００	２００
地域こども学科	１００	２３０

３　上記１の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）及び（幼児教育科）「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」については平成２２年４月１日に在籍する学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、平成２２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２３年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ基礎教養科目「健康生活論」については平成２４年４月１日に在籍する学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、平成２４年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

１　本学は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、平成２５年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、第３２条及び第３４条に係る改正については、平成２５年４月１日に在籍する学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、平成２５年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、平成２６年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「医療的ケアⅢ」及び別表Ⅴ日本語教育別科「日本語Ⅴａ」「日本語Ⅴｂ」「日本語Ⅵａ」「日本語Ⅵｂ」については、平成２６年度入学者から適用する。

附　則

1　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、平成２６年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、第２０条第６項に係る改正については、平成２７年４月１日に在籍する学生から適用する。

附　則

1　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２７年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ基礎教養科目（生活未来科　地域こども学科）「情報概論」、専門教育科目（生活未来科）「ビジネス実務概論」については平成２７年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２７年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「オフィススタデイ」「オフィス実務演習Ⅰ」「オフィス実務演習Ⅱ」「専門ゼミナール」については、平成２８年度入学生から適用する。

附　則

1　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成２９年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「医薬と検査」「医療事務総論」「医療事務演習」については、平成２９年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３０年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成３１年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

2　第２条に規定する学生定員は、令和２年度については次のとおりとする。

学　　科	入学定員	収容定員
生活未来科	８０	１８０
地域こども学科	１００	２００

３　上記１の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「医療事務演習Ⅰ」「医療事務演習Ⅱ」「医療秘書実務」「医療秘書実務実習」「介護総論」については平成３１年４月１日に在籍する学生から適用する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表Ⅰ

基 礎 教 養 科 目 （生活未来科 地域こども学科）

科　　目	単位数	備　　考
心理学	2	介護福祉士必修
社会学	2	介護福祉士選択必修
日本の憲法	2	教職必修
人権と差別	2	必修
奈良の伝統文化Ⅰ	2	介護福祉士選択必修
奈良の伝統文化Ⅱ	2	介護福祉士選択必修
日本語・日本事情Ⅰ	1	
日本語・日本事情Ⅱ	1	
国語表現法	2	必修
日本語Ⅰ	1	
日本語Ⅱ	1	
日本語Ⅲ	1	
日本語Ⅳ	1	
英語Ⅰ	1	
英語Ⅱ	1	
英会話	1	教職、保育士選択必修（2単位）
フランス語Ⅰ	1	
フランス語Ⅱ	1	
健康・スポーツ論	1	教職、保育士必修
健康・スポーツ実習	1	教職、保育士必修
情報リテラシー	2	必修
情報処理演習Ⅰ	1	
情報処理演習Ⅱ	1	
プログラミング	1	
データサイエンス	2	
基礎ゼミナールⅠ	1	
基礎ゼミナールⅡ	1	
キャリアデザイン	2	

専 門 教 育 科 目 （生活未来科）

科　　目	単位数	備　　考
生活と未来	2	
コミュニケーション演習	1	
チームマネジメント	2	
グリーンプランニング	2	
育児学	2	
社会の理解Ⅰ	2	
社会の理解Ⅱ	2	
介護の基本Ⅰ	2	
介護の基本Ⅱ	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	2	
生活レクリエーション	2	
介護予防	2	
防災・災害福祉	2	
コミュニケーション技術Ⅰ	2	
コミュニケーション技術Ⅱ	1	
生活支援技術Ⅰ	2	
生活支援技術Ⅱ	2	
生活支援技術Ⅲ	2	
生活経営・管理の技法	1	
居住環境整備の技法	1	
家事支援の技法Ⅰ・被服	1	
家事支援の技法Ⅱ・栄養	1	
家事支援の技法Ⅲ・調理	1	
介護過程Ⅰ	2	
介護過程Ⅱ	1	
介護過程Ⅲ	1	
介護過程Ⅳ	2	
介護総合演習Ⅰ	1	
介護総合演習Ⅱ	1	
介護総合演習Ⅲ	1	
介護総合演習Ⅳ	1	
介護実習Ⅰ	3	
介護実習Ⅱ	4	
介護実習Ⅲ	4	
発達と老化の理解Ⅰ	2	
発達と老化の理解Ⅱ	2	
認知症の理解Ⅰ	2	
認知症の理解Ⅱ	2	
障害の理解Ⅰ	2	
障害の理解Ⅱ	2	
解剖生理学	2	
生活援助方法論	2	
嚥下と口腔衛生	2	
医療的ケアⅠ	3	
医療的ケアⅡ	3	
こども家庭福祉	2	
社会福祉概論	2	
公衆衛生学	2	
人体の構造と機能Ⅰ	2	

人体の構造と機能Ⅱ	2	
生理学実習	1	
運動生理学	2	
生化学	2	
生化学実験	1	
食品科学	2	
食品材料学(加工学を含む)	2	
食品学実験	1	
食品衛生学	2	
食品衛生学実習	1	
基礎栄養学	2	
応用栄養学	2	
応用栄養学実習	1	
栄養指導論Ⅰ	2	
栄養指導論Ⅱ	2	
栄養指導論実習Ⅰ	1	
栄養指導論実習Ⅱ	1	
臨床栄養学	2	
食事療法論	2	
食事療法実習	1	
公衆栄養学	2	
給食実務論	2	
給食計画論	2	
給食管理実習	2	
学外実習Ⅰ	1	
学外実習Ⅱ	1	
調理学	2	
調理実習Ⅰ	1	
調理実習Ⅱ	1	
調理実習Ⅲ	1	
食料経済	2	
食品微生物学	2	
ﾌｰﾄﾞｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ論	2	
食品の官能評価・鑑別論	2	
フードコーディネート論	2	
食品加工実習	1	
カラーコーディネート論	2	
食農ビジネス	2	
食育実践演習	1	
専門調理	1	
日本企業論	2	
オフィススタディ	2	
ビジネス文書	2	
ビジネス実務概論	2	
事業計画論	2	
経営学総論	2	介護福祉士選択必修
経理実務Ⅰ	2	
経理実務Ⅱ	2	
マーケティング	2	
日本経済とビジネス	2	
オフィス実務演習Ⅰ	1	
オフィス実務演習Ⅱ	1	
観光ビジネス	2	
地域活性化論	2	

ホスピタリティ論	2	
医薬と検査	2	
医療事務総論	2	
医療事務演習Ⅰ	1	
医療事務演習Ⅱ	1	
医療秘書実務	2	
医療秘書実務実習	1	
介護総論	2	
データ活用	1	
プレゼンテーション	1	
イラスト・画像処理Ⅰ	1	
イラスト・画像処理Ⅱ	1	
イラスト・画像処理Ⅲ	1	
イラスト・画像処理Ⅳ	1	
プロダクトデザイン	1	
カラーコーディネート演習	1	
インターンシップⅠ	1	
インターンシップⅡ	1	
ビジネス実践演習Ⅰ	1	
ビジネス実践演習Ⅱ	1	
卒業研究Ⅰ	2	
卒業研究Ⅱ	2	
ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2	
専門ゼミナール	1	
介護食演習	2	

専　門　教　育　科　目　（地域こども学科）

こども保育コース

科　　目	単位数	卒業必修
国語基礎	1	
生活基礎	1	
音楽Ⅰ	1	○（2科目選択必修 4科目のうち）
音楽Ⅱ	1	○（2科目選択必修 4科目のうち）
器楽演習Ⅰ	1	
器楽演習Ⅱ	1	
器楽演習Ⅲ	1	
器楽演習Ⅳ	1	
図画工作	1	○（2科目選択必修 4科目のうち）
体育	1	○（2科目選択必修 4科目のうち）
保育・教職入門	2	○
教育原理	2	○
学習・発達論	2	○
こども家庭支援の心理学	2	
カリキュラム論	2	○
保育内容総論	2	○
こどもと健康Ⅰ	1	
こどもと人間関係Ⅰ	1	
こどもと環境Ⅰ	1	
こどもと言葉Ⅰ	1	
こどもと表現Ⅰ	1	
こどもと健康Ⅱ（指導法）	1	
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	1	
こどもと環境Ⅱ（指導法）	1	
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	1	
こどもと表現Ⅱ（指導法）	1	
保育教育相談支援	1	○
教育方法の理論と実践	1	○
保育・教職実践演習	2	
社会福祉	2	
こども家庭福祉	2	
保育原理	2	○
社会的養護Ⅰ	2	
社会的養護Ⅱ	1	
こどもの理解と援助	2	○
こどもの保健	2	
こどもの健康と安全	1	
こどもの食と栄養	2	
こども家庭支援論	2	
乳児保育Ⅰ	2	
乳児保育Ⅱ	1	
特別支援教育・保育概論	2	
在宅保育論	2	
総合演習	2	
ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2	
教育実習指導	1	
教育実習Ⅰ	2	
教育実習Ⅱ	2	
保育実習Ⅰ（保育所）	2	
保育実習Ⅰ（施設）	2	
保育実習指導Ⅰ	2	
保育実習Ⅱ	2	
保育実習指導Ⅱ	1	
保育実習Ⅲ	2	
保育実習指導Ⅲ	1	

こども教育コース

科　　目	単位数	卒業必修
国語基礎	1	○
社会基礎	1	
算数基礎	1	○
理科基礎	1	
生活基礎	1	○
英語基礎	1	○
音楽Ⅰ	1	○（1科目選択必修 2科目のうち）
音楽Ⅱ	1	○（1科目選択必修 2科目のうち）
器楽演習Ⅰ	1	
器楽演習Ⅱ	1	
図画工作	1	○
家庭基礎	1	
体育	1	○
保育・教職入門	2	○
教育原理	2	○
学習・発達論	2	○
特別支援教育・保育概論	2	○
カリキュラム論	2	○
国語科教育法	2	○
社会科教育法	1	○
算数科教育法	2	○
理科教育法	1	○
生活科教育法	2	○
音楽科教育法	1	○
図工科教育法	1	○
家庭科教育法	1	○
体育科教育法	1	○
英語科教育法	1	○
道徳教育の理論と方法	1	○
総合的な学習の時間の指導法	1	○
特別活動の指導法	1	○
保育内容総論	2	
こどもと健康Ⅰ	1	
こどもと人間関係Ⅰ	1	
こどもと環境Ⅰ	1	
こどもと言葉Ⅰ	1	
こどもと表現Ⅰ	1	
こどもと健康Ⅱ（指導法）	1	
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	1	
こどもと環境Ⅱ（指導法）	1	
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	1	
こどもと表現Ⅱ（指導法）	1	
保育教育相談支援	1	
進路指導の理論と方法	1	○
生徒指導の理論と方法	1	○
教育方法の理論と実践	1	○
教育とICT活用	1	○
保育・教職実践演習	2	
社会福祉	2	
保育原理	2	
こどもの理解と援助	2	
こどもの保健	2	
こどもの食と栄養	2	
こども家庭支援論	2	
ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2	
教育実習指導	1	
教育実習	4	

別表Ⅱ

授 業 料 等

入 学 検 定 料	20,000円
入 学 金（入学年度のみ）	200,000円
授 業 料　　（年額）	1,060,000円

備 考
学外実習に関する費用は別に定める。

別表Ⅱの2

長期履修学生の授業料等

長 期 履 修 期 間	3　年	4　年
入 学 検 定 料	20,000円	20,000円
入 学 金（入学年度のみ）	200,000円	200,000円
授 業 料　　（年額）	716,000円	542,000円

備 考
学外実習に関する費用は別に定める。

別表Ⅲ

日本語教育別科

科　　目	単位数	備　　考
日本語Ⅰa	2	
日本語Ⅰb	2	
日本語Ⅱa	2	
日本語Ⅱb	2	
日本語Ⅲa	2	
日本語Ⅲb	2	
日本語Ⅳa	2	
日本語Ⅳb	2	
日本語Ⅴa	2	
日本語Ⅴb	2	
日本語Ⅵa	2	
日本語Ⅵb	2	
日本語Ⅶa	2	
日本語Ⅶb	2	
日本語Ⅷa	2	
日本語Ⅷb	2	
日本語Ⅸa	2	
日本語Ⅸb	2	
実用日本語ゼミナールⅠa	2	
実用日本語ゼミナールⅠb	2	
実用日本語ゼミナールⅡa	2	
実用日本語ゼミナールⅡb	2	
実用日本語ゼミナールⅢa	2	
実用日本語ゼミナールⅢb	2	
日本語・日本事情Ⅰa	1	

日本語・日本事情Ⅰb	1	
日本語・日本事情Ⅱa	1	
日本語・日本事情Ⅱb	1	
試験対策Ⅰa	2	
試験対策Ⅰb	2	
試験対策Ⅱa	2	
試験対策Ⅱb	2	
日本の文化と歴史a	1	
日本の文化と歴史b	1	

別表Ⅳ

日本語教育別科授業料等

入学検定料	10,000円
入　学　金	100,000円
授　業　料　　（年額）	600,000円

奈良佐保短期大学学位規程

制　　定：平成１７年１１月１９日
最近改正：令和　２年　４月　１日

（目的）
第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第１３条及び奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第２７条の２の規定に基づき、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）
第２条　本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。
生活福祉、食物栄養、ビジネスキャリア、保育・初等教育

（学位授与の要件）
第３条　短期大学士の学位は、学則第２７条の規定に基づき、本学を卒業したものに授与する。

（学位の授与）
第４条　教授会は、卒業を審議したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。
２　学長は、前項の報告を参酌し、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

（学位の名称）
第５条　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「奈良佐保短期大学」と付記するものとする。

（改廃）
第６条　この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和２年４月１日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。

奈良佐保短期大学履修規程

制　　定：昭和４０年４月１日
最近改正：令和　　３年４月１日

第１章　教育課程・履修基準・開講

第１条　奈良佐保短期大学学則第１９条に基づき、奈良佐保短期大学における教育課程及び履修方法等に関する規程を定める。

第２条　教育課程を基礎教養科目及び専門教育科目に大別する。それぞれの授業科目を必修科目、選択科目に分けて編成し、各年次に配当する。

第３条　基礎教養科目は、必修科目及び選択科目を合せて１２単位以上履修しなければならない。

第４条　教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取得を希望する者で、小学校教諭二種免許状を取得する者は、地域こども学科小学校教諭履修細則、幼稚園教諭二種免許状を取得する者は、地域こども学科幼稚園教諭履修細則に定める必修科目及び単位数をそれぞれ履修しなければならない。

第５条　社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき介護福祉士資格の取得を希望する者は、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第６条　栄養士法の規定に基づき栄養士免許証の取得を希望する者は、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第７条　児童福祉法の規定に基づき保育士資格の取得を希望する者は、地域こども学科保育士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第８条　１学期における授業回数は１５回を原則とする。

２　通年の学科目の授業回数は３０回を原則とする。

第２章　履修登録

第９条　学生は自ら履修計画を立て、卒業及び資格取得に必要な履修科目を、指定日までに所定の手続きにより教育支援センターへ届け出なければならない。

２　届け出た履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、指定された期間内に届け出て許可を得なければならない。最終確認日を過ぎての変更又は取消は認めない。

３　履修登録は、履修登録名簿に記載されて完了する。登録が完了していない授業については単位を認定しない。

４　免許・資格取得のための学外実習の履修に当たっては、学生は各学科各コースにおいて定められた条件を満たしていなければならない。

第１０条　学生が特定の科目について聴講を希望する場合は、当該授業担当教員の許可を得なければならない。ただし、この場合は試験を受けても単位は修得できない。

第１１条　学生は、所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目を「課程外選択科目」として履修することができる。

２　学科は、課程外選択科目として履修できる科目を決定し、あらかじめ明示しておくものとする。

３　課程外選択科目として修得した単位は、第４条乃至第７条に規定する免許・資格の取得に必要な単位に含めない。
４　課程外選択科目の履修に関しては、別に定める。

第３章　成績評価・試験・単位認定

第１２条　成績評価は、その科目を修了したとき行う。ただし、１学期を越えて連続する科目の場合、学期毎に成績評価を行うことができる。
２　前項の評価は、特に定める場合を除いて、授業すべき時数の３分の２以上出席した者について行うものとする。
第１３条　評価は原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。
第１４条　前期・後期それぞれの所定の期間に定期試験を行う。
２　授業料等が期日までに納入されていない場合は、受験停止を命ずることがある。
３　公認欠席に関しては、別に規程を定める。
４　定期試験等の受験に際しては、学生証を提示しなければならない。
第１５条　成績評価は、Ａ゜，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄをもって表わし、Ｃ以上を合格として単位を認定し、Ｄを不合格として単位を認定しない。Ａ゜，Ａ，Ｂ，Ｃの評価を得た者には、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。
２　学生の修得した評価は、成績原簿に記録する。
第１６条　病気その他、正当な理由により定期試験等を受けることができなかった者は、指定の期間内にその理由を明記して追試験願を提出し、その理由が認められれば追試験を受けることができる。
２　追試験の成績評価は、原則としてＡ以下とする。
３　公認欠席による追試験の場合は前項を適用しない。
第１６条の２　追試験を受験しようとするものは、別表に定める追試験手数料を納付しなければならない。
２　追試験受験の際は、追試験受験票を呈示しなければならない。
３　追試験がレポート提出の場合は、レポートに追試験受験票を添付しなければならない。
第１７条　成績評価がＤであった者に対し、再試験を実施することができる。再試験を受けようとする者は指定の期間内に再試験願を提出しなければならない。
２　再試験の成績評価は原則としてＣ以下とする。
第１７条の２　再試験を受験しようとするものは、別表に定める再試験手数料を納付しなければならない。
２　再試験受験の際は、再試験受験票を呈示しなければならない。
３　再試験がレポート提出の場合は、レポートに再試験受験票を添付しなければならない。
第１８条　試験に際し、不正行為をした学生については当該科目の成績をＤとし、再試験を認めない。不正行為の認定については、別に定める。
第１９条　休学したものは、その学期の試験を受けることができない。

第２０条　大学又は短期大学卒業者の単位認定については、既修得単位認定に関する取扱要領による。

第２１条　学長は、単位互換の実施に当たっては、相手の短期大学又は大学と事前の協議を行い、教授会の議を経て協定を定めるものとする。

２　協議内容は、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、履修の手続き、単位の認定方法、学生の身分、授業料等とする。

第４章　卒業・規程の改定

第２２条　卒業延期となった学生が、その次年度（留年している年度）前期に未修単位を修得し卒業要件を充足した場合は、留年している年度の前期末（９月末日）付で卒業を認める。

第２３条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別　表

受験手数料

種別	手数料
追試験	１０００円
再試験	１０００円

生活未来科 生活福祉コース 介護福祉士履修細則

制　　定：平成１２年４月１日
最近改正：令和　３年４月１日

第１条　学則第２８条第３項及び履修規程第５条に基づき、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第２条　生活未来科生活福祉コース（以下「本コース」という。）は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する介護福祉士学校とする。

２　本コースは、介護福祉士の養成を目的とする。

第３条　本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限２年以上を必要とするものとする。

第４条　本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか、本細則別表に掲げる社会福祉士介護福祉士学校指定規則第５条第三号に基づき本学が定めた学科目について、必修８２単位選択６単位以上を履修しなければならない。

第５条　本コース履修の認定は、所定時間についての出席（介護実習については５分の４以上、それ以外の学科目については３分の２以上の出席）、試験、報告書（介護実習については実習評価）その他による成績審査に合格した者とする。

第６条　学則第４３条の規定に係らず、本コースにおいては科目等履修生を認めない。

第７条　本コースの入学定員は４０名とし、１学年１学級とする。

附　則　　この細則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則　　この細則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表　社会福祉士介護福祉士学校指定規則第５条第三号により定める学科目

科　目　名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数 必 修	単位数 選 択
人権と差別	講義	30	2	
コミュニケーション演習	演習	30	1	
チームマネジメント	講義	30	2	
社会の理解Ⅰ	講義	30	2	
社会の理解Ⅱ	講義	30	2	
情報リテラシー	講義	30		2
グリーンプランニング	講義	30		2
社会学	講義	30		2
こども家庭福祉	講義	30		2
経営学総論	講義	30		2
奈良の伝統文化Ⅰ	講義	30		2
奈良の伝統文化Ⅱ	講義	30		2
介護の基本Ⅰ	講義	30	2	
介護の基本Ⅱ	講義	30	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	30	2	
生活レクリエーション	講義	30	2	
介護予防	講義	30	2	
防災・災害福祉	講義	30	2	
コミュニケーション技術Ⅰ	講義	30	2	
コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	1	
生活支援技術Ⅰ	演習	60	2	
生活支援技術Ⅱ	演習	60	2	
生活支援技術Ⅲ	演習	60	2	
生活経営・管理の技法	講義	15	1	
居住環境整備の技法	演習	30	1	
家事支援の技法Ⅰ・被服	演習	30	1	
家事支援の技法Ⅱ・栄養	講義	15	1	
家事支援の技法Ⅲ・調理	演習	30	1	

科　目　名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数 必 修	単位数 選 択
介護過程Ⅰ	講義	30	2	
介護過程Ⅱ	演習	30	1	
介護過程Ⅲ	演習	30	1	
介護過程Ⅳ	演習	60	2	
介護総合演習Ⅰ	演習	30	1	
介護総合演習Ⅱ	演習	30	1	
介護総合演習Ⅲ	演習	30	1	
介護総合演習Ⅳ	演習	30	1	
介護実習Ⅰ	実習	120	3	
介護実習Ⅱ	実習	160	4	
介護実習Ⅲ	実習	172	4	
発達と老化の理解Ⅰ	講義	30	2	
発達と老化の理解Ⅱ	講義	30	2	
認知症の理解Ⅰ	講義	30	2	
認知症の理解Ⅱ	講義	30	2	
障害の理解Ⅰ	講義	30	2	
障害の理解Ⅱ	講義	30	2	
心理学	講義	30	2	
解剖生理学	講義	30	2	
生活援助方法論	講義	30	2	
嚥下と口腔衛生	講義	30	2	
医療的ケアⅠ	講義演習	60	3	
医療的ケアⅡ	講義演習	60	3	

生活未来科食物栄養コース　栄養士履修細則

制　　定：昭和４２年４月　１日
最近改正：令和　２年４月　１日

第１条　学則第２８条第４項及び履修規程第６条に基づき、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。
第２条　生活未来科食物栄養コース（以下「本コース」という。）は、厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設とする。
２　本コースは栄養士の養成を目的とする。
第３条　本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限２年以上を必要とするものとする。ただし、学則第１３条の規定により、本コースに転学を志望する者で、栄養士養成施設のある他の大学に在籍し、栄養士法施行規則に規定されている所要の学科目の残余を本コースにおいて履修することが可能であると認められた者に限り、転学を許可することがある。
第４条　本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか、本細則別表に掲げる栄養士法施行規則第９条第一号に基づき本学が定めた必修５２単位を修得しなければならない。
第５条　本コース履修の認定は、所定時間についての出席、試験、報告書、実験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。
第６条　本コースの入学定員は４０名とし、１学年１学級とする。

附　則　この細則は、昭和４２年４月１日から施行する。
附　則　この細則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成３１年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表　栄養士法施行規則第９条第一号により定める必修科目及び単位数

科目名	講義演習実習	時間数	単位数 必修	単位数 選択
《法規定科目》				
社会福祉概論	講義	30	2	
公衆衛生学	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅰ	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅱ	講義	30	2	
生理学実習	実習	45	1	
運動生理学	講義	30	2	
生化学	講義	30	2	
生化学実験	実習	45	1	
食品科学	講義	30	2	
食品材料学(加工学を含む)	講義	30	2	
食品学実験	実習	45	1	
基礎栄養学	講義	30	2	
応用栄養学	講義	30	2	
応用栄養学実習	実習	45	1	
栄養指導論Ⅰ	講義	30	2	
栄養指導論Ⅱ	講義	30	2	
栄養指導論実習Ⅰ	実習	30	1	
栄養指導論実習Ⅱ	実習	30	1	
臨床栄養学	講義	30	2	
食事療法論	講義	30	2	
食事療法実習	実習	45	1	
公衆栄養学	講義	30	2	
給食実務論	講義	30	2	
給食計画論	講義	30	2	
給食管理実習	実習	90	2	
学外実習Ⅰ	実習	40	1	
学外実習Ⅱ	実習	40		1
食品衛生学	講義	30	2	
食品衛生学実習	実習	45	1	
調理学	講義	30	2	
調理実習Ⅰ	実習	45	1	
調理実習Ⅱ	実習	45	1	
調理実習Ⅲ	実習	45	1	
《その他の専門科目》				
食料経済	講義	30		2
育児学	講義	30		2
食品微生物学	講義	30		2
ゼミナールⅠ	演習	60		2
ゼミナールⅡ	演習	60		2

地域こども学科　小学校教諭履修細則

制　　定：平成２６年３月３日
最近改正：令和　３年４月１日

第１条　学則２８条第２項及び履修規程第４条に基づき、地域こども学科小学校教諭履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第２条　学則第２条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第３条　本学科の在籍者で、小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、短期大学士の学位を取得しなければならない。

第４条　本学科の在籍者で、小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか、学則別表Ⅰ基礎教養科目のうち日本の憲法２単位、健康・スポーツ論１単位、健康・スポーツ実習１単位、外国語２単位、情報機器の操作２単位を含む１２単位以上及び本細則別表に掲げる教育職員免許法第５条別表第一及び同法施行規則第３条、第６条の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修４４単位を修得しなければならない。

第５条　本学科の履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第６条　教育実習については、４０時間の実習をもって１単位とする。

附　則　　この細則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則　　この細則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表　教育職員免許法施行規則第３条及び第６条の規定により定める学科目

科　目　名	講義 演習 実習	単位数 必修	科　目　名	講義 演習 実習	単位数 必修
国語基礎	講義	1	英語科教育法	講義	1
算数基礎	講義	1	教育原理	講義	2
生活基礎	講義	1	保育・教職入門	講義	2
音楽Ⅰ	演習	1	学習・発達論	講義	2
図画工作	演習	1	特別支援教育・保育概論	講義	2
体育	演習	1	カリキュラム論	講義	2
英語基礎	講義	1	道徳教育の理論と方法	講義	1
国語科教育法	講義	2	総合的な学習の時間の指導法	講義	1
社会科教育法	講義	1	特別活動の指導法	講義	1
算数科教育法	講義	2	教育方法の理論と実践	講義	1
理科教育法	講義	1	生徒指導の理論と方法	講義	1
生活科教育法	講義	2	保育教育相談支援	演習	1
音楽科教育法	講義	1	進路指導の理論と方法	講義	1
図工科教育法	講義	1	教育実習指導	演習	1
家庭科教育法	講義	1	教育実習	実習	4
体育科教育法	講義	1	保育・教職実践演習	演習	2

地域こども学科　幼稚園教諭履修細則

制　　定：平成１４年４月１日
最近改正：令和　３年４月１日

第１条　学則２８条第２項及び履修規程第４条に基づき、地域こども学科幼稚園教諭履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第２条　学則第２条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第３条　本学科の在籍者で、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、短期大学士の学位を取得しなければならない。

第４条　本学科の在籍者で、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか、学則別表Ｉ基礎教養科目のうち日本の憲法２単位､健康・スポーツ論１単位、健康・スポーツ実習１単位、外国語２単位、情報機器の操作２単位を含む１２単位以上及び本細則別表に掲げる教育職員免許法第５条別表第一及び同法施行規則第２条､第６条の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修３３単位以上を修得しなければならない。

第５条　本学科の履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第６条　教育実習については、４０時間の実習をもって１単位とする。

附　則

この細則は、平成１４年４月１日から施行する。

この細則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表　教育職員免許法施行規則第２条及び第６条の規定により定める学科目

目　名	講義 演習 実習	単位数
		必修
こどもと健康Ⅰ	演習	1
こどもと人間関係Ⅰ	演習	1
こどもと環境Ⅰ	演習	1
こどもと言葉Ⅰ	演習	1
こどもと表現Ⅰ	演習	1
保育内容総論	演習	2
こどもと健康Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと環境Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと表現Ⅱ（指導法）	演習	1
教育原理	講義	2
保育・教職入門	講義	2
学習・発達論	講義	2
特別支援教育・保育概論	講義	2
カリキュラム論	講義	2
教育方法の理論と実践	講義	1
こどもの理解と援助	演習	2
保育教育相談支援	演習	1
保育・教職実践演習	演習	2
教育実習指導	演習	1
教育実習Ⅰ	実習	2
教育実習Ⅱ	実習	2

地域こども学科　保育士履修細則

制　　定：平成１３年３月１５日
最近改正：令和　３年４月　１日

第１条　学則第２８条第５項及び履修規程第７条の規定に基づき、地域こども学科保育士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第２条　学則第２条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設とする。

２　本学科は小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第３条　本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は、本学科において修業年限２年以上を必要とするものとする。

第４条　本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は、学則第２６条の規定によるほか、学則別表Ⅰ基礎教養科目のうち外国語２単位、健康・スポーツ論１単位、健康・スポーツ実習１単位を含め１２単位以上及び本細則別表に掲げる児童福祉法施行規則第６条の２第１項第三号の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修５４単位、選択９単位以上を修得しなければならない。

第５条　本学科履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第６条　保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、４０時間の実習をもって１単位とする。

附　則　この細則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則　この細則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表　児童福祉法施行規則第６条の２の２第１項第三号の規定により定める学科目

科　目　名	講義 演習 実習	単位数 必修	単位数 選択
保育原理	講義	2	
教育原理	講義	2	
こども家庭福祉	講義	2	
社会福祉	講義	2	
こども家庭支援論	講義	2	
社会的養護Ⅰ	講義	2	
保育・教職入門	講義	2	
学習・発達論	講義	2	
こども家庭支援の心理学	講義	2	
こどもの理解と援助	演習	2	
こどもの保健	講義	2	
こどもの食と栄養	演習	2	
カリキュラム論	講義	2	
保育内容総論	演習	2	
こどもと健康Ⅰ	演習	1	
こどもと人間関係Ⅰ	演習	1	
こどもと環境Ⅰ	演習	1	
こどもと言葉Ⅰ	演習	1	
こどもと表現Ⅰ	演習	1	
こどもと健康Ⅱ（指導法）	演習	1	
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	演習	1	
こどもと環境Ⅱ（指導法）	演習	1	
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	演習	1	
こどもと表現Ⅱ（指導法）	演習	1	
乳児保育Ⅰ	講義	2	
乳児保育Ⅱ	演習	1	
こどもの健康と安全	演習	1	
特別支援教育・保育概論	講義	2	
社会的養護Ⅱ	演習	1	

科　目　名	講義 演習 実習	単位数 必修	単位数 選択	
保育教育相談支援	演習	1		
保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2		
保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		
保育実習指導Ⅰ	演習	2		
保育・教職実践演習	演習	2		
音楽Ⅰ	演習		1	
音楽Ⅱ	演習		1	
図画工作	演習		1	
体育	演習		1	
器楽演習Ⅰ	演習		1	
器楽演習Ⅱ	演習		1	
器楽演習Ⅲ	演習		1	
器楽演習Ⅳ	演習		1	
在宅保育論	講義		2	
ゼミナールⅠ	演習		2	
ゼミナールⅡ	演習		2	
総合演習	演習		2	
保育実習Ⅱ	実習		2	２単位選択必修
保育実習Ⅲ	実習		2	
保育実習指導Ⅱ	演習		1	１単位選択必修
保育実習指導Ⅲ	演習		1	

奈良佐保短期大学学外実習に関する内規

制　　定：令和　３年　２月１８日
最近改正：令和　４年　４月　１日

（目的）
第１条　奈良佐保短期大学履修規程第９条第４項にいう免許・資格取得のための学外実習の履修にあたって必要な事項を定めるものとする。

（適用）
第２条　前条の取得に係る免許・資格は、次のものとする。
一　介護福祉士資格
二　栄養士免許証
三　小学校教諭二種免許状
四　幼稚園教諭二種免許状
五　保育士資格

（履修の要件）
第３条　履修希望者は、本学が定める学外実習の履修要件内規に定める要件を充たしていること。
２　前項の履修要件を充たしていない履修希望者は、学外実習を履修することができない。

（改廃）
第４条　この内規の改廃は、学科・コース及び教務委員会並びに教授会の議を経て学長が行う。

（規程の準用）
第５条　学外実習の履修に関し、この内規に規定されていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

附　則
この内規は、令和３年２月１８日に制定し、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、令和４年４月１日から施行する。

生活未来科生活福祉コース
＜介護実習履修要件内規＞

介護福祉士の資格取得のためには２年間のうちに実施される介護実習に行く必要がある。
その事前事後学習として以下に定める実習関連科目を履修し、単位を取得しておく必要がある。

１．介護実習と実習関連科目の履修について

(1)　１回生の各学期に履修が必要な科目

1)　「介護実習Ⅰ」に行くには、前期に「介護の基本Ⅰ」「介護過程Ⅰ」「生活支援技術Ⅰ」「介護総合演習Ⅰ」を履修すること。

2)　「介護実習Ⅱ」に行くには、後期に「介護の基本Ⅱ」「介護過程Ⅱ」「生活支援技術Ⅱ」「介護総合演習Ⅱ」を履修すること。

(2)　２回生の各学期に履修が必要な科目

1)　「介護実習Ⅲ」に行くには、前期に「介護過程Ⅲ」「生活支援技術Ⅲ」「介護総合演習Ⅲ」を履修すること。

2)　後期に「介護過程Ⅳ」「介護総合演習Ⅳ」を履修すること。

２．実習関連科目の単位取得と実習について

1)　「介護総合演習Ⅰ～Ⅳ」については、それぞれ関連する「介護実習Ⅰ～Ⅲ」についての事前事後学習であるため、実習の成績と合わせて単位取得ができる。どちらか片方だけでの単位取得はできない。

2)　実習関連科目不合格における実習の中止について
各学期の最終成績評価が確定し、実習関連科目の単位取得ができないと分かった段階において、それが実習期間中であっても翌日からの介護実習は中止とする。

３．GPA について

１回生の最終成績において GPA が 2.0 以下の場合は、２回生の「介護実習Ⅲ」及び「介護総合演習Ⅲ」の履修について、クラス担当教員との面談にて履修可能と判断した場合にのみ履修できる。

４．その他の注意事項

1)　普段の学生生活で介護福祉士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善が見込めない場合は、実習に行くことができない。

2)　実習課題の提出や実習までの準備については、配付する「奈良佐保短期大学　介護実習要綱」の定めを守ること。

５．長期履修学生について

長期履修学生については、介護実習を１年目から履修するのが望ましい。その際には、介護関連科目を介護実習と同学期に組合わせて履修すること。

生活未来科食物栄養コース
＜学外実習履修要件内規＞

「学外実習Ⅰ」「学外実習Ⅱ」の履修条件は以下のとおりとする。
履修前年度（1 回生）GPA 平均値と履修年度（2 回生）前期の GPA が 2.0 以上であること。

「学外実習Ⅰ」の履修要件

1. 学外実習に関連する「栄養指導論Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅱ」「給食実務論」「給食管理実習」「給食計画論」「ゼミナールⅡ」を履修していること。

2. 履修年度に栄養士資格取得見込みがあること。

3. 上記条件を満たしていない場合、担当教員と面談し、学習状況等を確認のうえ履修を認めることもある。

4. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。

1）普段の学生生活で学生として、栄養士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善がみられない場合。

2）学外実習に関する課題や糞便検査の検体を期日までに提出していない場合。

3）学外実習にむけての準備を怠った場合。

「学外実習Ⅱ」の履修要件

1. 学外実習に関連する「栄養指導論Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅱ」「給食実務論」「給食管理実習」「給食計画論」「ゼミナールⅡ」「学外実習Ⅰ」を履修していること。

2. 履修年度に栄養士資格取得見込みがあること。

3. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。

1）普段の学生生活で学生として、栄養士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善がみられない場合。

2）学外実習に関する課題や糞便検査の検体を期日までに提出していない場合。

3）学外実習にむけての準備を怠った場合。

地域こども学科

＜教育実習・保育実習 履修要件内規＞

全ての実習において、実習に参加する前年度の GPA が 2.0 以上であることを原則とする。
また、出席及び実習課題提出の規定については「地域こども学科 実習ハンドブック」の定めに従うこと。

【教育実習（小学校）履修要件】
1. 小学校実習に臨む前年度までに「カリキュラム論」「学習・発達論」「保育・教職入門」「算数基礎」の 4 科目を修得済みであること。

【教育実習（幼稚園）履修要件】
1. 教育実習Ⅱに臨む前期までに、「カリキュラム論」「学習・発達論」「保育・教職入門」の 3 科目を修得済みであること。
2. 「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目 24 単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」を修得済みであること。

【保育実習Ⅰ(保育所)履修要件】
1. 保育実習Ⅰ(保育所) に臨む前期までに「学習・発達論」「保育原理」「社会福祉」「乳児保育Ⅰ」の 4 科目を修得済み、もしくは履修中であること。
2. 「器楽演習Ⅰ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅰ(施設)履修要件】
1. 保育実習Ⅰ（施設）に臨む前期までに「学習・発達論」「保育原理」「社会福祉」「乳児保育Ⅰ」の 4 科目を修得済み、もしくは履修中であること。
2. 「器楽演習Ⅰ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅱ(保育所)履修要件】
1. 保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅰ（施設）の単位を修得済みであること。
2. 保育実習Ⅱに臨む前期までに、「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目 24 単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」及び「器楽演習Ⅱ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅲ(施設)履修要件】
1. 保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅰ（施設）の単位を修得済みであること。
2. 保育実習Ⅲに臨む前期までに、「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目 24 単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」及び「器楽演習Ⅱ」を修得済み、もしくは履修中であること。

既修得単位に関する取扱要領

制　　定：平成１３年７月９日
最近改正：平成３０年４月１日

１　奈良佐保短期大学学則（昭和４０年４月１日制定。以下「学則」という。）第２５条第４項による既修得単位の認定に関する事項は、この取扱要領の定めるところによる。

２　既修得単位の認定条件は、学則第２５条の範囲内で同一授業科目又は授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目の単位数で認定する。ただし、他の大学又は短期大学で修得した単位数がそれに満たない場合は認定しない。

３　既修得単位の単位認定を受けるには、次の書類を、入学する月の前月末日までに、教育支援センターに提出しなければならない。

（１）既修得単位認定願（別紙様式１）

（２）成績・単位証明書

（３）在学期間証明書(上記(２)に在学期間の記載がある場合は省略可)

４　既修得単位として認定が適当と認められた科目について、教育支援センターは「既修得単位の認定通知書」により通知する。受講登録をした科目があれば、変更期間中に取消の手続を完了すること。期間内に取消の手続がされないときは、受講登録が有効となる。

５　既修得単位の認定にかかる審議は、教務委員会が行う。

授業科目の判定については、当該授業科目を担当する教員に意見を求めることができる。

６　科目の認定は次の順に行う。

（１）基礎教養科目の内の必修科目

（２）基礎教養科目の内の選択科目

（３）専門教育科目の内の必修科目

（４）専門教育科目の内の選択科目

７　既修得単位が認定された科目の学籍簿の取扱いは、認定された授業科目の成績欄に「認定」と記入し、学期は入学年の前期とする。

８　この取扱要領により、既修得単位を認定された者は、認定された単位に換えて他の授業科目等の履修をし、学習内容の豊富化を図るものとする。

附　則

この取扱要領は、平成３０年４月１日から施行する。

放送大学の特別聴講学生となるための手続き取扱要領

制　　定：平成１４年２月１８日
最近改正：平成３０年４月　１日

1　放送大学と奈良佐保短期大学との間における単位互換に関する協定書（１９９８年５月２２日締結。）第６条及び同協定書についての覚書による特別聴講学生の受入れ手続は、この取扱要領による。

2　教育支援センターはオリエンテーション期間に放送大学との単位互換について説明会を開く。
放送大学の特別聴講学生となろうとする学生（以下「特別聴講学生希望者」という。）は、１回生前期の履修登録の際に放送大学の授業科目を登録すること。但し特例として、１回生後期に追加登録を認めることもある。
（成績通知時期の関係で２回生は登録できない）

3　特別聴講学生希望者は、履修登録した科目について、後期に受講する場合は５月の、次年度前期に受講する場合は１１月の決められた期日までに、出願予定を教育支援センターに申し出ること。

4　教育支援センターは、特別聴講学生希望者に対し、出願の意志を確認した後、特別聴講学生出願予定表を放送大学に送付する。

5　教育支援センターは、放送大学から送付された集団入学出願総括表及び出願表に必要事項を記入し、放送大学に返送する。

6　特別聴講学生希望者は、出願確認の際に、受講科目分の放送大学授業料を総務部に納入する。総務部は取りまとめた授業料を学費振込依頼書により納付する。

7　印刷教材・学生証は教育支援センターが一括して受け取る。

8　特別聴講学生が出願確認の際に納入した授業料は、当該学生が単位認定試験に合格した場合は奈良佐保短期大学が負担することとし、特別聴講学生に全額を返還する。不合格又は途中放棄の場合は本人負担とするので返還しない。

9　教育支援センターは放送大学より通知された成績を学籍簿に記載する。

附　則

この取扱要領は、平成３０年４月１日から施行する。

所属課程以外の専門教育科目履修に関する内規

制　　定：平成１６年１１月８日
最近改正：平成２８年４月　１日

（目的）
第１条　奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）は、本学履修規程第１１条に基づき、学生の修学の幅を拡げ、より豊かな勉学の機会を提供するため、その学生が所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目の履修を認める。
２　前項の履修に関することは、この内規による。

（科目の設定）
第２条　学科は、本学履修規程第１１条の２第２項に基づき、その課程以外の学生に履修を認める専門教育科目を、「課程外選択科目」として決定し、学生に明示する。

（受講条件の設定）
第３条　学科は、課程外選択科目の履修に関し、学修上必要と認められる範囲内で受講条件等を設定することができる。

（単位の扱い）
第４条　課程外選択科目として修得した単位は、３０単位を限度として、卒業要件に必要な単位とすることができる。
２　課程外選択科目として修得した単位は、次の各号の免許・資格に必要な単位に含めることができない。
一　介護福祉士資格
二　栄養士免許証
三　幼稚園教諭二種免許状
四　保育士資格

（履修登録）
第５条　課程外選択科目の履修登録は、通常の履修登録と同じとする。

（学籍簿）
第６条　課程外選択科目として修得した科目の単位数及び成績評価は、学籍簿に課程外選択科目の欄を設け、記載する。
２　備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。

（成績証明）
第７条　課程外選択科目として修得した科目の単位数及び成績評価は、単位修得証明書に課程外選択科目の欄を設け、記載する。
２　備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。
３　第１項の規定にかかわらず、成績証明が第４条第２項の各号の免許・資格取得にかかわる場合は、課程外選択科目について記載しない。

（改廃）
第８条　この内規の改廃は、学長が行う。

（規程の準用）
第９条　課程外選択科目の履修に関し、この内規に規定されていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

附　則
この内規は、平成２８年４月１日から施行する。

緊急時における授業等の取扱要領

制　　定：平成２６年２月６日
最近改定：平成３０年４月１日

（目的）

１．この要領は、警報発令時等緊急時における授業等の取扱いについて定める。

（警報）

２．奈良市に、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合の授業等の取扱は次のとおりとする。

(1)　午前７時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
(2)　午前７時現在発令されている場合は、午前の授業は休講とする。
(3)　午前７時を経過し午前11時までに解除された場合は、午後の授業のみ行う。
(4)　午前11時現在も発令されている場合は、全日休講とする。
(5)　午前11時以降の授業時間中に発令された場合は、当該授業終了後は全て休講とする。
(6)　その他授業を行うことが困難あるいは危険と判断した場合は休講とすることがある。

（緊急事態）

３．緊急事態が発生し授業等の実施に支障があると予想される場合は、学長が休講等の措置を決定する。

（学外実習）

４．学外実習やインターンシップの場合は、原則として実習先指導者の指示に従うものとする。

（休講等措置の周知方法）

５．休講等の措置の周知方法は、次のとおりとする。

(1)　学生及び教員は、マスメディア等により発令状況を確認する。
(2)　非常勤講師については、当該関係部署において対応する。
(3)　教育支援センターは、各学科へ連絡すると同時に、掲示等により速やかに周知する。
(4)　授業等時間中の発令状況については、必要に応じて教育支援センターが学内放送等で周知する。

附　則

この取扱要領は、平成３０年４月１日から施行する。

公 認 欠 席 に 関 す る 内 規

制　　定：平成１３年１１月１２日
最近改正：平成３０年　４月　１日

（目的）
第１条　奈良佐保短期大学履修規程第１４条第３項による公認欠席に関することは、この内規による。

（適用）
第２条　次に該当する場合は公認欠席として認定する。
一　学校感染症（別表）
二　忌引

（手続）
第３条　前条第一号の手続は、次のとおりとする。
一　教育支援センターへ電話等により連絡する。
二　完治後１週間以内に、診断書及び公認欠席願を教育支援センターに提出する。
三　認定されたものについて、本人が教科担当教員に申し出る。
四　診断書は教育支援センターで保管する。
２　前条第二号の手続は、次のとおりとする。
一　教育支援センターへ電話等により連絡する。
二　第４条各号に定める期間終了後１週間以内に、所定の書類を添えて公認欠席願を教育支援センターに提出する。
三　認定されたものについて、本人が教科担当教員に申し出る。
四　第二号の書類は教育支援センターで保管する。

（期間）
第４条　公認欠席の期間を次のとおり定める。

一　学校感染症	診断書に記載されている期間	
二　忌引	父母・配偶者・子	７日
	祖父母・兄弟姉妹	３日
	伯叔父母・曾祖父母	１日
	同居の親族	１日

（試験の取扱）
第５条　公認欠席に係る試験の取扱いは、次のとおりとする。
一　公認欠席に該当する事情により定期試験を欠席した場合は、第３条に規定する手続を行うものとする。
二　公認欠席に該当する事情により追試験及び再試験を欠席した場合の願い出は、第３条各項の規定かかわらず、第４条各号に定める期間終了後３日以内とする。
２　前項の提出をした者について、別途追試験及び再試験を実施する。
３　公認欠席に該当する事情により試験を欠席した場合は、追試験手数料を徴収しない。

（改廃）
第６条　この内規の改廃は、学長が行う。

附　則
この内規は、平成３０年４月１日から施行する。

別表

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	・エボラ出血熱　・クリミア･コンゴ出血熱　・痘そう ・南米出血熱　・ペスト　・マールブルグ病 ・ラッサ熱　・急性灰白髄炎　・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。） ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第３項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号において同じ。） ・新型インフルエンザ等感染症※１ ・指定感染症※１　新感染症※１	治癒するまで
第二種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	・ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻しん（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん（ふうしん、三日はしか）	発しんが消失するまで
	・ 水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日経過するまで
	・ 結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで
	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎（ものもらい） ・急性出血性結膜炎	伝染の恐れがないと医師が認めるまで
	・その他の感染症 溶連菌感染症　ウイルス性肝炎　手足口病 伝染性紅斑　ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症　流行性嘔吐下痢症	状況によっては、出席停止などの措置が必要になりうる感染症の例

※　１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第６条第７項 から第９項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

※　２　病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

（学校保健安全法施行規則第十八－十九条：最終改正平成 28 年 3 月 22 日）

グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規

制　　定：平成３１年４月１日

（目的）

第１条　この内規は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値グレード・ポイント・アベレージ（以下「ＧＰＡ」という。）に基づく履修登録上限単位数について必要な事項を定め、学生の学修意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

（定義）

第２条　「ＧＰＡ」とは、各授業科目の５段階の成績評価に対応して４．０～０．０の評点を付与して算出するものである。

（対象授業科目）

第３条　ＧＰＡの算出の対象授業科目は、学則第２２条の成績評価に則って、５段階評価を受けた授業科目とし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、ＧＰＡの算出の対象授業科目としない。

（成績評価及びＧＰ）

第４条　本学の定める成績評価及び成績評定（以下「ＧＰ」という。）は、次のとおりとする。

判定	評価名称	評価点の範囲	ＧＰ
合格	A°	90 点以上	4.0
	A	89～80 点	3.0
	B	79～70 点	2.0
	C	69～60 点	1.0
不合格	D	59 点以下	0.0
評価なし			
ＧＰＡ算出対象外	認定	単位認定科目	－

２　各学期の成績評価の分布状況は、教職員及び学生に公表する。

（ＧＰＡの種類及び算出方法）

第５条　ＧＰＡは、当該学期ごとに算出する学期ＧＰＡ、当該年度ごとに算出する年度ＧＰＡ及び在学中の各学期を通算して算出する通年ＧＰＡの３種類とする。

２　ＧＰＡの算出は、学期ごとに定められた日（以下「ＧＰＡ算出基準日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

３　ＧＰＡ算出基準日は、原則として前期にあっては９月１５日、後期にあっては２月２０日とする。

４　学期ＧＰＡ、年度ＧＰＡ及び通年ＧＰＡの算出方法は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第３位以下は四捨五入する。

一　学期ＧＰＡ

$$\text{ＧＰＡ} = \frac{\text{（当該学期に履修登録した教科科目の単位×成績値）の合計}}{\text{当該学期に履修登録した科目の単位合計}}$$

二　年度ＧＰＡ

$$\text{ＧＰＡ} = \frac{\text{（当該年度に履修登録した教科科目の単位×成績値）の合計}}{\text{当該年度に履修登録した科目の単位合計}}$$

三　通年ＧＰＡ

$$ＧＰＡ＝\frac{（入学時以後に履修登録した教科科目の単位×成績値）の合計}{入学時以後に履修登録した科目の単位合計}$$

ＧＰＡ＝〔（A゜の科目の総単位数）×４＋（Aの科目の総単位数）×３＋（Bの科目の総単位数）×２＋（Cの科目の総単位数）×１＋（Dの科目の総単位数）×０〕÷（A゜・A・B・C・D（評価なしを含む）の総単位数）

（履修の取消し）

第６条　一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

２　履修の取消しは、各学期の授業開始後７週目の期間に行うことができる。ただし、履修取消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価並びにＧＰＡ算出の対象となり、ＧＰは０とする。

３　前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

（履修登録単位数の上限）

第７条　単位修得に必要な学修時間を確保し、勉学の質を維持するため、各学科の学生が、１年間に登録できる単位数は、基礎教養科目及び専門教育科目との合計単位数で、履修単位数上限は５０単位を超えないものとする。

２　学長は、前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

３　年度ＧＰＡが１.０未満の者は、次年度の履修上限単位数は４５単位以下とする。

（ＧＰＡの活用）

第８条　算出されたＧＰＡは、次のとおり活用する。

（１）井田康子賞等、優秀学生の候補者選定や学内における各種奨学生の選考の基準を、各学科コースの上位２５％までを目安にするものとする。

（２）大学編入等の選考の基準を、学業成績が優秀で、１回生までの成績が各学科コースの上位３０％以内かつ、ＧＰＡが２．０以上あり意欲がある者とする。

（学修指導計画）

第９条　各学科は、ＧＰＡに基づく学修指導の計画を策定し、学期ごとに学生の学修指導を行うものとする。

２　面談等の指導対象者の基準は、ＧＰＡ２．０ポイント以下とし、学修指導の要否について学科会議で検討する。

３　連続する２学期において、各学期のＧＰＡが共に１.０未満であった学生は、学科長から厳重注意を行う。

４　連続する３学期において、各学期のＧＰＡが共に0.75未満であった学生は、学長から退学を勧告する。ただし、本人及び担任の意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断されれば、この限りではない。

５　各学科は、学修指導を行った結果を教務委員会に報告する。

（ＧＰＡの通知）

第１０条　学生及び保証人へのＧＰＡの通知は、成績通知書に学期ＧＰＡ及び年度ＧＰＡを表示することにより行う。

（ＧＰＡデータの提供）
第１１条　教務委員会は、本学の組織が教育活動の改善のために必要なＧＰＡのデータを、委員会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

（改廃）
第１２条　この内規の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
１　この内規は、平成３１年４月１日から施行する。
２　平成２７年７月２７日制定の グレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）に関する申し合わせは廃止する。

不正行為等防止に関する内規

制　　定：平成２６年　５月２９日
最近改正：平成３０年　４月　１日

（目的）
第１条　この内規は、履修規程第１３条にいう試験を公正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（事前指導）
第２条　学級担任（以下「担任」という。）は、ホームルームにおいて以下のことについて事前指導を行う。
一　受験の際は、不正行為及び不正行為と見なされる態度を取らないこと。
二　不正行為を行うと、その科目は単位不認定となること。
三　不正行為を行った科目が必修科目の場合は、再履修しなければならない。科目によっては卒業時に資格等が取得できない場合があり、卒業延期となることもあること。

（試験監督者の義務）
第３条　試験監督者（以下「監督者」という。）は、試験において以下のことに留意する。
一　「定期試験監督要領」により厳正に実施する。
二　学生証による本人確認と、履修登録名簿による出欠席のチェックを確実に行う。
三　机間巡回等により、不正行為をさせないように努める。
四　答案の回収漏れのないよう注意する。

（定義）
第４条　次の各号を不正行為とする。
一　受験者本人に代わって他人が試験を受験した場合
二　言語、動作等によって試験に関する内容をやり取りした場合
三　許可されていない物品を机に置いていた場合
四　筆記用具、持込み許可物品を貸し借りした場合
五　試験内容に関する事項を記したものを所持、又は身体、衣服、机上、筆記用具等に書き込みを行った場合
六　解答用紙を他人に見せ、又は他人の解答用紙を見た場合
七　携帯電話等の送受信機の通信手段を用いた場合、又は電子機器類を使用した場合
八　上記一～七と紛らわしい行為、及びその他試験の公正を欠くと見なされる行為
*四、六の場合、当該行為に関わりのある全員を不正行為を行ったものとする。

（行為発覚後の処置）

第５条　不正行為が発覚し、本人がそれを認めた場合、又は明確な証拠品がある場合は、以下の各号の順により処置する。

一　監督者は直ちに答案及び証拠品を押収し、試験終了後当該学生を教育支援センターへ連れて行く。なお、学生が続けて他の科目を受験する場合は、それらの終了後に教育支援センターに行かせるようにする。

二　教育支援センター長が監督者及び当該学生の双方から事情を聴取し、事実関係を確定する。

三　監督者は、教育支援センター長からの事情聴取後、報告書を教育支援センターへ提出する。

四　教育支援センター長は、当該学生が未成年又はそれに近い場合、学生に対し、自分が不正行為をしたことを帰宅の後保証人に報告するよう指導する。

五　教育支援センター長は、直ちに当該学科長・コース長、科目担当教員、担任に連絡し、速やかに事後指導について協議する。

（事後措置）

第６条　不正行為の事後措置は、以下のとおりとする。

一　担任は、経過と結果を保証人に伝えることを原則とする。

二　担任は、教育支援センターと十分連絡を取り合って当該学生の指導に努める。

三　担任は、当該学生に対し、学科長・コース長、教育支援センター長立会いの下に厳重に訓戒する。

四　教育支援センター長は、不正行為をした学生の氏名を学長及び教授会に報告する。

（試験科目の成績評価）

第７条　当該科目の成績はDとし、再試験は認めない。

（改廃）

第８条　この内規の改廃は、学長が行う。

附　則

この内規は、平成３０年４月１日から施行する。

定期試験等における不正行為に関する申し合わせ

制　　定：令和３年９月１６日

不正行為等防止に関する内規第４条第１項第七号に規定する電子機器類については、科目担当者が試験実施にあたり使用を指定した電子機器類を除くものとする。

奈良佐保短期大学長期履修学生規程

制　　定：平成２８年　４月　１日
最近改正：令和　３年　４月　１日

（目的）
第１条　奈良佐保短期大学学則（昭和４０年４月１日制定。以下「学則」という。）第４１条の４に基づき、長期履修学生に関する規程を定める。

（対象）
第２条　長期履修学生を希望することができる者は、次の各号のいずれかに該当するために修業年限２年（以下「標準修業年限」という。）で卒業することが困難な者とする。
一　職業を有している者
二　家事・育児・介護等の従事者
三　その他やむを得ない事情を有すると本学が認めた者

（長期履修期間と在学年限）
第３条　長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、３年又は４年とする。
２　休学期間は長期履修期間には算入しない。
３　在学年限は４年を超えることはできない。

（履修の制限）
第４条　長期履修学生が登録できる単位数は年度あたり３０単位を限度とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（出願手続）
第５条　学則第１１条に基づき長期履修学生を希望する者は、履修計画とそれに基づく長期履修学生としての受け入れの可否について、出願前に面談を受けなければならない。
２　前項の面談により許可を得た者が、長期履修学生として出願できるものとする。

（許可）
第６条　長期履修学生の入学許可は、入試委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

（本人への通知）
第７条　学長は、長期履修学生の受け入れについて出願者に通知するものとする。

（履修計画の変更）
第８条　標準修業年限で入学した者（以下「一般学生」という。）の長期履修学生への変更、長期履修学生の長期履修期間の変更は、同一人について１回限りとする。
２　次に該当する長期履修期間の延長は年度ごととし、許可されている長期履修期間満了の１年前ま

でに願い出るものとする。ただし、資格取得が困難となったことを理由に一般学生から長期履修学生への変更や長期履修期間の延長を願い出ることはできない。

一　一般学生が３年又は４年の長期履修学生へ変更する場合

二　長期履修学生が長期履修期間を延長する場合

３　次に該当する長期履修期間の短縮は学期ごととし、変更を希望する長期履修期間満了の半年前までに願い出るものとする。

一　長期履修期間を４年から３年に変更する場合

二　長期履修期間を３年又は４年から一般学生に変更する場合

４　長期履修学生は、転科を志願することはできない。

（履修計画の変更の手続）

第９条　前条の各号に該当する変更の願い出は、前期は７月末まで後期は１月末までに次の書類に学生証再発行の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

２　前条第２項第一号及び第３項第二号の願い出をしようとする者は、学籍異動願を提出しなければならない。

３　前条第２項第二号及び第３項第一号の願い出をしようとする者は、長期履修期間変更願を提出しなければならない。

（履修計画の変更の選考）

第１０条　履修計画の変更を申し出た場合は、学科の選考ののち教務委員会で検討後、教授会において審議し学長が許可する。

２　入学試験合格後入学までの間に、やむを得ない理由により、履修計画の変更を申し出た場合は、この規程を準用する。

（履修計画の変更の授業料）

第１１条　授業料の総額は、履修計画変更後の許可を受けた長期履修期間に応じた授業料の総額とする。

２　長期履修学生が卒業要件を満たさなかったことにより長期履修期間を超えた場合の授業料は、一般学生と同様の授業料を適用する。

３　変更を許可された者は、指定された期日までに別途必要な授業料等納入金を納めなければならない。

（改廃）

第１２条　この規程の改廃は、入試委員会及び教務委員会並びに教授会の議を経て学長が行う。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学転科規程

制　　定：平成２６年２月６日
最近改正：平成３０年４月１日

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良佐保短期大学学則第１５条の２第２項（転学科）に基づき、転科に関して必要な事項を定める。

（転科の時期）
第２条　転科の時期は４月１日とする。
２　前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経て、転科の時期を後期の始めとすることができる。

（転科の年次）
第３条　転科により所属することとなる学科の年次は、在学期間により決定する。
２　前項の規定にかかわらず、新たに所属することとなる学科で学則第２８条に規定する資格の取得を目指す場合は、１年次とする。

（転科の出願）
第４条　転科を出願する者は、転科を希望する時期の１か月前までに、転科願（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

（転科の審査）
第５条　教務委員会は、次の事項及び受入れの可否について審査する。
一　学科における欠員の状況及び教育上の支障の有無
二　出願の理由
三　在籍年次までの履修成績と転科後の履修可能性

（転科の許可）
第６条　転科の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

（本人への通知）
第７条　学長は、転科の可否について出願者に通知するものとする。

（既修得単位の取扱）
第８条　転科を許可された者の本学における修得単位（他大学等で修得した単位で本学入学時に認定された単位を含む。）については、教務委員会の議を経て、その全部又は一部を卒業に必要な単位として認定することができる。

（事務）
第９条　転科に係る事務は、教育支援センターが行う。

（改正）
第１０条　この規程の改正は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学卒業延期制度規程

制　　定：平成２０年３月１０日
最近改正：令和　３年４月　１日

（目的）

第１条　奈良佐保短期大学学則（昭和４０年４月１日制定。以下「学則」という。）第２６条第３項に基づき、卒業延期制度に関する規程を制定する。

第２条　学則第２条第１項に定める学科の学生で、同第２６条第１項に定める卒業要件を満たす者が、次の各号の免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出る場合は、この規程によるものとする。

一　介護福祉士資格
二　栄養士免許証
三　小学校教諭二種免許状
四　幼稚園教諭二種免許状
五　保育士資格

２　学則第４１条の２に定める長期履修学生及び同第４１条の５に定める外国人留学生については、この制度を適用しない。

（適用条件）

第３条　学科の学生で前条第１項の願い出をする者は、次の各号すべてを満たしている者とする。

一　在学期間が２年以上であること。（２年終了見込を含む。）
二　学則第２６条第１項に定める授業科目及び単位数を修得していること。（修得見込みを含む。）
三　当該年度の授業料等納付金を滞納していないこと。

２　卒業延期の期間を含めた在学年数が４年を超える場合は、願い出ることができない。

（期間）

第４条　卒業延期の期間は、６月又は１年とする。

２　特別の理由がある場合に限り、審議の上更に６月又は１年の延期を認めることがある。

３　前項の願い出をしようとする者は、改めて第５条に定める手続をしなければならない。

４　第２条第１項に定める資格の取得に必要な科目の履修が後期である場合は、卒業延期年前期の休学を認める。

（手続）

第５条　第２条第１項の願い出をしようとする者は、保証人が連署・捺印した「卒業延期願」（第１号様式）に担任の承認印を受領の上、前期の延期を希望する者は２月２４日から３月４日、後期の延期を希望する者は８月２４日から９月４日までの期間内に提出する。

第６条　卒業判定教授会において、卒業延期についての議を経て、学長は、これを許可するものとする。

２　許可された者について、「卒業延期許可通知」（第２号様式）を本人及び保証人に送付する。

（授業料等納付金）

第７条　卒業延期が許可された者は、授業料等納付金及び学外実習に関する費用を納入しなければならない。

２　前項の納付金については、学則第３２条の規定にかかわらず、前期科目に関わる納付金は前年度の３月２６日までに、後期科目に関わる納付金については当年度の９月２６日までに納入するものとする。ただし、学外実習に関する費用で分割できないものは前期に併せて納入するものとする。

３　前項の期日までに納入しない者は、卒業延期許可を取り消し、本来卒業すべき期末日での卒業とする。（第３号様式）

第８条　授業料等納付金の額は、学則別表Ⅱに定める額の二分の一とする。ただし、延期が６月の場合は、学則別表Ⅱに定める額の四分の一とする。

２　第４条第４項の場合は、休学期間の授業料等納付金を徴収しない。

第９条　学外実習に関する費用については、減免を行わない。

（卒業延期の取消）

第１０条　卒業延期が認められた者で、事情変更により本来卒業すべき期末での卒業を希望する場合は、所定の期限までに「卒業延期取消願」（第４号様式）を提出するものとする。

２　前項の願い出があった場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可するものとする。（第５号様式）

３　卒業延期の取消が認められた場合は、第７条第１項の納付金の全額を返還する。

（卒業の時期）

第１１条　卒業延期した学生の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する時とする。

（延期期間の短縮）

第１２条　前条の規定にかかわらず、事情により卒業延期期間の短縮を願い出た者について、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。（第６号様式）（第７号様式）

２　第１項の短縮は、６月を単位期間とする。

３　短縮により在学しないこととなった期間の学外実習費については既に支出した額を減じた残余を返還する。

第１３条　前条の短縮は、新しい学期が始まる１月前までに願い出るものとする。

（改廃）

第１４条　この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学科目等履修生規程

制　　定：平成１４年　６月１０日
最近改正：令和　４年　４月　１日

（目的）
第１条　奈良佐保短期大学学則（昭和４０年４月１日制定。以下「学則」という。）第４３条第３項に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する規程を定める。

（出願資格）
第２条　履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。
一　高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
三　学校教育法施行規則第１５０条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者２　保育士資格取得を目的とする履修生の出願資格は、厚生労働省の指定する指定保育士養成施設を卒業し、かつ卒業後１年以内であることとする。

（出願手続）
第３条　履修生を志願する者は、毎年３月１日から３月１０日まで、及び９月１日から９月１０日までの出願期間内に、次の書類に第８条第１項に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。
一　科目等履修生志願書（１号様式）
二　履歴書（写真添付）（２号様式）
三　最終学校の卒業証明書又は修了証明書
四　最終学校の成績証明書
五　勤務のあるものは所属長の承諾書
２　奈良佐保短期大学を卒業した者が履修生として出願する場合、前項第三号及び第四号の書類の提出は要しない。
３　履修生として入学を志願する者のうち、学校教育法第１５０条及び学校教育法施行規則大第１６４条に規定する特別課程（以下「履修証明プログラム」という。）の履修を希望する者は、前項の志願書により願い出るものとする。
４　前項の履修証明プログラムについては、別に定める。

（選考及び許可）
第４条　前条の手続により履修生を志望した者について、書類選考のほか、必要に応じて学力検査、実技検査及び面接を行うことがある。

２　前項の選考に合格した者について、学長は教授会の議を経て入学を許可する。
３　履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を発行する。

（入学手続及び入学の取消）
第５条　入学を許可された者は第８条及び第９条に定める費用の全額を、次に定める期限までに納入しなければならない。
一　前期科目　　前期授業の始まる前日
二　後期科目　　後期授業の始まる前日
２　期限までに授業料等の納付がない場合は、学長は教授会の議を経て入学を取り消す場合がある。
３　科目等履修生については、履修料等の免除及び徴収猶予の取扱いはしない。
４　入学を許可された者が、辞退する場合は前項の期限までに事情により科目等履修生入学辞退届（３号様式）を提出しなければならない。

（入学の時期）
第６条　履修生の入学は学年又は学期の始めとする。

（履修期間及び期間の延長）
第７条　履修生の履修期間は、原則として、６月又は１年とし２年を超えることができない。
２　入学を許可された期間内に新たに他の科目を履修しようとする者は、第３条第１項に定める期間内に、履修科目追加願（４号様式）を提出し、改めて許可を得なければならない。
３　第１項の履修期間終了後、なお引き続き履修生として他の科目を履修しようとする者は、科目等履修生履修期間延長願（５号様式）とともに履修科目追加願を提出し許可を得なければならない。
４　前２項の手続きは、第３条第１項に定める期間内に行うものとする。
第７条の２　単位認定されなかった履修科目について再履修を希望する者は、科目等履修生履修期間延長願とともに科目等履修生科目再履修願（６号様式）を第３条第１項に定める期間内に提出し、再履修について許可を得なければならない。
２　前項の願い出があった場合、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。
３　第１項によって再履修が認められた科目については、履修期間終了後１年以内に限り、期間が連続しない場合でも第８条第１項に定める入学検定料及び履修生登録料は新たに徴収しないものとする。

（履修料等）
第８条　入学検定料、履修生登録料及び履修料は、次のとおりとする。
一　入学検定料　５，０００円
二　履修生登録料　１０，０００円

三　履　　修　　料　講義・演習　１単位につき　１０，０００円
　　実習　　１単位につき　２０，０００円
２　一旦納入した入学検定料、履修生登録料及び履修料は原則として返還しない。
３　第７条第２項及び第３項により他の科目を履修する場合は、改めて履修料を徴収する。
４　第７条の２第１項及び第３項により再履修する科目については、改めて履修料を徴収する。
第９条　実験及び実習に関する費用は別に徴収する。
２　履修に要する特別の費用は、履修生の負担とする。

（退学）
第１０条　退学する場合は、科目等履修生退学願（７号様式）を提出しなければならない。

（単位認定と証明書の交付）
第１１条　授業科目を履修し、試験に合格した者には、単位を与える。
２　学長は単位を与えた科目について単位修得証明書を発行する。

（履修科目の制限）
第１２条　履修生が本学において履修できる科目の総単位数は、１８単位以内とする。
ただし、学外実習の履修は原則として認めない。
第１３条　前条の規定にかかわらず、保育士試験を受験のために履修生となる場合の総単位は、４０単位以内とする。
第１４条　前条の履修生については、第７条第１項の規定にかかわらず、期間の延長を認めない。
２　前条の履修生については、第７条第３項の規定にかかわらず、科目の追加を認めない。
３　前条の履修生については、第７条の２第１項の規定にかかわらず、再履修を認めない。

（規程の準用）
第１５条　この規程に定められていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

（改廃）
第１６条　この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学再入学に関する規程

制　　定：平成２７年2月１２日

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第１４条第２項に基づき、再入学に関する事項を定めるものとする。

（志願）
第２条　再入学を志願できる者は、学則第１４条の規定に該当する者とする。
第３条　中途退学となった日から３年を経過した者は、再入学を志願することができない。

（時期）
第４条　再入学の開始時期は学期の始めとする。

（制限）
第５条　再入学は、同一人において１回限りとする。

（出願手続）
第６条　再入学を志願する者は、希望する再入学時期の２か月前までに次の各号に掲げる書類に検定料２０，０００円を添えて、願い出るものとする。
一　再入学願（別記様式により、本人が作成したもの）
二　再入学後の在留資格が「留学」となる外国人は、在留資格認定申請の際に必要となる経費支弁能力を証明できる書類
三　その他大学が必要とする書類

（審査・決定）
第７条　再入学志願者には、必要に応じて学力試験、面接を行うことがある。
２　再入学の可否決定は、学科における審査を踏まえ、教授会の議を経て学長が行う。

（在学期間等）
第８条　再入学した者の在学期間については、中途退学前に在学していた期間を学期単位で算入する。
２　再入学後の休学期間は、中途退学前の休学期間と合算して学則第１６条第３項に規定する期間を超えることはできない。

（既修得単位の認定）
第９条　再入学した者が、中途退学となる前に本学において修得した単位は、再入学後の単位に算入することができる。
２　前項に係る単位認定は、各学期の完了した期までとする。
３　再入学後における履修計画については、学科長の指示するところによる。

（再入学の手続）
第１０条　再入学の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に授業料等を添えて再入学の手続きを行うものとする。

（授業料等）
第１１条　前条の授業料等の額は、再入学後に属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学復籍に関する規程

制　　定：平成２６年１０月９日

（趣旨）

第１条　この規程は、奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第１８条の２第２項に基づき、復籍に関する規程を定めるものとする。

（志願）

第２条　復籍を志願できる者は、学則第１８条第１項第三号の規定により除籍となった者とする。

第３条　授業料未納による除籍となった日から３年を経過した者は、復籍を志願することができない。

２　前項の規定にかかわらず、平成２４年度以前の入学者については、平成２７年度前期又は後期において復籍を認めることができる。

（時期）

第４条　復籍の開始時期は学期の始めとし、授業料未納による除籍となった年次・学期とする。

（制限）

第５条　復籍は、同一人において１回限りとする。

（出願手続）

第６条　復籍を志願する者は、希望する復籍時期の２か月前までに次の各号に掲げる書類に学則別表Ⅱに定める検定料を添えて、願い出るものとする。

一　復籍願（別記様式により、本人が作成したもの）

二　復籍後の在留資格が「留学」となる外国人は、在留資格認定申請の際に必要となる経費支弁能力を証明できる書類

三　その他大学が必要とする書類

（審査・決定）

第７条　復籍志願者には、必要に応じて学力試験、面接を行うことがある。

２　復籍の可否決定は、学科における審査を踏まえ、教授会の議を経て行う。

（修業年限等）

第８条　復籍した者の修業年限は、学則第３条に定める修業年限から、授業料未納による除籍前の在学期間を学期単位で差し引いた期間とする。

２　復籍した者の在学年限は、学則第３条に定める在学年限から、授業料未納による除籍前に在学していた期間を学期単位で差し引いた期間とする。

３　復籍後の休学期間は、除籍前の在学期間中の休学期間と合算して学則第１６条第３項に規定する期間を超えることはできない。

（既修得単位の認定）

第９条　復籍した者が、除籍となる前に本学において修得した単位は、復籍後の単位に算入することができる。

２　前項に係る単位認定は、授業料納付の完了した期までとする。

３　復籍後における履修計画については、学科長の指示するところによる。

（復籍の手続）

第１０条　復籍の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に授業料等を添えて復籍の手続を行うものとする。

（授業料等）

第１１条　前項の授業料等の額は、復籍後に属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（特別措置）

第１２条　卒業要件を満たしている者で、学則第１８条第１項第三号により除籍となった者については、除籍となった日の翌月末までに未納の授業料を納付することにより卒業を認めることができる。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

附　則

この規程は、平成２６年１０月９日から施行する。

奈良佐保短期大学外国人留学生規程

制　　定：平成１９年１２月　３日
最近改正：令和　２年　４月　１日

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良佐保短期大学学則（昭和４０年４月１日制定。以下「学則」という。）第４１条の７の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（種類）
第２条　前条の留学生は、学則第２条に規定する学生及び学則第４３条に規定する科目等履修生の二種類とする。
２　留学生については、長期履修学生を認めない。

（入学資格）
第３条　奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）に留学生として入学することのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。
一　日本国籍を有しない者
二　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれと同等以上の資格を有する者
三　出入国管理及び難民認定法において、「留学」の在留資格を有する者、又はそれ以外の在留資格を有する者で入学後「留学」の在留資格に変更できる者
四　入学後の修学に必要な日本語能力を有する者

（入学書類・納付金）
第４条　入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

（在籍年数の制限）
第５条　２年の修業年限を経過した時、卒業に必要な単位数が２０単位を超えて不足している者は、原則として以後の在籍を認めない。
２　留学生が２年の修業年限を越えて在籍できる期間は、学則第３条第１項ただし書きの規定に関わらず、原則として１年に限る。

（授業料等の減免）
第６条　学長は、学則第４１条の６に基づき、留学生の授業料等納付金を減免することができる。
２　前項の減免については、教授会の議を経て、学長が決定する。
（除籍）
第７条　留学生が在留資格を失った場合は、遅滞なくこれを除籍するものとする。
２　留学生が無届けで３か月以上欠席したときは、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

（学則等の適用）
第８条　留学生に関しては、この規程に定めるもののほか学則その他の規程を適用する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、入試委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学派遣交換留学生規程

制　　定：平成２４年　７月１２日
最近改正：平成２７年　４月　１日

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）と外国にある大学との間で結んだ交流協定に基づき派遣する交換留学生（以下「派遣学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（派遣学生の資格）
第２条　派遣学生の資格は６か月以上在学したものとし、学業成績が優秀な者とする。

（出願手続）
第３条　派遣留学を希望する学生は、指定された期日までに次に掲げる書類により学長に願い出なければならない。
一　派遣交換留学生応募願書（様式１）
二　履歴書・身上書（様式２）
三　派遣交換留学志願理由書（様式３）
四　語学能力を示す書類
五　誓約書（様式４）
六　健康診断書
七　成績証明書
八　その他特に指定する書類

（派遣学生の選考）
第４条　派遣学生の選考は、学生の所属する学科が行い、教授会の議を経て学長が決定する。

（派遣学生の決定）
第５条　派遣学生の決定は、派遣学生の選考書類に基づき協定大学が行う。

（派遣時期）
第６条　派遣学生の派遣時期は、毎学期の始めとする。

（派遣期間）
第７条　派遣学生の派遣期間は、６か月とする。ただし、学長は、教育上特に必要と認められるときは教授会の議を経て延長を許可することがある。

２　前項の派遣期間は在学年数に算入する。

（単位認定）

第８条 学生が協定大学において修得した授業科目及び単位数については、奈良佐保短期大学学則第２５条第１項に定めるところにより、本学において修得したものとみなすことができる。

２　前項により本学における授業科目の履修とみなすことができる単位数は１５単位とし、期間延長の場合は３０単位を上限とする。

３　派遣学生の履修科目及び修得単位の取扱い並びに単位認定に関する諸手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（派遣の取消）

第９条 派遣学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、協定大学と協議の上、派遣を取り消すことができる。

一　協定大学において成業の見込みがないとき。

二　本学に所定の授業料の納入を怠ったとき。

三　本人の事情により協定大学での修学が継続できなくなったとき。

四　派遣学生としてふさわしくない行為を行ったとき。

（履修報告書等の提出）

第１０条　派遣学生は、留学期間が終了したときは、協定大学の成績確定後速やかに所定の履修報告書及び協定大学が交付する成績証明書を所属する学科の長に提出しなければならない。

２　学科長は、前項の履修報告書等の写しを添付し学長に報告するものとする。

（授業料等）

第１１条　派遣学生は派遣期間中も正規の授業料を納入しなければならない。

２　協定大学における授業料その他の費用に関する取扱いは、協定大学との協議により定めるものとする。

（実施の細目）

第１２条　この規程の実施に関する必要事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第１３条　この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

奈良佐保短期大学派遣交流学生規程

制　　定：平成２６年１２月１１日

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）と外国にある大学との間で結んだ交流協定に基づき派遣する交流学生（以下「交流学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（交流学生の資格）
第２条　交流学生の資格は３か月以上在学し、学業成績が優秀で、学科長から推薦が得られる者とする。

（出願手続）
第３条　派遣交流を希望する学生は、指定された期日までに次にあげる書類により学科長に願い出なければならない。
一　派遣交流学生個人票（様式１）
二　留学・研修等届（様式２）
三　推薦書（様式３）

（交流学生の選考）
第４条　交流学生の選考は、学生の所属する学科が行い、学長が決定する。

（交流学生の受入れ）
第５条　交流学生の受入れは、協定大学が行う。

（交流時期）
第６条　交流学生の交流時期は、長期休業中とし、本学の学業に支障のないようにする。

（交流期間）
第７条　交流学生の交流期間は、２週間以内とする。

（費用）
第８条　宿泊費用やその他の費用については自己負担とし、協定大学が定めたものとする。

（実施の細目）
第９条　この規程の実施に関する必要事項は、学長が別に定める。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、教授会の議を経て留学生プロジェクトが行う。

附　則
この規程は、平成２６年１２月１１日から施行する。

奈良佐保短期大学交換留学生規程

制　　定：平成２４年　３月　８日
最近改正：平成２７年　４月　１日

（趣旨）
第１条　奈良佐保短期大学学則第４３条の３の規定に基づき、この規程を定める。

（履修単位）
第２条　交換留学生の履修は、事前に指定された科目に限る。

（受入時期）
第３条　交換留学生の受入時期は、毎学期の始めとする。

（在学期間）
第４条　在学期間は１年以内とし、期間の延長を認めない。

（出願手続）
第５条　交換留学生を志願する者は、現に在学する大学（以下「在学大学」という。）を経由して、願書（様式１）を提出しなければならない。
２　前項の願書には、次の書類を添えなければならない。
一　個人調査書（様式２）
二　交換留学生受入れ依頼書（在学大学学部長等が作成した本学学長宛の推薦状）
三　履歴書（様式３）
四　在学大学の成績証明書
五　在学証明書
六　日本語能力試験成績証明書
七　留学計画書（様式４）
八　健康診断書（様式５）
九　経費支弁書（様式６）
十　その他特に指定する書類

（出願期日）
第６条　前条第１項の出願期日は、履修を希望する３月前までとする。
２　前条第２項の書類は、英語もしくは日本語によるものとする。ただし、原本に日本語を添えた場合は、これを可とする。

（選考）
第７条　交換留学生の選考は各学科が行い、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

（入学許可書の交付）
第８条　入学を許可した時は、在学大学を経由して入学許可書（様式７）を当該学生に交付する。

（履修手続）
第９条　交換留学生は、履修を許可された科目の履修願を指定する期日までに提出しなければならない。ただし、各期１０科目以上の履修を必要とする。

（単位の認定）
第１０条　交換留学生が履修した科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき、学長が単位を認定する。

（単位修得証明書）
第１１条　前条により単位を認定したときは、単位修得証明書を在学大学に交付する。

（聴講料）
第１２条　協定覚書の受入れ人数を超える交換留学生（以下「枠外交換留学生」という。）については、以下の聴講料を徴収する。

講義・演習　１単位につき　１０，０００円
実習　　１単位につき　２０，０００円

２　前項により徴収する聴講料の上限は各期２８０，０００円とする。

（費用）
第１３条　実験実習及び教材に係る特別の費用は、交換留学生（枠外交換留学生を含む。）の負担とする。
２　宿舎等に係る費用については、交換留学生に対しては一部補助を行うが、枠外交換留学生に対しては補助を行わない。

（準用）
第１４条　奈良佐保短期大学学則における学生に関する規定は、交換留学生に準用する。

（改廃）
第１５条　この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

NARA SAHO
COLLEGE